



“みらい”都市

みどりがつなが  
笑顔あふれる

しあわせと



第 2 次

つくばみらい市

総合計画



## 第2次つくばみらい市総合計画 目次

### 序 論

第1章 策定の趣旨と役割	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の構成	2
3 個別計画との関係	2
第2章 計画策定の背景	3
1 位置・地勢・気候等の条件	3
2 本市に影響を与える様々な時代潮流	4
3 主要なデータから見た本市の状況	9
4 本市のまちづくりに対する意識の変化	14
5 「つくばみらい市総合計画新基本計画」の達成状況	24
6 市民ワークショップから見た本市への期待	27
7 市民グループヒアリングから見た本市への期待	32
第3章 本市を取り巻く政策課題の整理	35
1 政策課題の整理の視点	35
2 3つの視点による政策課題	36

### 第1編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像	40
1 まちづくりの基本理念	40
2 将来像	41
第2章 まちづくりの将来指標	42
1 まちづくりの規模（人口指標）	42
2 まちづくりの質（しあわせ指標）	43
第3章 まちづくりのデザイン	44
1 グランドデザイン（土地利用構想）	44
2 ライフデザイン（暮らしづくり構想）	48
3 ソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）	50
第4章 まちづくりの基本目標	52
1 市民目線に立った質の高いまちを創る	52
2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	52
3 連携や協力によって支え合う社会を創る	52

### 第2編 前期基本計画

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る	55
第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち	56
（1）計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	59
（2）環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり	61
第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち	64

(1) 地域産業の育成と活性化 .....	67
(2) 新たな活力となる産業の創出 .....	69
(3) 道路ネットワークと公共交通の充実 .....	71
第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち .....	74
(1) 上水道及び生活排水対策の整備 .....	77
(2) 快適な生活環境の保全と整備 .....	79
(3) 循環型社会の構築 .....	81
<b>第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る</b> .....	83
第1節 すくすく育つ“みらい”の子 .....	84
(1) 子育て支援の充実 .....	87
(2) 学校教育の充実 .....	91
(3) 青少年健全育成の推進 .....	94
第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民 .....	96
(1) 市民の健康づくりの推進 .....	99
(2) 生涯学習の推進 .....	101
(3) スポーツ・レクリエーションの推進 .....	103
第3節 みんなで守る“みらい”のまち .....	104
(1) 安全・安心なまちづくりの推進 .....	107
(2) 高齢者福祉の充実 .....	110
(3) 障がい者福祉の充実 .....	112
(4) 地域福祉の推進 .....	114
(5) 社会保障の充実 .....	115
<b>第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る</b> .....	117
第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る .....	118
(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現 .....	121
(2) 男女共同参画の推進 .....	123
第2節 みんなが交流する社会を創る .....	126
(1) 個性と魅力ある地域づくり .....	129
(2) 多様な交流を育む環境づくり .....	132
第3節 みんなで協力して社会を創る .....	134
(1) 協働のまちづくりの推進 .....	137
(2) 効率・効果的な行財政運営 .....	139
(3) 広域行政の充実強化 .....	142

## 資料編

注) 本文中に\*の印ある用語は資料編の用語解説をご覧ください。

■第2次つくばみらい市総合計画

# 序 論

第1章 策定の趣旨と役割

第2章 計画策定の背景

第3章 本市を取り巻く政策課題の整理

## 第1章

## 策定の趣旨と役割

## 1 策定の趣旨

本市は、計画的かつ安定的な行財政運営を行っていくため、2008年（平成20年）3月に「つくばみらい市総合計画（基本構想，基本計画）」を策定、2012年（平成24年）3月に「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定しました。

本市における状況は、日本における人口減少社会への対応、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、市民ニーズの多様化、さらには、東日本大震災や関東・東北豪雨等の経験を踏まえた新たな自然災害への対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

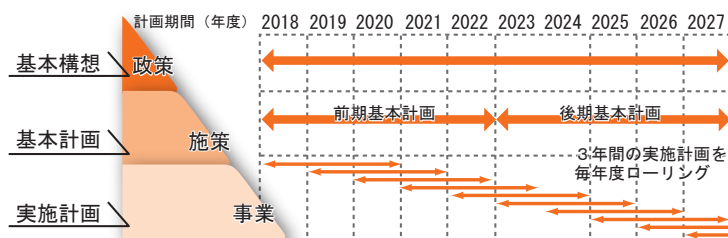
本市では、こうした社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、「つくばみらい市総合計画条例」に基づき、市民と行政のまちづくりの行動計画となる第2次つくばみらい市総合計画を市民参画の下、策定するものです。

## 2 計画の構成

総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

- (1) 基本構想（10年間） 2018年度（平成30年度）～2027年度  
本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、将来像と目標を明らかにします。
- (2) 前期基本計画（5年間） 2018年度（平成30年度）～2022年度  
将来像を実現するために、具体的に推進すべき施策を体系的に明らかにします。
- (3) 実施計画 計画期間は3年間（毎年度ローリングする）  
基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。



## 3 個別計画との関係

総合計画は、行政が取り組むまちづくりのあらゆる分野を網羅した市の最上位計画です。個別計画は、総合計画に即して策定される、まちづくりの特定の分野に関する個別具体的な計画です。そのため、個別計画は、総合計画との整合を図り策定することが求められます。

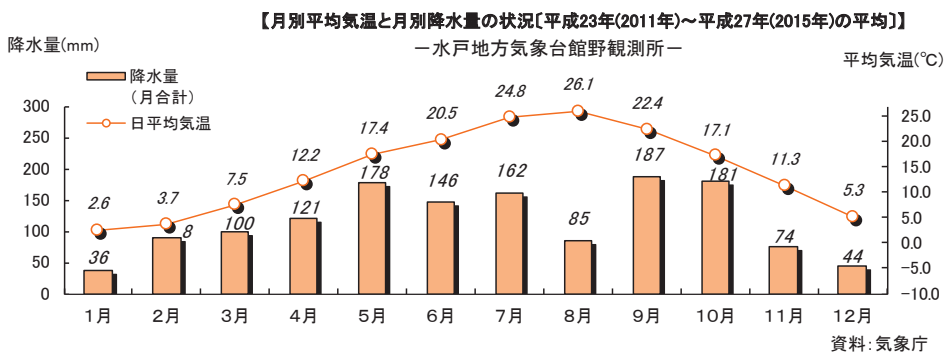
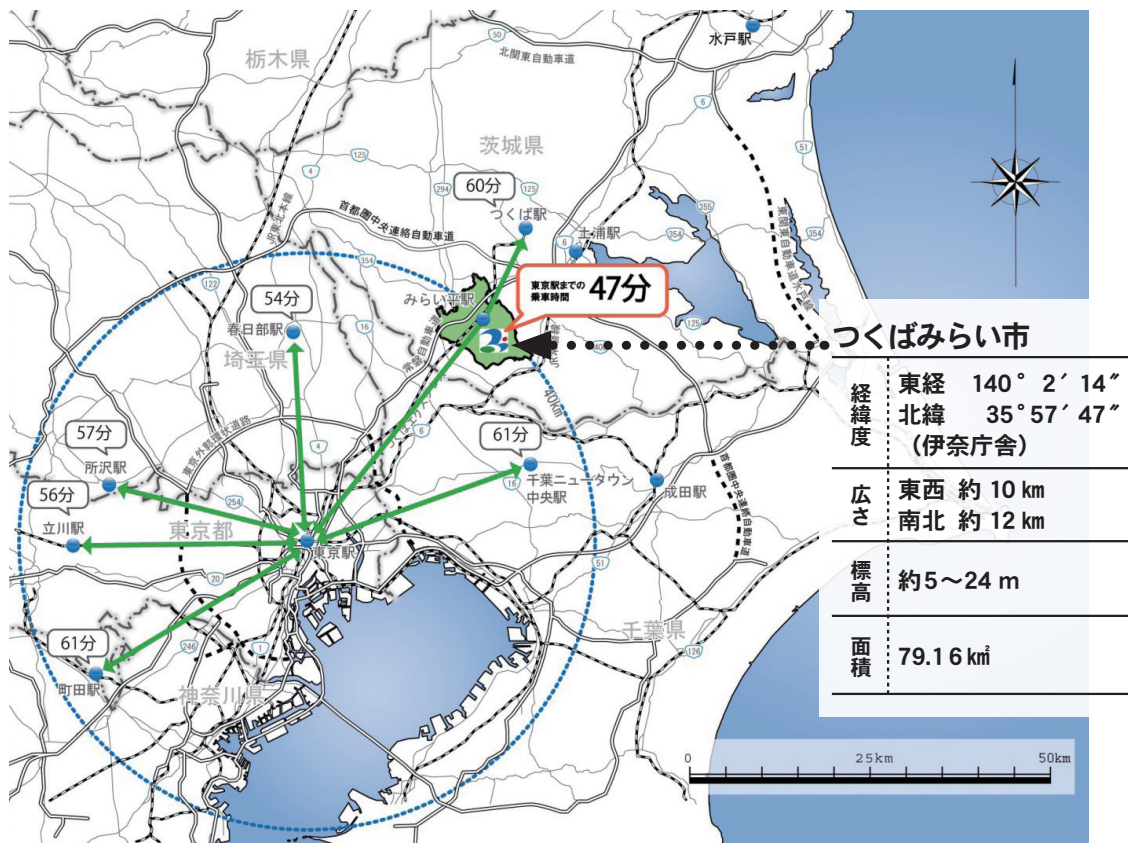


▲総合計画と個別計画との関係(イメージ)

# 計画策定の背景

## 1 位置・地勢・気候等の条件

本市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置しています。東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しており、市域面積は79.16km<sup>2</sup>（東西約10km、南北は約12km、標高約5～24m）となっています。市内に谷和原インターチェンジを有する常磐自動車道、西部を南北に通る国道294号、北部を東西に通る国道354号、常磐自動車道とほぼ並行するようにつくばエクスプレス（みらい平駅）、本市を南北に通る関東鉄道常総線（小絹駅）などの幹線交通網が各都市を結ぶ、恵まれた立地条件となっています。つくばエクスプレスの開業により、みらい平駅から東京駅までは47分（乗車時間のみ）となり、都心までの移動時間が短縮されています。



## 2 本市に影響を与える様々な時代潮流

### (1) 本市を取り巻く時代の潮流

#### < 低成長時代のまちづくりに向けた仕組みづくり >

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、人々のライフスタイルに合わせた豊かな社会を形成していくため、低成長時代の中で持続するまちづくりが求められています。

#### ① 魅力あふれる地方の創生による人口減少社会の克服

2014年（平成26年）5月に民間研究機関の「日本創成会議」が公表した、全国の約半数に当たる896市区町村が消滅可能性があるとのレポートは、全国の地方自治体に衝撃をもたらしました。人口減少や高齢化は、国内需要や労働力人口の減少などによる経済活動の縮小、地域コミュニティ\*の崩壊、社会生活基盤の劣化につながると懸念され、消滅可能性の原因になるとの指摘もなされています。そのため、魅力あふれる地方を創生し、人口減少を克服することが課題となっています。

#### ② 価値観と暮らしの多様化

人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきており、社会との関わり方や家族の在り方などのライフスタイルの多様化が進んでいます。このような社会の変化の中で、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方が選択・実現できる社会を求める声も大きくなってきており、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくための対応が求められています。

#### ③ 公と民の新たな関係構築の機運の広がり

2000年（平成12年）の「地方分権一括法」の施行以降、国から地方へ、広域自治体から基礎自治体への「権限移譲」と、国の法令による義務づけ・枠づけの見直しなどの「規制緩和」が進んでいます。地方自治体は様々な主体と協力関係を築き、地域の実情に即した効率的かつ自主的な行政運営を実現することが求められています。さらに、地域主導型への転換と歩調を合わせるように、社会の成熟化、社会への貢献意識の高まりなどを背景に、市民と行政の協働の領域の拡大が進んでおり、行政運営やまちづくりへの市民参画機会は拡大する傾向にあります。



■NPO法人城山を考える会主催イベント



■まち・ひと・しごと創生

## < ボーダーレス化する社会への対応 >

急速な技術革新を背景とした情報通信分野の発展は目覚ましく、社会経済の仕組みも大きく変化し、様々な局面においてボーダーレス化\*が進んでいます。さらに、地球温暖化が要因とされる気候変動など地球規模での環境問題が顕在化しています。

### ①経済構造の変化とグローバル化\*の進展

世界経済の結びつきが深まるグローバル化\*が進展する中、アジアの新興国の成長等により様々な分野において国際競争が激化しています。こうした中、投資の国際的な相互交流やT P P\*（環太平洋パートナーシップ）、R C E P\*（東アジア地域包括的経済連携）等の検討に代表されるように経済連携の強化等によるヒト・モノ・カネ・情報の交流の拡大に対応しながら、地域経済の活性化、事業者間の連携による新たな市場への展開など、民間事業者が積極的に事業展開できる環境を整えることが求められています。

### ②自然災害や環境・エネルギーなど地球規模でのリスク変化

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の危機など地球規模での環境問題が非常に深刻となっています。また、極端化する気象現象による災害の頻発化・激甚化、PM 2.5による国境を越えた大気汚染など、かつてなかった環境問題が生じてきており、地球環境保全対策は喫緊の課題となっています。

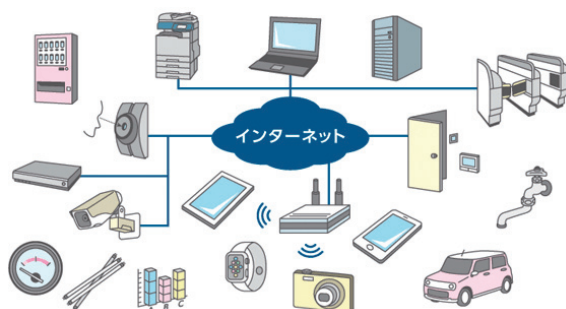
さらに、福島第一原子力発電所事故以降、環境とエネルギー安定供給の確保と経済が調和した低炭素\*社会の実現を求める声が大きくなってきており、各国と連携を図りながら、環境負荷の少ないエネルギー政策を展開していくことが重要となっています。

また、新型インフルエンザ・デング熱・エボラ出血熱など感染症の不安も広がっており、日常的な生活の範囲にまで、グローバル化\*による様々な脅威が増えてきています。

### ③科学技術の革新的進歩

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる「ユビキタスネットワーク社会」は21世紀初頭から構想されていましたが、近年、急速に現実化が進んでいます。スマートフォンなどのデバイス（端末）技術、「モノ」のインターネット化（IoT技術\*）の進展、ワイヤレスなどのネットワーク技術、クラウドなどのプラットフォームやビッグデータなどを活用したサービスの進展が進み、経済活動や日常生活などのあらゆる分野で変化をもたらしています。

このように、情報通信ネットワークの高度化・多様化が加速する中で、社会の情報化もこれまでにない速さで進展していることから、成熟・安定型社会への転換期に求められる様々な課題を解決するツールとして、積極的に利用していくことが期待されています。



■「モノ」のインターネット化（IoT技術）のイメージ



## (2) 茨城県における本市の位置づけ

本市が属する茨城県には44市町村(32市10町2村)の自治体があり、茨城県では総合計画をはじめ関連諸計画においては、県土を「県北山間」、「県北臨海」、「県央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の6つの地域に区分しており、本市は「県南」に分類されています。

「県南」は、東京圏に近接し、常磐自動車道、JR常磐線、つくばエクスプレスなどの交通体系の整備を背景に都市化が進展する一方、筑波山や霞ヶ浦をはじめ、広大な水田が広がる自然環境を有する地域です。ロボットやナノテクなどを中心とした世界最先端の研究開発拠点から新事業・新産業が創出され、科学技術が日常生活に溶け込んだ快適な都市空間を形成していく地域であるとともに、安定した水田農業経営の確立や多様なアグリビジネス\*の発展による特色ある農業が展開されています。自然と都市が調和する魅力的な生活環境や東京圏と結びついた国際交流空間が形成されており、積極的に展開していく地域としての役割を持っています。

(茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」より)

### 茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」

(計画決定 2016年(平成28年)3月28日)

茨城県においては、急激な人口減少や超高齢化の進行、社会経済のグローバル化\*、情報通信技術等の劇的な進歩など社会経済情勢の変化や課題に的確に対応し、未来のいばらきを県民と共に創ることを目的とし、平成28年度(2016年度)からの県政運営の指針となる茨城県総合計画『いばらき未来共創プラン』を策定しています。



#### 基本理念 『みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき』 ～生活と産業の未来を拓く新たな価値の創造～

人口減少社会の中にあっても、安全・安心、快適な生活環境のもとで、雇用がしっかりと確保され、誰もが個性や能力を発揮しながら主体的にいきいきと活躍することができる「人が輝く元気で住みよい いばらき」を創造していく。

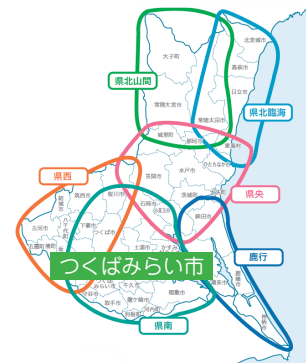
県はもとより、県民や市町村、企業、大学・研究機関、NPO\*など、みんなが連携・協働し、生活や産業など様々な分野において、社会的意義のある新たな価値を生み出すイノベーション\*を創出することにより、日本や世界の発展に貢献していく。

#### (地域づくりの基本方向 県南ゾーン 抜粋)

##### 目指す将来像

○ロボットやナノテクなどを中心とした世界最先端の研究開発拠点から新事業・新産業が創出されるとともに、科学技術が日常生活に溶け込んだ快適な都市空間が形成されています。

○安定した水田農業経営の確立や多様なアグリビジネス\*の発展による特色ある農業が展開されるとともに、自然と都市が調和した魅力的な生活環境や東京圏と結びついた国際交流空間が形成されています。



### (3) まちづくりの沿革から見た本市のあゆみ

この地では、縄文・弥生の時代から人々が住み、稲作や狩猟などで生計を立てていたことがわかっています。江戸時代の初期には、幕府代官頭・伊奈半十郎忠治が幕命によって治水工事を起こし、常陸谷原三万石の耕地が開発され、関東でも有数の米どころとなりました。現在の市域の枠組みは、1889年(明治22年)の市制町村制の施行、1954年(昭和29年)の伊奈村の発足〔1985年(昭和60年)に町制施行して伊奈町となる〕、1955年(昭和30年)の谷和原村の発足を経てつくられてきました。高度経済成長期以降は、行政による住宅開発や工業地域の指定、民間の住宅開発、常磐自動車道谷和原インターチェンジの設置、常総ニュータウンの開発などにより発展してきました。そして、つくばエクスプレスの開業やみらい平駅周辺地区の開発など、さらなるまちづくりの展開が進む中、2006年(平成18年)3月、伊奈町と谷和原村の合併により、新たに「つくばみらい市」が誕生し、現在に至ります。

- 1889年(明治22年) 市制町村制施行により下記の11村が発足  
(筑波郡小張村・豊村・谷井田村・三島村・板橋村・久賀村・鹿島村・十和村・福岡村・北相馬郡長崎村・小絹村)
- 1896年(明治29年) 北相馬郡長崎村が筑波郡に編入
- 1938年(昭和13年) 鹿島村・長崎村が合併し、谷原村が発足
- 1954年(昭和29年) 三島村・谷井田村・豊村・小張村が合併し、伊奈村が発足
- 1955年(昭和30年) 久賀村の一部が伊奈村に編入
- 1955年(昭和30年) 谷原村・十和村・福岡村・北相馬郡小絹村が合併し、谷和原村が発足
- 1955年(昭和30年) 板橋村が伊奈村に編入
- 1985年(昭和60年) 伊奈村が町制施行し伊奈町となる
- 2005年(平成17年) 伊奈町・谷和原村合併協議会設置
- 2006年(平成18年) 伊奈町と谷和原村が合併し、つくばみらい市が発足
- 2016年(平成28年) 市制10周年



## 「つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

〔2016年(平成28年)3月〕

我が国の人口は、2008年(平成20年)以降減少傾向にあり、総人口は、今後、加速度的に減少が進むと見込まれており、現在、人口増加にある本市においても、長期的な視点で見ると、人口減少の大きな流れの影響は避けられません。そこで、本市における人口の現状分析を行い、将来の方向性と今後の目指すべき将来展望について示す「人口ビジョン」を策定しました。



### 基本理念 “まち・ひと・しごと”

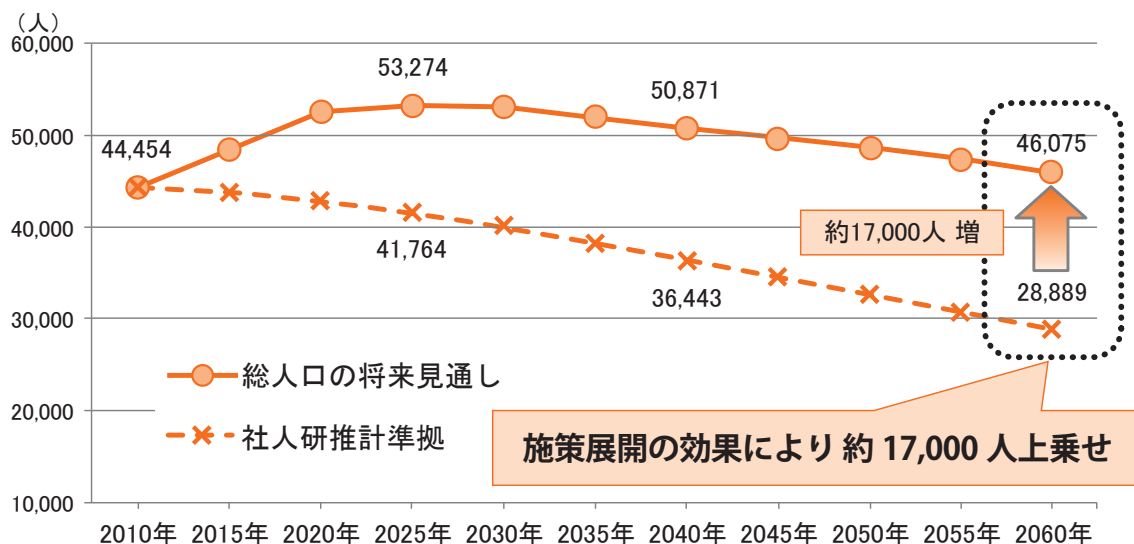
みんなの“みらい”があるまちに

- 結婚支援や子育て支援策等の充実により、国や県より高い値である合計特殊出生率をさらに向上させ、出生数を増加する。
- みらい平地区への転入を促進し、みらい平地区の計画人口16,000人を確保する。
- 定住促進策を進め、転出者の抑制を図る。



## 2060年の目標人口：46,000人

### ■総人口の将来見通し



※ 2010年(平成22年)の実績値は、国立社会保障・人口問題研究所(略称：社人研)による不詳人口の按分値である。

### 3 主要なデータから見た本市の状況

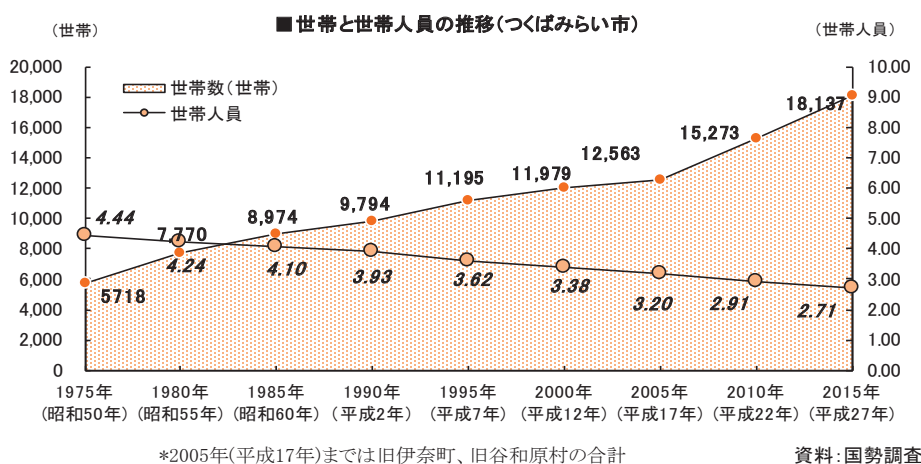
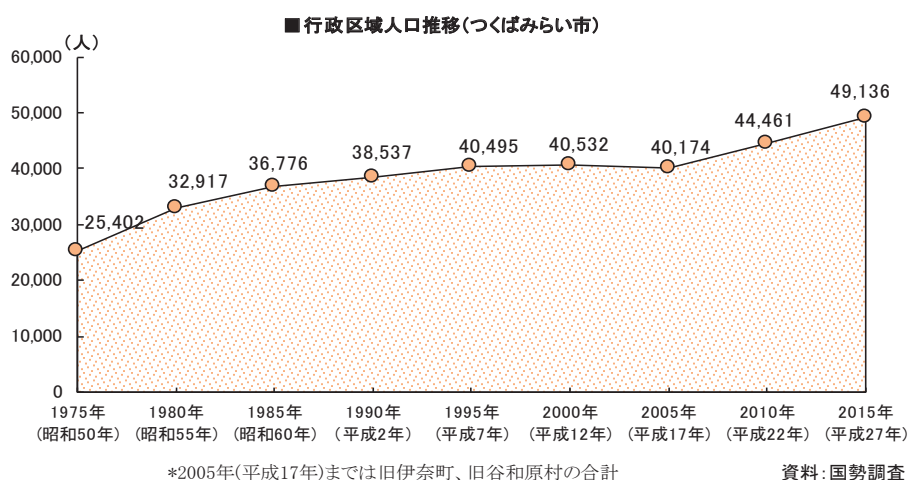
本市の人口は増加が続いており、2015年（平成27年）、0-14歳の年少人口割合は増加に転じているものの、高齢化の傾向も表れている。

産業別就業者割合から、第3次産業の増加が著しく、2010年（平成22年）時点で全産業の6割を占めている。

#### (1) 人口・世帯の推移

本市の人口を5年ごとの推移で見ると、1975年（昭和50年）から2000年（平成12年）までは、首都圏の外延化や都市化の影響を受け急速な増加傾向を示しています。その後、2000年（平成12年）以降に一度減少しますが、2005年（平成17年）のつくばエクスプレスの開通を境に、特にみらい平周辺における沿線開発によって人口集積が進み、再び大きく増加し、現在も人口増加が続いており、2015年（平成27年）の人口は49,136人となっています。

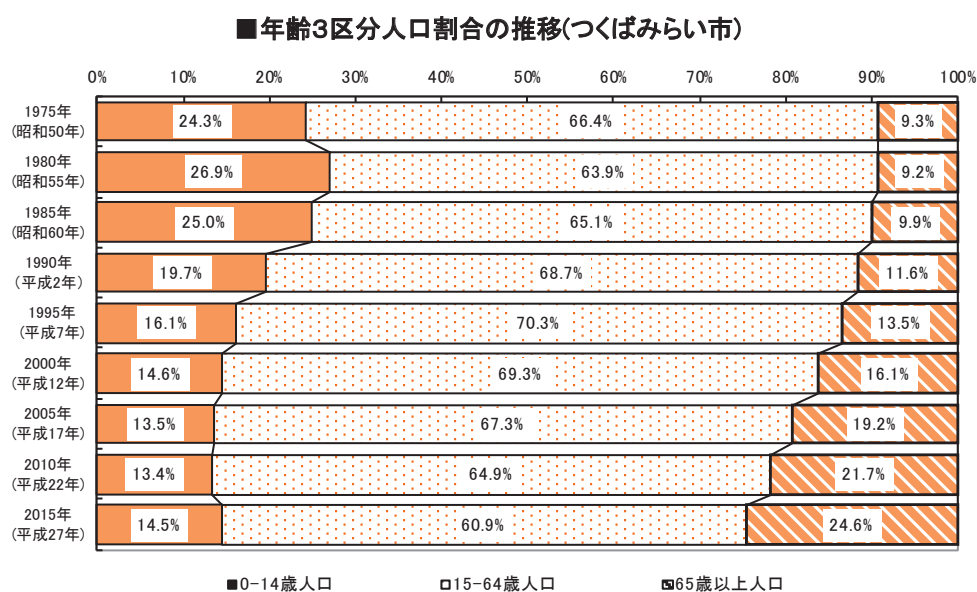
世帯数の推移を見ると、1975年（昭和50年）から2015年（平成27年）まで、一貫して増加しています。1975年（昭和50年）以降、核家族化や少子化の影響から世帯人員が低下し続けているため、世帯数の増加傾向は続いている結果となっています。



## (2) 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口割合の推移を見ると、0-14歳人口は、1980年（昭和55年）をピークに2010年（平成22年）まで減少していますが、2015年（平成27年）に増加に転じています。15-64歳人口割合は、1985年（昭和60年）から1995年（平成7年）は増加傾向でしたが、2000年（平成12年）以降は減少傾向が続いています。65歳以上人口割合は、1980年（昭和55年）以降、増加傾向が続いています。

総人口は増加しており、2015年（平成27年）に0-14歳人口が増加に転じていますが、本市においても高齢化の傾向が表れていることがわかります。



\*2005年(平成17年)までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計

資料: 国勢調査

## (3) 昼夜間人口比率の推移

昼夜間人口比率\*の推移を見ると、1995年（平成7年）以降、昼夜間人口比率\*は増加に転じ、その後も増加傾向で推移しています。

### ■昼夜間人口比率

(単位: 人、%)

	人口	流動人口			昼間人口	昼夜間人口比率
		流出	流入	流入超過		
1980年(昭和55年)	32,917	7,998	2,673	△ 5,325	27,592	83.8
1985年(昭和60年)	36,776	10,544	4,281	△ 6,263	30,513	83.0
1990年(平成2年)	38,537	13,107	6,287	△ 6,820	31,717	82.3
1995年(平成7年)	40,495	15,003	8,228	△ 6,775	33,720	83.3
2000年(平成12年)	40,532	14,822	8,714	△ 6,108	34,424	84.9
2005年(平成17年)	40,174	14,759	9,372	△ 5,387	34,787	86.6
2010年(平成22年)	44,461	15,860	9,491	△ 6,369	38,092	85.7
2015年(平成27年)	49,136	17,109	10,545	△ 6,564	42,572	86.6

\*2005年(平成17年)までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計

資料: 国勢調査

## (4) 通勤・通学による人口流動

2010年(平成22年)と2015年(平成27年)の通勤による人口の動きを見ると、流入・流出ともに5年間で増加しており、県内も県外も人口流動は増加しています。一方、通学による人口の動きは、ほぼ横ばいとなっています。

### ■通勤流動・15歳以上就業者 (2010年(平成22年))

(単位：人)

	流入		流出	
	流入先	流入人口	流出先	流出人口
順位	県内(7,772)		県内(9,037)	
1	つくば市	1,671	つくば市	2,516
2	常総市	1,531	守谷市	1,887
3	守谷市	1,429	常総市	1,601
		⋮		⋮
順位	県外(1,240)		県外(4,613)	
1	千葉	690	東京	2,874
2	埼玉	320	千葉	1,279
		⋮		⋮

資料：国勢調査

### ■通学流動・15歳以上通学者 (2010年(平成22年))

(単位：人)

	流入		流出	
	流入先	流入人口	流出先	流出人口
順位	県内(479)		県内(898)	
1	守谷市	195	つくば市	239
2	取手市	129	取手市	204
3	つくば市	77	常総市	148
		⋮		⋮
順位	県外(4)		県外(629)	
1	埼玉	2	東京	354
2	千葉	2	千葉	205
				⋮

資料：国勢調査

### ■通勤流動・15歳以上就業者 (2015年(平成27年))

(単位：人)

	流入		流出	
	流入先	流入人口	流出先	流出人口
順位	県内(8,425)		県内(10,203)	
1	つくば市	2,027	つくば市	2,963
2	守谷市	1,602	守谷市	2,266
3	常総市	1,283	常総市	1,728
		⋮		⋮
順位	県外(1,472)		県外(5,249)	
1	千葉	838	東京	3,262
2	埼玉	350	千葉	1,385
		⋮		⋮

資料：国勢調査

### ■通学流動・15歳以上通学者 (2015年(平成27年))

(単位：人)

	流入		流出	
	流入先	流入人口	流出先	流出人口
順位	県内(484)		県内(891)	
1	守谷市	189	つくば市	227
2	取手市	129	取手市	176
3	つくば市	94	常総市	154
		⋮		⋮
順位	県外(13)		県外(659)	
1	埼玉	4	東京	366
2	千葉	4	千葉	211
				⋮

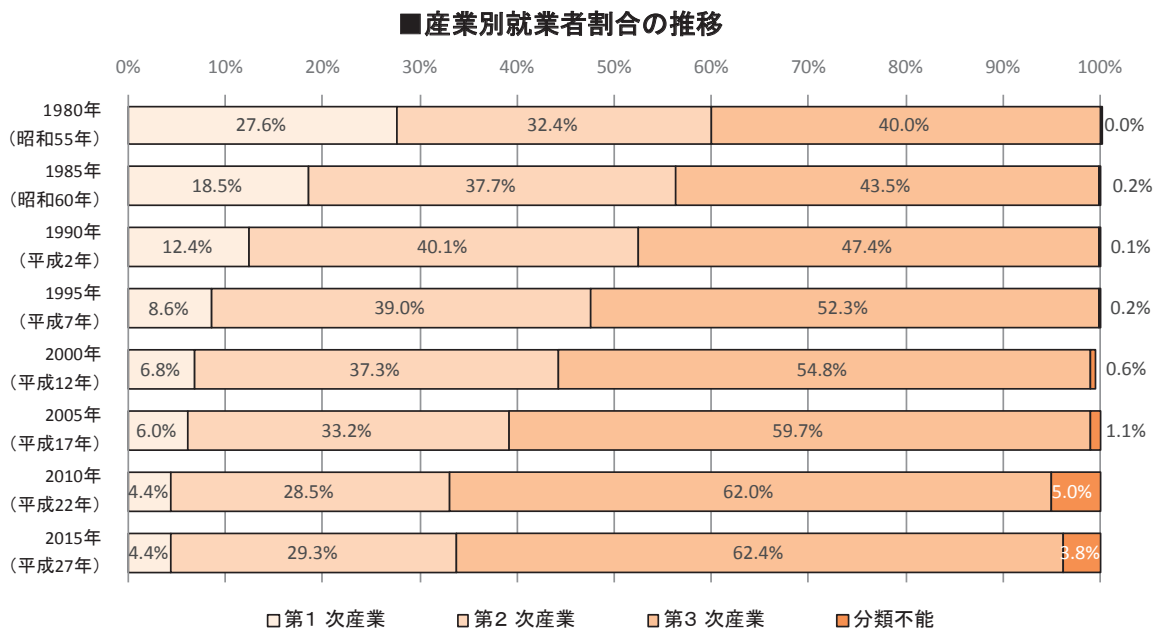
資料：国勢調査

## (5) 産業別就業者割合の推移

本市の産業別就業者割合の推移を見ると、第1次産業は1980年（昭和55年）以降減少が続き、1995年（平成7年）には10%を切って2010年（平成22年）以降は4.4%となっています。

第2次産業も同様で、1980年（昭和55年）以降、減少傾向で推移し、2010年（平成22年）には28.5%まで減少しましたが、2015年（平成27年）は29.3%とやや増加しています。

一方、第3次産業は一貫して増加で推移しており、2010年（平成22年）以降全産業の6割以上を占める構造となっています。



資料：国勢調査

## (6) 各産業別の推移

農業関係指標の推移を見ると、後継者不足などの影響を受けて、総農家数・農業産出額・経営耕地面積は減少しています。農家形態については、1995年（平成7年）まで減少傾向であった専業農家が2000年（平成12年）以降増加しており、第1種兼業農家\*、第2種兼業農家\*は減少傾向であり、特に2015年（平成27年）は大きく減少しています。

工業の推移を見ると、従業者数は、減少と増加を繰り返しており安定していないことがわかります。製造品出荷額については1990年（平成2年）以降、増加傾向にあります。一方、事業所数については、1990年（平成2年）以降、減少傾向が続いています。

商業の状況を見ると、事業所数の減少傾向が続いていますが、逆に従業者数は、増加傾向が続いています。また、年間商品販売額は、増加傾向となっています。

## ■農業関係指標の推移

	販売農家総数 (戸)	自給的農家 (戸)	販売農家			農業産出額 (百万円)	経営耕地 面積 (ha)
			専業農家 (戸)	第1種兼業 (戸)	第2種兼業 (戸)		
1985年(昭和60年)	2,839	-	142	684	2,013	8,020	4,046
1990年(平成2年)	2,693	-	145	365	2,183	6,550	3,881
1995年(平成7年)	2,508	-	132	383	1,993	6,334	3,711
2000年(平成12年)	2,355	235	147	247	1,726	4,900	3,453
2005年(平成17年)	2,223	295	167	303	1,458	4,530	3,253
2010年(平成22年)	2,013	363	191	248	1,211	-	3,091
2015年(平成27年)	1,764	372	258	151	983	-	2,769

\* 2005年(平成17年)までは旧伊奈町, 旧谷和原村の合計

資料: 農林業センサス

\* 市区町村別の農業産出額の掲載は2006年(平成18年)が最終年

## ■工業の推移 従業員4人以上の事業所

	従業者数 (4人以上) (人)	事業所 数	製造品 出荷額等 (百万円)
1990年(平成2年)	4,506	139	165,146
1995年(平成7年)	4,091	114	163,291
2000年(平成12年)	3,969	119	184,729
2004年(平成16年)	3,412	103	171,321
2005年(平成17年)	3,348	100	174,680
2006年(平成18年)	3,424	99	211,475
2007年(平成19年)	4,511	99	218,072
2008年(平成20年)	4,343	97	227,228
2009年(平成21年)	4,511	99	218,072
2010年(平成22年)	3,767	83	225,921
2011年(平成23年)	5,060	89	218,497
2012年(平成24年)	3,843	80	251,536
2013年(平成25年)	3,915	82	264,553
2014年(平成26年)	3,794	82	261,257

資料: 工業統計調査

\* 2005年(平成17年)までは旧伊奈町, 旧谷和原村の合計

## ■商業の推移

	事業所 数	従業者 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場 面積 (㎡)
1988年(昭和63年)	352	1,327	23,947	15,955
1991年(平成3年)	351	1,470	33,333	17,484
1994年(平成6年)	335	1,663	56,043	23,243
1997年(平成9年)	322	1,725	50,345	28,690
1999年(平成11年)	327	1,887	50,122	28,660
2002年(平成14年)	310	1,963	49,673	24,465
2004年(平成16年)	306	2,022	56,516	29,682
2007年(平成19年)	294	1,966	48,904	37,951
2014年(平成26年)	237	1,993	68,264	43,626

資料: 商業統計調査

\* 2005年(平成17年)までは旧伊奈町, 旧谷和原村の合計



## 4 本市のまちづくりに対する意識の変化

### (1) 市民意向調査から見た本市の特性

市民意向調査から、本市についてのイメージや生活環境、まちづくり等についてのご意見を既存地区（伊奈地区・谷和原地区）とみらい平地区に分けて整理しました。

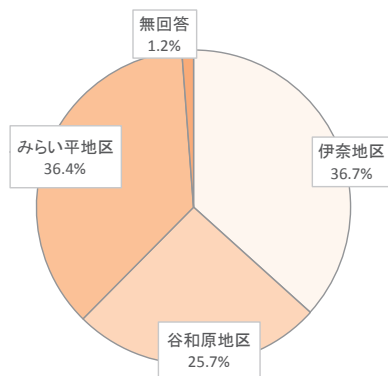
#### ① 基本的属性

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）は、「生まれた時から」と「転入してきて20年以上」が半数を以上を占めている。「みらい平地区」は「転入してきて5年未満」が半数となっている。

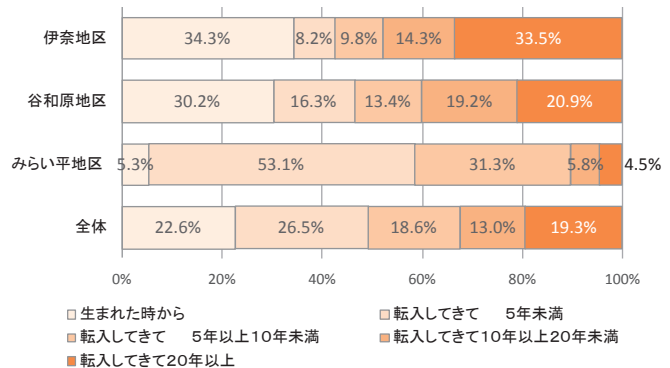
基本的な属性を整理すると、居住地区別回答者の比率は、みらい平地区が36.4%、伊奈地区が36.7%でほぼ同じ比率で、谷和原地区は両地区よりやや少ない25.7%となっています。

居住地区別居住年数の比率は、伊奈地区と谷和原地区では、「生まれた時から」が最も多く、次いで「転入してきて20年以上」となっています。みらい平地区では「転入してきて5年未満」が半数を超えています。

居住地区別回答者の比率



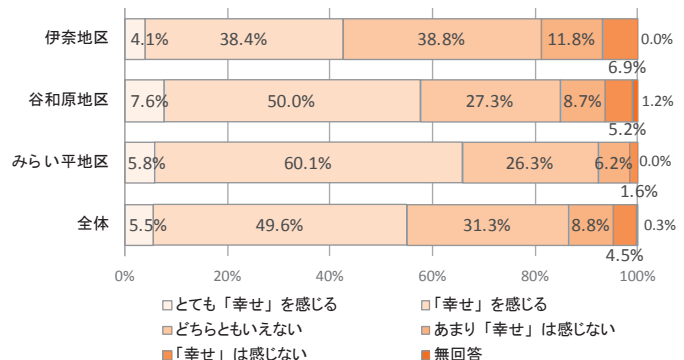
居住地区別居住年数の比率



#### ② つくばみらい市で暮らしていることに「幸せ」を感じているか

「みらい平地区」は幸福感を感じている人は6割を超えているが、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では6割に満たない。

みらい平地区では「とても幸せ」と「幸せ」を感じている人を合わせると6割を超えています。一方、既存地区では6割に達しておらず、「あまり幸せ」を感じない人と「幸せ」を感じない人を合わせると1割以上となっています。

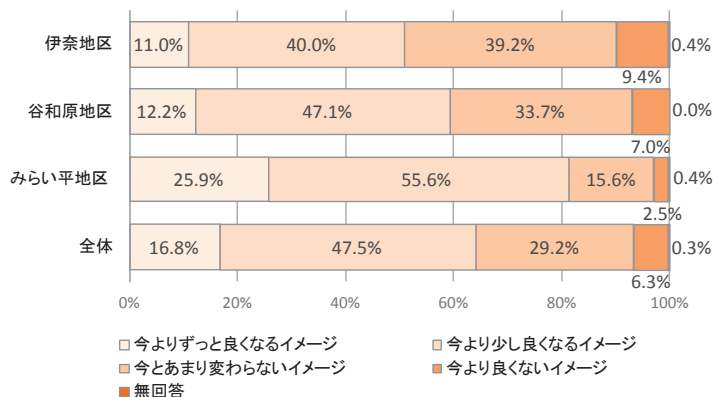


### ③つくばみらい市の将来のイメージ

「みらい平地区」では、将来に向けてもっと「良くなる」と考えているが、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、「あまり変わらない」と変化を期待していないイメージがある。

みらい平地区では、今より「良くなる」イメージを持つ人が8割を超えています。

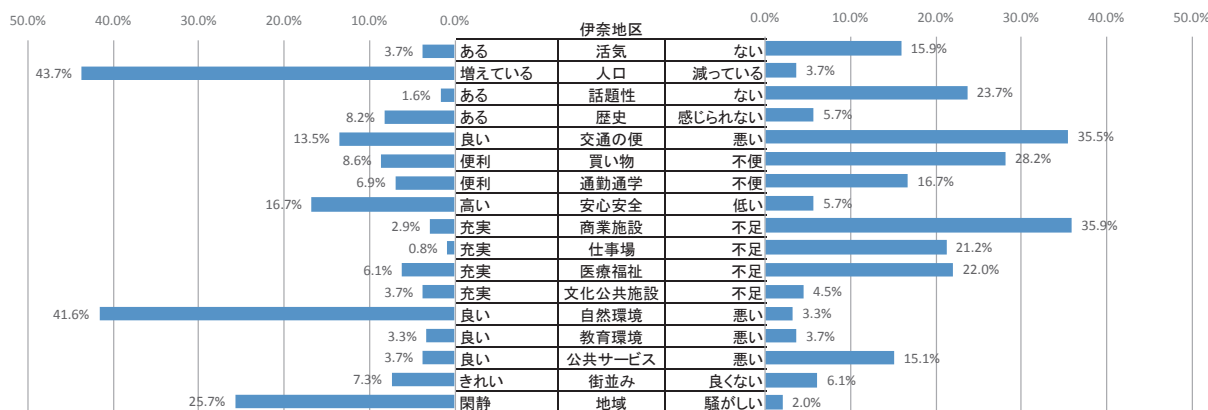
既存地区でも、今より「良くなる」イメージを持つ人は5割以上となっていますが、「あまり変わらない」イメージを持つ人が3割以上となっています。



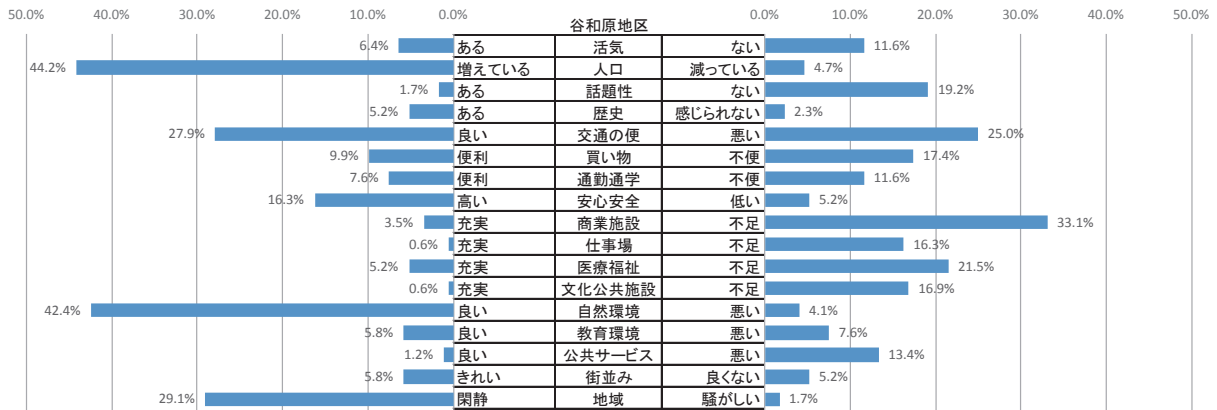
### ④つくばみらい市の将来のイメージを表すキーワード

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）、「みらい平地区」ともに、「人口が増えている」「自然環境が良い」「商業施設が不足している」が多くなっている。  
 地区による特徴は、伊奈地区では「交通の便が悪い」、谷和原地区では「地域が閑静」、みらい平地区では「街並みがきれい」「買い物が不便」のキーワードが上位にきている。

伊奈地区のつくばみらい市の将来のイメージを表すキーワードで多かったものは、「人口が増えている」が43.7%、「自然環境が良い」が41.6%、「商業施設が不足している」が35.9%となっています。また、僅差で「交通の便が悪い」が35.5%となっています。



谷和原地区のつくばみらい市の将来のイメージを表すキーワードで多かったものは、「人口が増えている」が44.2%、「自然環境が良い」が42.4%、「商業施設が不足している」が33.1%、また僅差で、「地域が閑静」が29.1%となっています。「交通の便」については、「良い」が27.9%、「悪い」が25.0%と拮抗しています。



みらい平地区のつくばみらい市の将来のイメージを表すキーワードで多かったものは、「人口が増えている」が54.7%、「商業施設が不足している」が51.0%、「自然環境が良い」が39.1%となっています。次いで、「地域が閑静」29.2%、「街並みがきれい」28.4%、「買い物が不便」27.6%が僅差で続いています。



## ⑤この5年以内で「良くなった」施策の分野,「今後必要な」施策の分野

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、良くなった施策は「道路の整備」の分野の評価が高く、今後必要な施策は「高齢者福祉」の分野が求められている。

みらい平地区では、良くなった施策は子どもに関する施策の分野の評価が高く、今後必要な施策は、「商業」の分野が求められている。

5年以内に良くなった施策の上位3分野は、伊奈地区では、「道路の整備」,「無回答」,「ごみ処理対策」, 谷和原地区では、「道路の整備」,「無回答」,「公園・緑地の整備」, みらい平地区では、「公園・緑地の整備」,「道路の整備」,「就学前教育」となっています。

地区による特徴は、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、「ごみ処理対策」と「土地利用」の分野の評価が高く、また、2位に「無回答」がきているのは、「良くなった」と感じる施策がないという意見だともとれます。みらい平地区では、「就学前教育」,「義務教育」,「子育て支援」の子どもに関する施策の分野の評価が高くなっています。

### ■5年以内で「良くなった」施策の分野

	1位	2位	3位	4位	5位
伊奈地区	道路の整備	無回答	ごみ処理対策	公園・緑地の整備	土地利用
谷和原地区	道路の整備	無回答	公園・緑地の整備	土地利用	ごみ処理対策
みらい平地区	公園・緑地の整備	道路の整備	就学前教育	義務教育	子育て支援

「今後必要な」施策の分野は、「公共交通の整備」,「道路の整備」,「医療」が共通して出てくる分野となっています。

地区による特徴は、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、「高齢者福祉」の分野が必要という意見で、みらい平地区では、「商業」の分野が最も必要となっています。

### ■「今後必要な」施策の分野

	1位	2位	3位	4位	5位
伊奈地区	公共交通の整備	高齢者福祉	商業	道路の整備	医療
谷和原地区	医療	高齢者福祉	公共交通の整備	河川等の整備	道路の整備
みらい平地区	商業	道路の整備	公共交通の整備／義務教育		医療

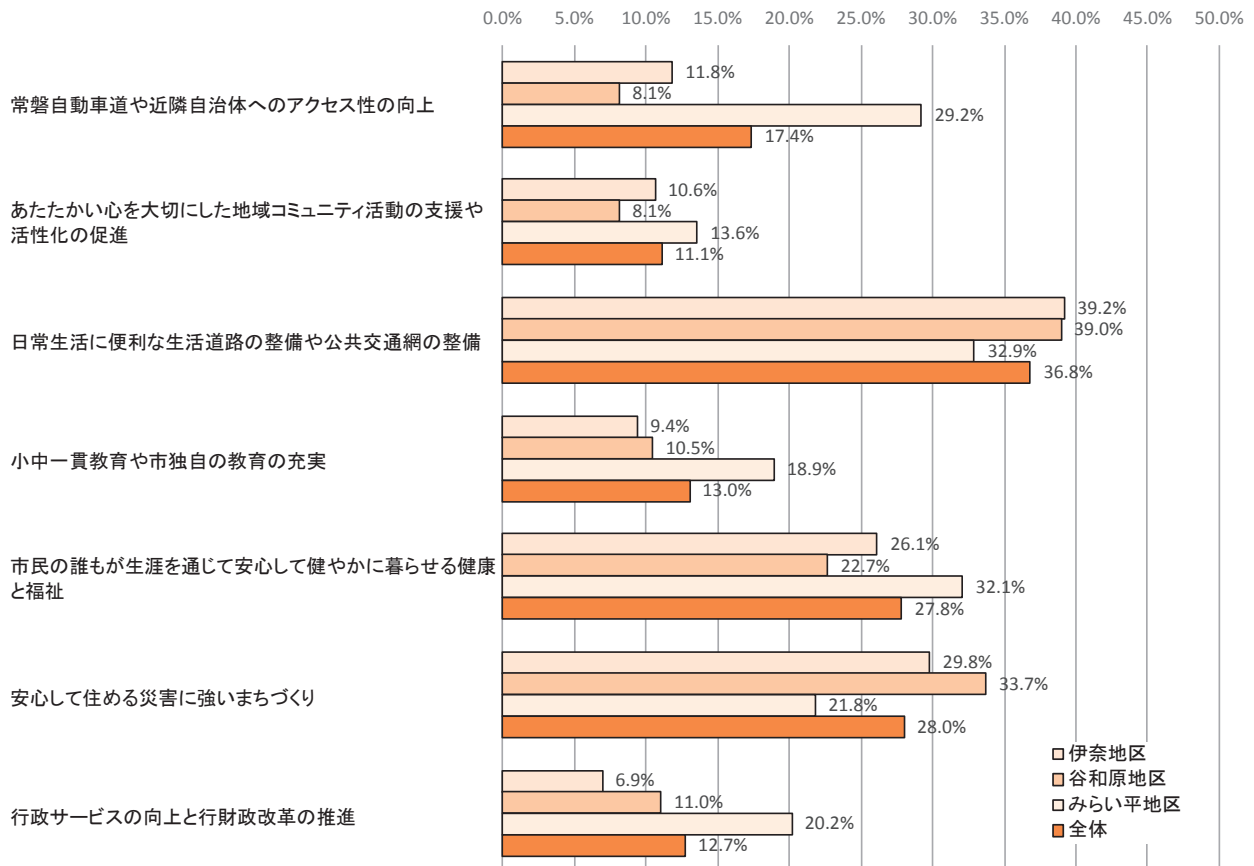
## ⑥これからのまちづくりに力を入れるべきだと思う項目

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、生活道路や公共交通網の整備、災害に強いまちづくりに力を入れることを望んでいる。

みらい平地区では、常磐自動車道や近隣自治体へのアクセス性の向上や健康・福祉など、力を入れるべき項目は多岐にわたっている。

これからのまちづくりに力を入れるべき項目は、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、「日常生活に便利な生活道路の整備や公共交通網の整備」、「安心して住める災害に強いまちづくり」となっています。

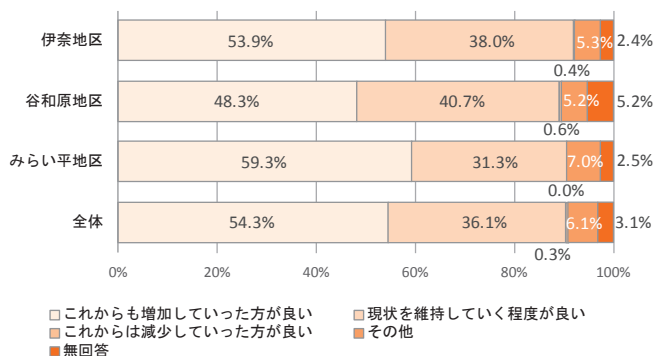
みらい平地区では、「常磐自動車道や近隣自治体へのアクセス性の向上」、「あたたかい心を大切にした地域コミュニティ\*活動の支援や活性化の促進」、「小中一貫教育や市独自の教育の充実」、「市民の誰もが生涯を通じて安心して健やかに暮らせる健康と福祉」、「行政サービスの向上と行財政改革の推進」となっています。



## ⑦将来のつくばみらい市の人口はどうなるのが望ましいか

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）、みらい平地区ともに、人口増加が望ましいと考える人が最も多いが、谷和原地区では、現状維持と考える人も多くなっている。

みらい平地区と伊奈地区では、人口は「これからも増加していった方が良い」が多くなっていますが、谷和原地区では、「現状を維持していく程度が良い」と拮抗しています。

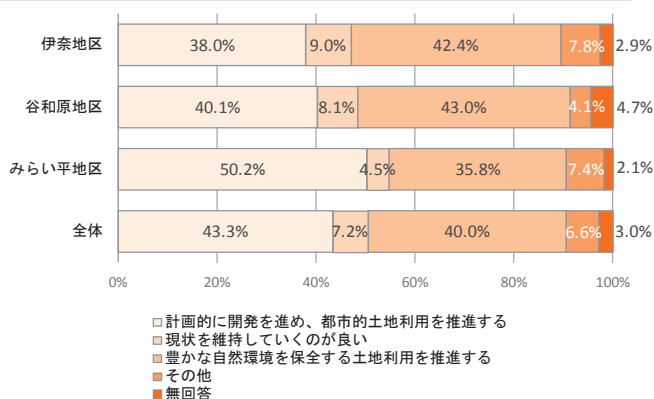


## ⑧つくばみらい市の土地利用はどう推進していくのが望ましいか

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）は自然的土地利用、みらい平地区は都市的土地利用の推進が望まれている。

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）では、「豊かな自然環境を保全する土地利用を推進する」自然的土地利用が多くなっています。

一方、みらい平地区では、「計画的に開発を進め、都市的土地利用を推進する」が半数を超えています。

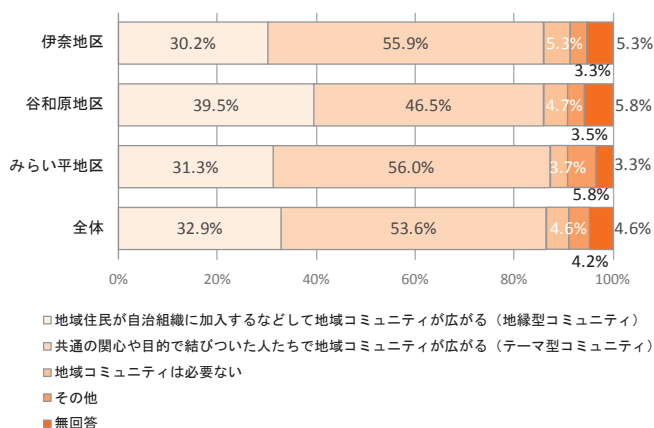


## ⑨これからの地域コミュニティの姿はどういう方向になるのが望ましいか

既存地区（伊奈地区・谷和原地区）、みらい平地区ともに、テーマ型コミュニティが望ましいと考える人が最も多いが、谷和原地区では、地縁型コミュニティが望ましいと考える人も多くなっている。

伊奈地区とみらい平地区では、「共通の関心や目的で結びついた人たちで地域コミュニティ\*が広がる（テーマ型コミュニティ）」が半数を超えています。

谷和原地区では、「地域住民が自治組織に加入するなどして地域コミュニティ\*が広がる（地縁型コミュニティ）」と「共通の関心や目的で結びついた人たちで地域コミュニティ\*が広がる（テーマ型コミュニティ）」が拮抗しています。



## ⑩CS分析—つくばみらい市の生活環境全般について

CS分析は、市の生活環境全般の各項目についての満足度・重要度の回答を点数化し、項目ごとに平均して点数を算出しました。

満足度を横軸、重要度を縦軸にして、点数化した各設問をプロットし、改善する施策の抽出と改善の優先順位を明らかにしました。

### 回答の点数換算表

回答選択肢	低い	やや低い	普通	やや高い	高い
点数	1点	2点	3点	4点	5点

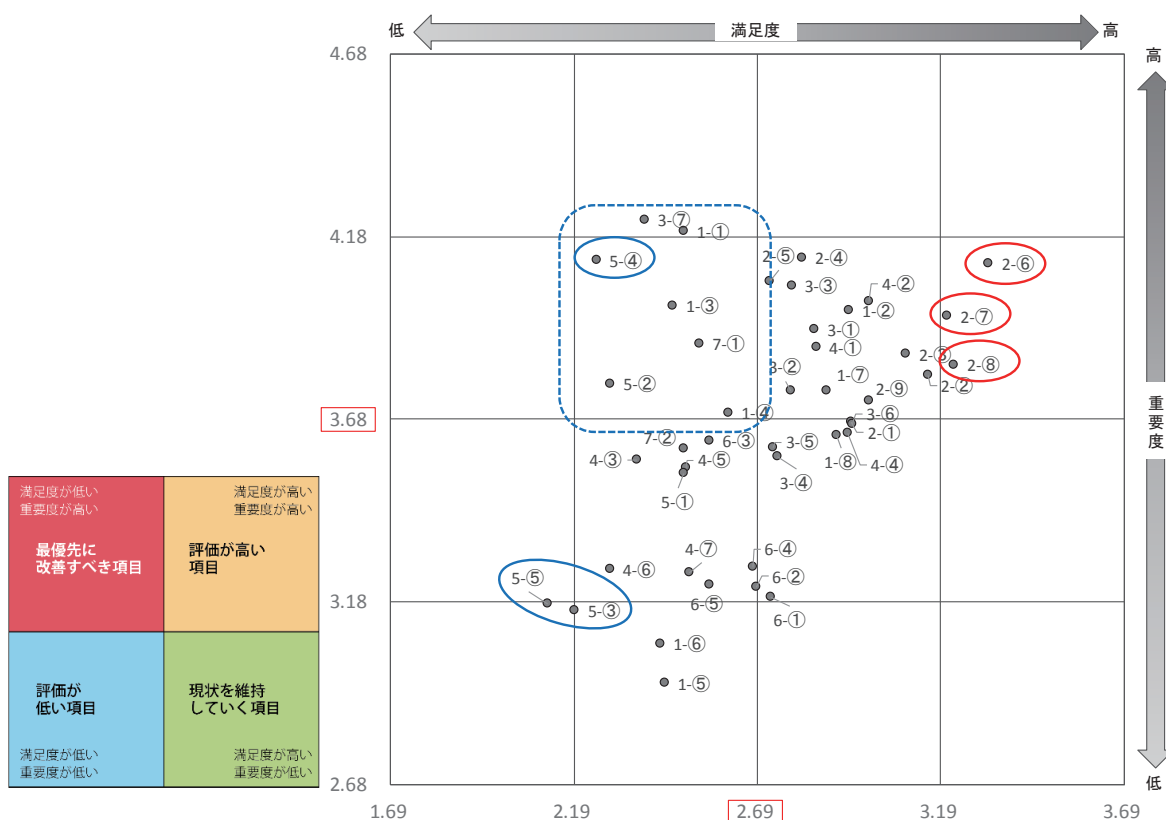
### 設問項目の点数

	項目	満足度	重要度
都市基盤	1-①生活道路における歩行者の安全性	2.49	4.19
	1-②幹線道路を使った市内・市外への移動の利便性	2.94	3.98
	1-③公共交通を使った移動の利便性	2.46	3.99
	1-④みらい平駅周辺の土地利用	2.61	3.70
	1-⑤小絹駅周辺の土地利用	2.44	<b>2.96</b>
	1-⑥既存市街地の土地利用	2.43	3.06
	1-⑦河川・排水路の整備	2.88	3.76
	1-⑧安定したインターネット環境など情報通信基盤の充実度	2.91	3.64
生活環境	2-①公害・CO <sup>2</sup> 削減対策など環境問題への対応	2.95	3.67
	2-②公園・緑地の維持管理	3.15	3.80
	2-③消防体制の充実	3.10	3.86
	2-④自然災害に対応する防災体制の充実	2.81	4.12
	2-⑤防犯対策や交通安全意識の醸成	2.72	4.06
	2-⑥安全で安心した水道の供給	<b>3.32</b>	4.10
	2-⑦下水道などの生活排水処理施設の整備	3.21	3.96
	2-⑧ごみ分別によるリサイクルの取り組み	3.23	3.83
	2-⑨地域の特性に応じた良好な住環境の形成	2.99	3.73
保健・医療・福祉	3-①高齢者の在宅介護や在宅福祉サービスの充実	2.85	3.93
	3-②障がいのある方が生活する上での支援の充実	2.78	3.76
	3-③安心して子どもを預けられる施設の整備充実	2.78	4.05
	3-④福祉・ボランティア教育を受ける機会の充実	2.74	3.58
	3-⑤生活弱者に対するセーフティネットの充実	2.73	3.60
	3-⑥市民の健康維持に対するサポートの充実	2.95	3.67
	3-⑦休日・夜間の救急医療体制の充実	2.38	<b>4.23</b>
教育・文化・スポーツ	4-①幼児教育施設の充実度	2.85	3.88
	4-②児童生徒が安全で快適に過ごせる教育環境	3.00	4.00
	4-③高等教育機関・研究機関等の誘致	2.36	3.57
	4-④公民館・コミュニティセンター等施設の利便性	2.94	3.64
	4-⑤スポーツ・レクリエーション施設の利便性	2.50	3.55
	4-⑥身近な場所で文化芸術に触れる機会	2.29	3.27
	4-⑦青少年の地域活動への参加	2.51	3.26
活力ある産業	5-①担い手などの生産体制の整備	2.49	3.53
	5-②雇用吸収力の高い企業の誘致	2.29	3.78
	5-③フーズステーション江戸を活用した関連産業の誘致	2.19	3.16
	5-④利便性の高い買物環境	2.25	4.11
	5-⑤観光客誘致に向けた情報発信	<b>2.12</b>	3.17
市民参加	6-①コミュニティ活動の場や参画機会の提供	2.73	3.19
	6-②コミュニティ活動の拠点の充実	2.69	3.22
	6-③多様な市民の意見の把握	2.56	3.62
	6-④あらゆる世代の市民への男女平等意識の啓発	2.68	3.28
	6-⑤他地域との交流の活性化	2.56	3.23
行財政運営	7-①利便性の高い行政サービスの充実	2.53	3.89
	7-②近隣自治体との公共施設の相互利用	2.49	3.60
	平均値	2.69	3.68

全項目の平均値は満足度で2.69, 重要度で3.68となっており, 満足度の評価は3.00を下回っています。

項目別の満足度では, 「2-⑥安全で安心した水道の供給」(満足度3.32), 「2-⑦下水道などの生活排水処理施設の整備」(満足度3.21), 「2-⑧ごみ分別によるリサイクルの取り組み」(満足度3.23)が高くなっています。一方, 「5-③ワープステーション江戸\*を活用した関連産業の誘致」(満足度2.19), 「5-④利便性の高い買物環境」(満足度2.25), 「5-⑤観光客誘致に向けた情報発信」(満足度2.12)が低くなっています。

また, 重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目としては, 「1-①生活道路における歩行者の安全性」, 「1-③公共交通を使った移動の利便性」, 「1-④みらい平駅周辺の土地利用」, 「3-⑦休日・夜間の救急医療体制の充実」, 「5-②雇用吸収力の高い企業の誘致」, 「5-④利便性の高い買物環境」, 「7-①利便性の高い行政サービスの充実」が指摘されています。



### 市民意向調査概要

(仮称) 第2次つくばみらい市総合計画の策定に当たり, 市民意向を把握し, 計画に反映する上での基礎資料とすることを目的に実施した。

- **調査対象** 市内在住の18歳以上の男女3,000人
- **調査方法** 郵送による配布・回収(無記名)
- **調査期間** 2016年(平成28年)9月3日(土)～2016年(平成28年)9月18日(日)
- **配布・回収状況** 配付数: 3,000票  
回収数: 668票  
回収率: 22.3%



## (2) 市外在住者の意識調査から見た本市の特性

市外在住者を対象としたインターネットアンケートから、本市の認知度、住まいを選ぶ条件など、本市への転入・定住について整理しました。

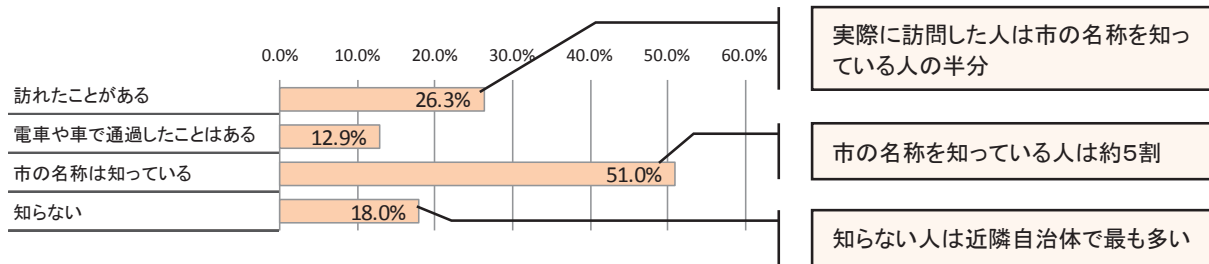
### ① つくばみらい市の認知度

「つくばみらい市」は、近隣自治体の中でも訪問歴、認知度ともに低くなっている。なお、常総市は、全国的にも災害によって認知度が高くなっていると推察される。

つくばみらい市の認知度の結果を見ると、「市の名称」を知っている人は51.0%ですが、「訪れたことがある」人は約半分の26.3%となっています。

本市と近隣の4自治体の認知度を比較してみると、「訪れたことがある」の回答が最も多かったのはつくば市で、本市は4番目となっています。また、本市は、「知らない」の回答が最も多くなっており、近隣自治体の中では、認知度が低いことがわかります。

### ■ つくばみらい市の認知度（複数回答）



### ■ 「訪れたことがある」が多い順位（近隣自治体との比較）

	1位	2位	3位	4位	5位
訪れたことがある	つくば市	取手市	守谷市	つくばみらい市	常総市

### ■ 「知らない」が多い順位（近隣自治体との比較）

	1位	2位	3位	4位	5位
知らない	つくばみらい市	守谷市	常総市	取手市	つくば市

**参考** 地域ブランド調査の認知度では、つくばみらい市は県内では4位（全国267位）となっています。上記5つの近隣自治体の順位は、つくば市は県内2位（全国106位）、次いでつくばみらい市、取手市（全国374位）、常総市（全国415位）、守谷市（全国751位）の順となっています。

《資料：第11回地域ブランド調査2016（株）ブランド総合研究所》

### ② 住まいを選ぶ条件

「アクセスの良さ」「生活の利便性」「治安の良さ」が住まいの優先順位として高い。みらい平地区は、これに加えてゆとりある生活ができることがアドバンテージの高さになっていると推察される。

現在の住まいを選んだ条件と引越し先として重視する条件を比較してみると、どちらも「駅まで歩いて行けること」が最も高く、次いで「勤務先・学校に近いこと」となっています。また、「電車・バス等公共交通が便利なこと」と「買い物が便利なこと」も両方の条件で高くなっています。

現在の住まいでは、「親・親戚の家が近いこと」が3番目に高い条件であったのに対し、引越し先では、「治安が良いこと」が重視されています。

## ■条件として高い順位

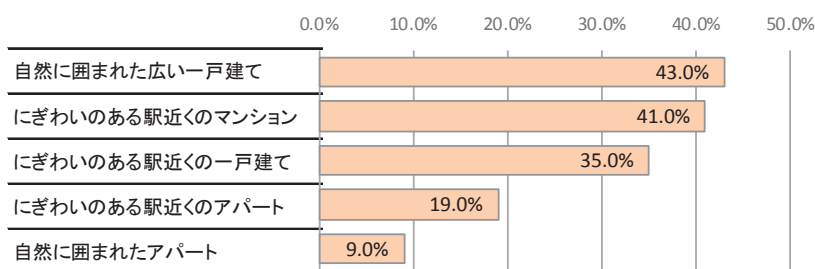
	1位	2位	3位	4位	5位
現在の住まいを選んだ条件	駅まで歩いて行けること	勤務先・学校に近いこと	親・親戚の家が近いこと	電車・バス等公共交通が便利なこと	買い物が便利なこと
引越し先として重視する条件	駅まで歩いて行けること	勤務先・学校に近いこと	電車・バス等公共交通が便利なこと	買い物が便利なこと	治安が良いこと

### ③引越し先としてのつくばみらい市

引越しの可能性のある人の約2割は、「つくばみらい市」が引越し先として選択肢に入ると回答。駅近のニーズが高いが自然環境を求めるニーズも比較的あることがうかがえる。

今後、引越す可能性のある人に本市について伺ったところ、「引越し先の選択肢に入っている」もしくは「引越し先の選択肢に入れてもいいと思う」が約20%となっています。

本市で住んでみたいところは、「自然に囲まれた広い一戸建て」が最も多く、次いで「にぎわいのある駅近くのマンション」、「にぎわいのある駅近くの一戸建て」の順となっています。「アパート」の選択肢を選んだ人は少なくなっています。



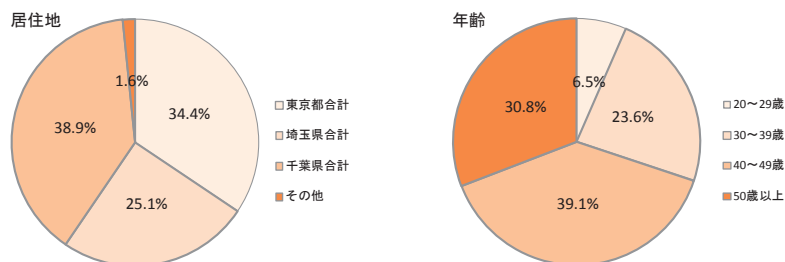
### インターネットアンケート調査概要

東京都（足立区・荒川区・江戸川区・葛飾区・墨田区・台東区・北区）、埼玉県（吉川市・越谷市・春日部市・八潮市・三郷市）、千葉県（流山市・野田市・我孫子市・印西市・白井市・鎌ケ谷市・松戸市）に居住する20歳以上の男女を対象にアンケート調査を行い、外から見たつくばみらい市の認知度、居住の希望等のニーズを把握することを目的に実施した。

- **調査方法** インターネットを利用した調査
- **配布・回収状況** 依頼数：5,486 サンプル  
回答数：1,119 サンプル 内 有効サンプル数（\*）：1,101 サンプル  
回収率：20.40%

（\*）対象市・区以外の居住地を回答した方はサンプル数から除きました。

（回答者の属性）



# 5 「つくばみらい市総合計画新基本計画」の達成状況

本計画を策定するに当たり、2012年度（平成24年度）から2017年度（平成29年度）の6年間を計画期間とした「つくばみらい市総合計画新基本計画」に位置づけた施策の実施状況と達成度について、事業・施策を推進している各担当課において調査を実施しました。なお、この調査は2016年（平成28年）に実施したもので、その時点での評価となっています。

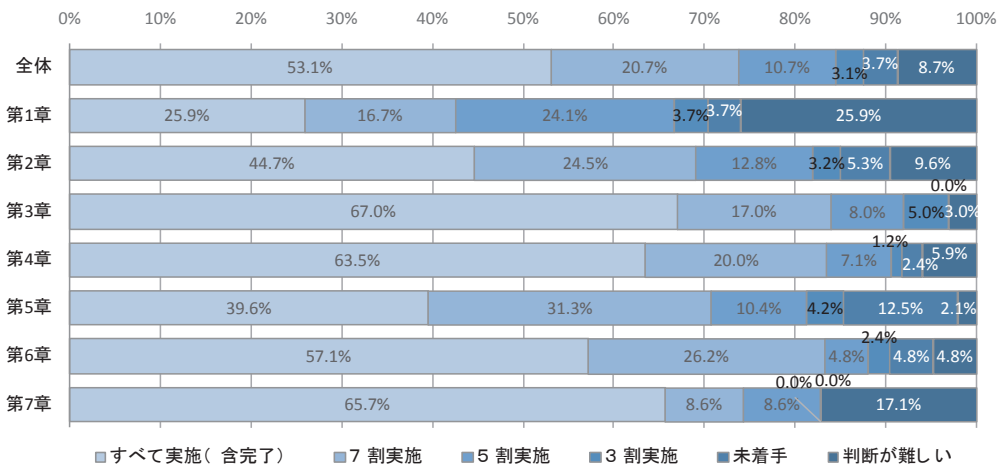
## （1）実施に対する評価

「つくばみらい市総合計画新基本計画」に位置づけた施策の内容を「どれだけ実施したか」で評価した結果を以下にまとめました。

計画全体では、内容をすべて実施している施策が半数を超えており、内容が5割以上実施されている施策までを含めると80%以上で、計画は順調に実施されている。

計画に位置づけられている「施策の内容」の実施に対する評価を見ると、「すべて実施（含完了）」が243施策（53.1%）と最も多く、次いで「7割実施」が95施策（20.7%）となっています。

「施策の内容」の実施に対する評価	判断基準 (目的施策毎)	全体	第1章 (都市基盤の整備)	第2章 (生活環境の整備)	第3章 (保健・医療・福祉の充実)	第4章 (教育・文化・スポーツの振興)	第5章 (産業の振興)	第6章 (コミュニティの醸成)	第7章 (適正な行政運営)
a (実施済み)	記載内容の全ては実施している。 (完了も含める。)	243 施策	14 施策	42 施策	67 施策	54 施策	19 施策	24 施策	23 施策
b (7割実施)	記載内容のうち7割程度実施している。	95 施策	9 施策	23 施策	17 施策	17 施策	15 施策	11 施策	3 施策
c (5割実施)	記載内容のうち5割程度実施している。	49 施策	13 施策	12 施策	8 施策	6 施策	5 施策	2 施策	3 施策
d (3割実施)	記載内容のうち3割程度実施している。	14 施策	2 施策	3 施策	5 施策	1 施策	2 施策	1 施策	0 施策
e (未着手)	記載内容については、未着手である。	17 施策	2 施策	5 施策	0 施策	2 施策	6 施策	2 施策	0 施策
判断が難しい	施策の内容について実施の程度が数値で表せない場合など。	40 施策	14 施策	9 施策	3 施策	5 施策	1 施策	2 施策	6 施策
合計		458 施策	54 施策	94 施策	100 施策	85 施策	48 施策	42 施策	35 施策



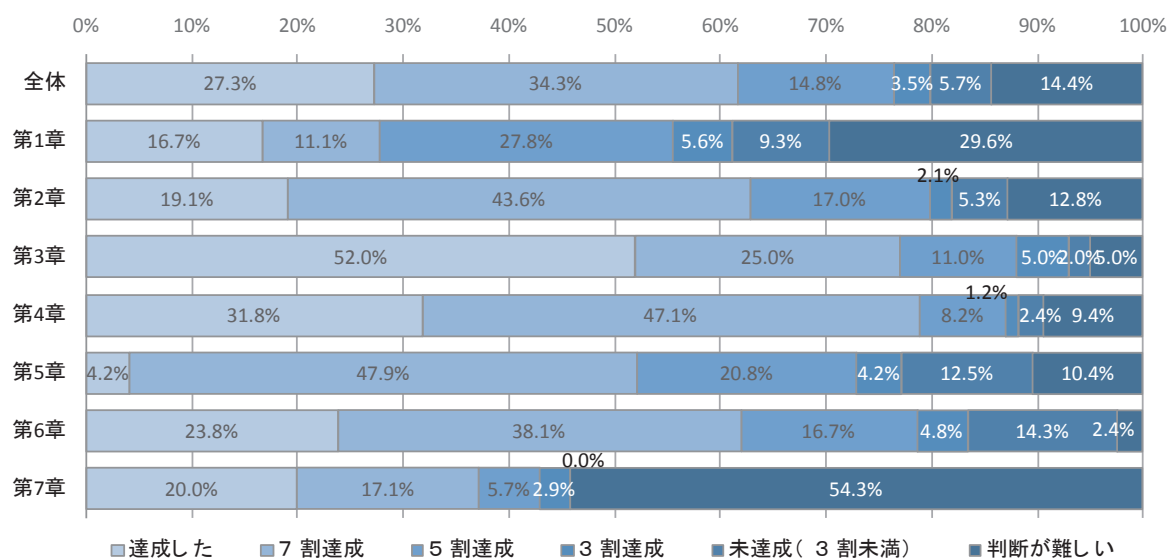
## (2) 達成度に対する評価

「つくばみらい市総合計画新基本計画」に位置づけた施策を講じることで「どれだけ成果につながったか」を評価した結果を以下にまとめました。

計画全体では、施策の内容を7割以上達成しているものが60%を超えており、計画は概ね順調に進んでいる。

「つくばみらい市総合計画新基本計画」において位置づけられている「施策の内容」の達成度に対する評価を見ると、「7割達成」が157施策（34.3%）と最も多く、次いで「達成した」が125施策（27.3%）となっています。

「施策の内容」の達成度	判断基準	全体	第1章 (都市基盤の整備)	第2章 (生活環境の整備)	第3章 (保健・医療・福祉の充実)	第4章 (教育・文化・スポーツの振興)	第5章 (産業の振興)	第6章 (コミュニティの醸成)	第7章 (適正な行政運営)
a (既に達成)	記載内容が目指す目的は達成した。	125 施策	9 施策	18 施策	52 施策	27 施策	2 施策	10 施策	7 施策
b (7割程度達成)	記載内容が目指す目的の7割程度は達成と判断した。	157 施策	6 施策	41 施策	25 施策	40 施策	23 施策	16 施策	6 施策
c (5割程度達成)	記載内容が目指す目的の5割程度は達成と判断した。	68 施策	15 施策	16 施策	11 施策	7 施策	10 施策	7 施策	2 施策
d (3割程度達成)	記載内容が目指す目的の3割程度は達成と判断した。	16 施策	3 施策	2 施策	5 施策	1 施策	2 施策	2 施策	1 施策
e (未達成、3割届かず)	記載内容が目指す目的の3割にも届いていないと判断した。	26 施策	5 施策	5 施策	2 施策	2 施策	6 施策	6 施策	0 施策
判断が難しい	施策の内容が目指す目的について達成の程度が数値で表せない場合など。	66 施策	16 施策	12 施策	5 施策	8 施策	5 施策	1 施策	19 施策
合計		458 施策	54 施策	94 施策	100 施策	85 施策	48 施策	42 施策	35 施策



### (3) 現行計画の達成度調査のまとめ

計画の中間評価として、概ね順調に進捗し、一定の成果も出ている評価となっている。毎年継続して実施する施策は順調に進捗しているが、都市基盤の整備など大きな予算がかかる施策は、財政状況なども関わるため計画通りに進めることは難しいと思われる。また、数値化が難しい施策は、自己評価の判断が難しくなっている。

実施に対する評価では、「第3章 やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）」、「第4章 個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）」、「第6章 みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成）」、「第7章 安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）」の各分野で順調に実施されているという評価になっています。

「第1章 みんなを結ぶ“みらい”のまち（都市基盤の整備）」の分野は、実施の進み方がやや遅く、評価の判断が難しい施策が多くなっています。

施策の実施で「未着手」と判定された施策は全体で17施策（全体の3.7%）ありました。実施予定やまだ実施には至っていないもののほかに、既に終了している内容や制度を休止している施策があります。また、企業誘致や立地促進のように、働きかけは行っているものの、企業側の進出計画がないため取組に至らない施策もあります。

達成度に対する評価では、「第3章 やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）」、「第4章 個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）」の各分野の達成度が高くなっています。

「第1章 みんなを結ぶ“みらい”のまち（都市基盤の整備）」、「第7章 安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）」の分野では評価の判断が難しい施策が多くなっています。

達成度については、現行計画期間の終了が2017年度末（平成29年度末）となっているため、評価は低めに出ていると考えられます。

#### 施策の達成度調査概要

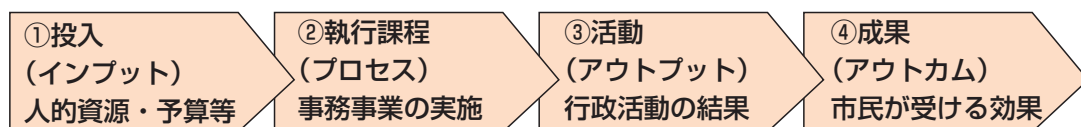
調査の実施期間 2016年（平成28年）8月26日（金）～9月2日（金）

「つくばみらい市総合計画新基本計画」において位置づけられている施策を抽出し、各担当課において「施策の内容」の実施に対する評価と達成に対する評価を行いました。

調査は、各担当課で調査票に、2016年度（平成28年度）末見込みで実際の業務の中で遂行してきた「施策の内容」の実施状況等を記載し、その記載内容の「実施に対しての評価」とその施策の「達成に関する評価」を記入し提出する方法をとりました。

（補足）実施に対する評価と達成度に対する評価について

一般的には行政の行う事業は以下の流れで捉えられます。「実施に対する評価」は主に①と②の状況を、達成度に対する評価は主に③と④の状況を把握するものとして進捗状況調査を行いました。



## 6 市民ワークショップから見た本市への期待

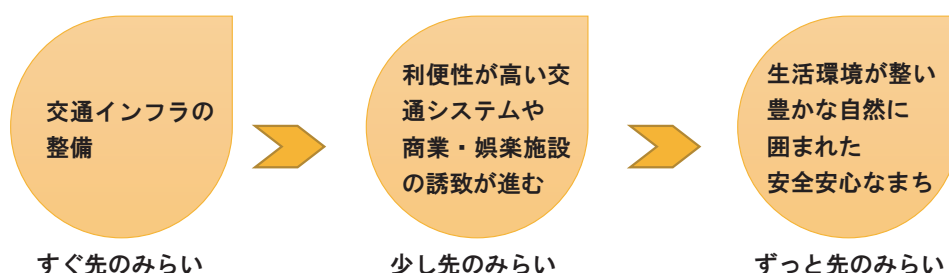
市民ワークショップで描き出された“みらい”シナリオを、3つの時間軸「すぐ先のみらい（短期的な展望）」、「少し先のみらい（中期的な展望）」、「ずっと先のみらい（長期的な展望）」ごとに整理しました。また、世代ごとの“みらい”シナリオを、市民の生活の舞台（都市基盤・生活環境・産業の分野）、市民の暮らし（教育・文化・スポーツ・保健・医療・福祉の分野）、市民の住む地域社会（行財政・コミュニティの分野）の3つの構想に分けて整理しました。

### （1）市民の生活の舞台 —都市基盤・生活環境・産業の分野—

**短期的な展望**では、公共交通に関する整備が必要とされていることがわかります。子育て世代とシニア世代ではバスの利便性の向上、働く世代ではつくばエクスプレスの増発や道路の整備が挙がっています。

**中期的な展望**になると、公共交通では駅までのデマンドバスやイベント会場までのシャトルバスなど行きたい場所へ行ける交通手段へと発展しています。また、特にシニア世代で、**安全な歩道の整備**が挙がっています。子育て世代では歩道整備に加えて**クリニックや夜間診療の整備**が、働く世代ではショッピングモールなど**商業・娯楽施設の充実**が挙がっています。

**長期的な展望**では、歩道や病院の整備や豊かな自然の保全など、市内で様々な生活環境が整備され安全安心なまちとなることが描かれています。

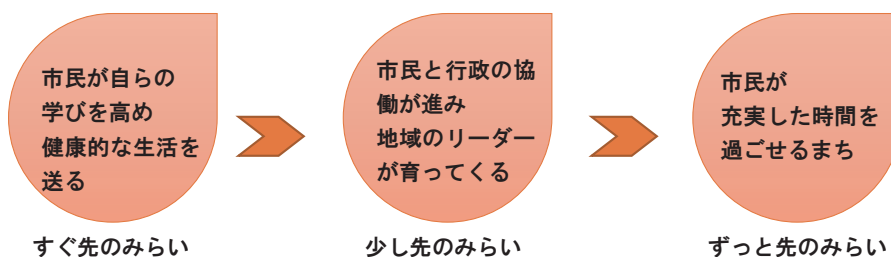


### （2）市民の暮らし —教育・文化・スポーツ・保健・医療・福祉の分野—

**短期的な展望**では、働く世代は自らの学びを高める**生涯学習の充実**、シニア世代は健康についての関心が高くなっています。

**中期的な展望**では、働く世代は生涯学習を一步進めた、受講で貯まる講座マイレージの提案が出されています。子育て世代とシニア世代では、行政任せから**市民が企画・運営するイベント**といった自らが参画していくことへと発展しています。

**長期的な展望**では、シニア世代で**健康の維持管理**が挙げられています。

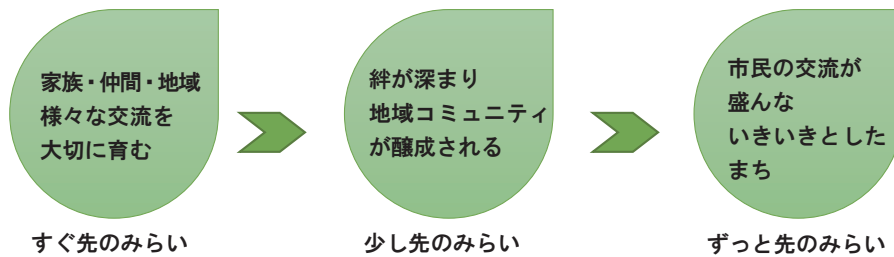


### (3) 市民の住む地域社会 ー行財政・コミュニティの分野ー

**短期的な展望**では、子育て世代は、家族や地域との絆、集うことができる場所やイベントなど人との交流を求めていることがわかります。シニア世代も**家族や仲間との交流**や活動を通して生きがいを持つことが大切であるということが挙げられています。

**中期的な展望**になると、**地域コミュニティ\*の醸成**へと発展し、お年寄りと子どもの相互見守りや地域のまちづくりといった言葉も挙げられています。

**長期的な展望**では、さらに交流が盛んになり**地域コミュニティ\***が活性化する“**みらい**”が描かれています。

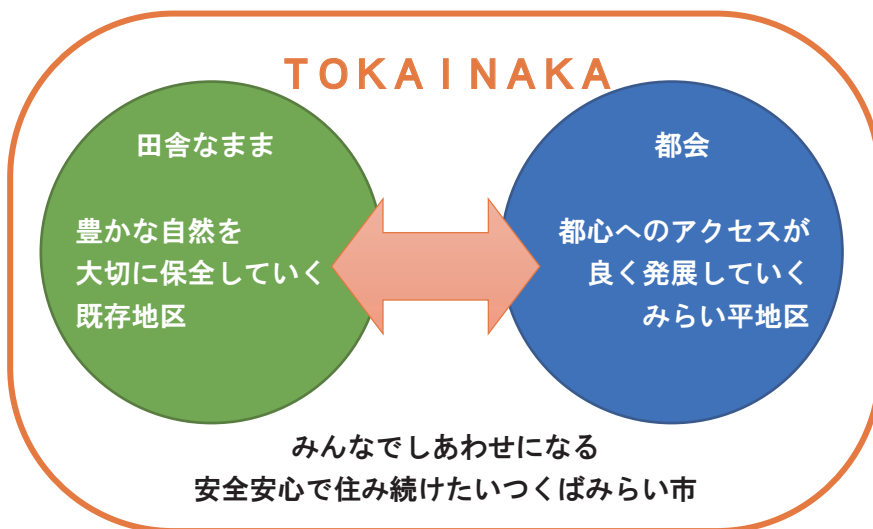


### (4) 世代別 “みらい” シナリオのテーマ

**子育て世代**では、安全安心で心豊かに暮らせる住みやすいまちを目指すことで、楽しく子育てができ、**みんなでしあわせになる**つくばみらい市がテーマとなっています。

**働く世代**では、市民が充実した時間が過ごせるよう、つくばみらい市を継続し発展させていくことがテーマとして挙げられています。**田舎なまま（継続）で都会（発展）と融合（TOKAI NAKA）**したつくばみらい市を目指していくことがテーマとなっています。

**シニア世代**では、既存地区（伊奈地区・谷和原地区）とみらい平地区が連携し、お年寄りが元気で楽しく暮らせる、**安全安心で住み続けたい**まちを目指すことがテーマとなっています。



## 参考 市民ワークショップまとめ

### ● すぐ先の未来 — 短期的な展望 ●

	市民の生活の舞台 都市基盤・生活環境・産業 の分野	市民の暮らし 教育・文化・スポーツ・ 保健・医療・福祉の分野	市民の住む地域社会 行財政・コミュニティの分野
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期バス便の整備</li> <li>交通インフラ整備</li> <li>各施設へのアクセス改善</li> <li>地域の資源の有効活用とPR</li> <li>小児科の病院の増加</li> <li>豊かな自然を残そう</li> <li>公共施設の規約等の見直しで利活用を増加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>親子が<b>集まる場所</b></li> <li>小・中学生が友だちと<b>遊ぶ場所</b></li> <li>子どもが集まる<b>イベント</b></li> <li><b>イベント</b>やお祭りを通しての交流</li> <li>魅力ある<b>イベント</b>企画と<b>イベント</b>の連動</li> <li><b>地域</b>や<b>家族</b>が見守り、いじめを許さない・させない環境づくり</li> <li><b>家族</b>の絆、<b>地域</b>や<b>世代</b>の交流を大切にする</li> <li>家族内コミュニティの形成</li> <li>気軽に助け合う近所づきあい</li> </ul>
働く世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>快速停車や増便でつくば<b>エクスプレス</b>の充実</li> <li>つくば<b>エクスプレス</b>の本数が増える</li> <li>増便や運行範囲拡大による<b>バス</b>の利便性向上</li> <li>交通便の維持</li> <li><b>道路整備</b>による交通環境の改善</li> <li>駐車場や<b>道路の整備</b></li> <li>図書館の充実</li> <li>施設の充実</li> <li>身近な場所に公園・スポーツ施設を整備・充実</li> <li>外灯整備や非常時の周知システムの充実</li> <li>自然災害に対する防災意識の向上を図る</li> <li>自然を生かした環境整備</li> <li>豊かな自然と農業の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>生涯学習講座</b>のPR</li> <li>定期的に通いたい<b>生涯学習講座</b>の開講</li> <li>家族みんなでもっと<b>地域</b>のことを知る</li> <li>市民も行政も、もっとつくばみらい市のことを知る</li> <li>市内で安定した仕事ができる</li> </ul>	
シニア世代	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>バス</b>の利便性向上</li> <li>高齢者の足代わりの<b>コミュニティバス*</b>の拡充</li> <li>広域的な交通手段と広域ネットワークの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な<b>健康診断</b>の受診と主治医を持つ</li> <li><b>健康維持</b>や体力の増進と頭の体操</li> <li><b>健康</b>に留意して美味しく食事をいただく</li> <li>趣味や<b>生きがい</b>を持つ</li> <li>自然の中の散策や文化施設めぐり</li> <li>ボランティアバンクをつくり時間を有効活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間との交流やサークル活動など<b>生きがい</b>を持つ</li> <li><b>イベント</b>へ参加し、人と交流する</li> <li><b>家族</b>とのコミュニケーションを大切にする</li> <li>相談窓口や自治会の整備</li> <li>円滑な民と官の連携</li> </ul>



## ●少し先のみらい — 中期的な展望●

	市民の生活の舞台 都市基盤・生活環境・産業 の分野	市民の暮らし 教育・文化・スポーツ・ 保健・医療・福祉の分野	市民の住む地域社会 行財政・コミュニティの分野
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き学校の再利用で親子や子どもたちが集まる場所を確保</li> <li>• 必要な時に行きたい場所へ行ける<b>交通の仕組み</b>の構築</li> <li>• <b>歩道整備</b>などの交通安全対策の充実</li> <li>• 働く場所の確保</li> <li>• ご当地コンシェルジュの設置と人材育成のための専門学校整備</li> <li>• <b>クリニック</b>や小児<b>夜間診療</b>の整備</li> <li>• イベント会場への<b>シャトルバス</b>運行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イベントを<b>企画・運営</b>する人材を増やす</li> <li>• 市民が<b>参画し企画</b>する協働によるイベント</li> <li>• イベントなどの際に市民ボランティア募集</li> <li>• すぐに相談できる場所やサロンをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お年寄りと子どもの<b>相互見守り</b></li> <li>• <b>地域コミュニティ*</b>の形成</li> <li>• 近所づきあいの形成による地域の子育て支援体制充実</li> </ul>
働く世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駅前に<b>ショッピングモール</b>を誘致</li> <li>• 書店や娯楽施設の充実</li> <li>• 病院の誘致</li> <li>• 一流企業の誘致による若者リターン環境整備</li> <li>• 駅までの<b>デマンドバス</b>など公共交通の充実</li> <li>• 会社や企業の誘致による市内の職場の確保</li> <li>• <b>ショッピングモール</b>など商業・娯楽施設の充実</li> <li>• スマートインターチェンジの設置</li> <li>• 非常時の避難経路を道路へ標示する</li> <li>• みらい平駅や小絹駅までの交通の整備</li> <li>• インフラの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受講で貯まる<b>講座マイレージ</b>の設立</li> <li>• 家族や友人、自分のための充実した時間を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域のつながり</b>をつくる</li> </ul>
シニア世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>歩道の整備</b></li> <li>• 便利な<b>交通手段</b>の整備</li> <li>• 運動する場所の確保</li> <li>• 地域の防犯のために空き家対策を進める</li> <li>• 安全な通学路や<b>道路整備</b></li> <li>• みらい平地区に行政機能や集会所をつくる</li> <li>• 散歩のために安全な<b>歩道の整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の<b>リーダー</b>の育成</li> <li>• 行政と協力しイベントを<b>企画・立案</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会参加により<b>地域コミュニティ*</b>の中で楽しく暮らす</li> <li>• 高年クラブ*や自治会に参加し<b>地域のまちづくり</b>を行う</li> </ul>

## ● ずっと先のみらい — 長期的な展望 ●

	市民の生活の舞台 都市基盤・生活環境・産業 の分野	市民の暮らし 教育・文化・スポーツ・ 保健・医療・福祉の分野	市民の住む地域社会 行財政・コミュニティの分野
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道が整備され<b>安全安心</b>なまちになる</li> <li>商業施設や企業誘致により働く場所が確保される</li> <li>豊かな<b>自然</b>が保護されている</li> <li>学校跡地の再利用</li> <li><b>自然</b>を生かした公園整備</li> <li>外灯が設置された<b>安全</b>な道路整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>みんなが集まる場所やイベントへの参加による<b>コミュニケーション</b>創出</li> <li>家族・世代・地域の<b>交流</b>が盛んになる</li> <li>地区ごとの<b>コミュニティの形成</b></li> <li>地区のお祭りなどに参加する</li> </ul>
働く世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の<b>環境が整い</b>、合併しないでつくばみらい市として発展する</li> <li>定住して働ける<b>環境の整備</b></li> <li>住環境はこのままで豊かな自然を残す</li> <li>交通の整備</li> <li><b>安全</b>の確保</li> <li>企業の誘致</li> <li><b>つくばエクスプレス</b>のみらい平駅始発ができる</li> <li>都心への交通便、自然環境の良さを市のカラーにする</li> <li><b>ほどよく田舎</b>なまますを維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばみらい市に住んで、仕事も遊びも充実した時間が過ごせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会組織ができ、<b>地域コミュニティ*</b>が活性化</li> </ul>
シニア世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ整備の充実</li> <li><b>病院</b>の整備</li> <li>コミュニティバス*など公共交通の整備・充実</li> <li><b>総合病院、病院</b>を集合させる</li> <li>商業・娯楽施設の充実</li> <li>質の高い企業誘致で市の財政を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気に長生きするため<b>健康</b>に努める</li> <li><b>健康年齢</b>の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族とのふれあいを大切にし、孤独にならない</li> </ul>

## ● 世代別 “みらい” シナリオのテーマ ●

子育て世代	つくばみらい市で <b>楽しい子育て</b> ライフを送る幸せファミリー オンリーワンのまちは子どもがたくさん！ <b>安全安心</b> で心豊かな暮らし みんなでつくる <b>住みやすいアクセスしやすいまち</b> つくばみらい市 地域や世代を超えて <b>みんなでしあわせを共有</b> するつくばみらい市
働く世代	つくばみらい市を <b>継続・発展</b> させ第2東京を目指そう すべての市民が <b>充実した時間</b> を過ごせるつくばみらい市 都会と田舎の融合— <b>TOKA INAKA</b> を目指すつくばみらい市 ずっとこのまま、 <b>ほどよく田舎</b> なまますのつくばみらい市
シニア世代	お年寄りが <b>元気で楽しく</b> 暮らせる笑顔が絶えないつくばみらい市 <b>安全安心</b> で住みやすく、住み続けたいつくばみらい市 <b>谷和原・伊奈・みらい平</b> が連携し、より良いつくばみらい市を目指す 次世代へつなげていきたい、生きがいを感じる一生 <b>住み続けたい</b> まち

## 7 市民グループヒアリングから見た本市への期待

本市について、若者から高齢者まで各世代が感じていることを、直接市民からお聞きするためにヒアリングを実施しました。市民グループヒアリングと個別インタビューで聴取したご意見を、本市の良い点（強み）と悪い点（弱み）に分け、グループごとに整理しました。

### (1) 若者グループ

<b>若者グループ（グループヒアリング）</b> <b>プロフィール</b> 20歳前後の市内在住の市民 生まれてからずっと市内在住もしくは幼少期に転入。現在、市内自宅から大学（県内・都内）や職場へ通っている。	
良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばエクスプレスで東京方面へ出るのは便利</li> <li>市外へ行けば何でも手に入る（つくば、守谷）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車で水戸方面へは出にくい</li> <li>閉店した店が多い（駅前、谷和原地区）</li> <li>高齢者は交通手段や病院で困っている</li> </ul>
<b>まとめ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者は自分で車（バイク）を運転できるので、買い物や仲間と遊びに行くにも困ることはなく、病院へ頻繁に通院する持病もないのでクリニックがあれば十分で、不満はあまりない。つくばみらい市（地元）が好きで、通学に多少時間がかかってもひとり暮らしは考えていない。</li> <li>しかし、今は不安や不満がなくても、将来、家族を持った時に、小学校の統廃合など家族の生活に不便が出てくるのではないかと懸念があり、つくばみらい市で暮らしていけるのか不安に思っている。</li> </ul>	

### (2) 子育て世代

<b>子育て世代（個別インタビュー）</b> <b>プロフィール</b> みらい平周辺に在住の小さいお子さんをお持ちの母親 結婚や夫の転勤等で全国各地から転入してきた方々。	
良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て環境、子育て支援が整っている</li> <li>住みやすい</li> <li>公園が多くて子育てに便利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近くに頼れる知り合いがいない</li> <li>駅前に市役所や郵便局があると良い</li> <li>飲食店がもっとあると良い</li> <li>市内に本屋がなくて不便</li> <li>人通りが少なく怖いことがある</li> <li>子どもが多いので、保育園に入れるか不安</li> <li>同学年の子どもの人数が多いので近くの中学校に入れるか不安</li> </ul>
<b>まとめ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代は他都市から転入してきた方が多く、以前住んでいた場所とつくばみらい市を比較しての意見となっていて改善点は多く挙がっている。</li> <li>子育て支援については満足している。</li> <li>つくばみらい市に住んだ年数が短く、知り合いが少ないためか不安に感じることも多い。</li> </ul>	

### (3) 働く世代グループ

<p>働く世代グループ（グループヒアリング）          プロフィール 市内在住の働く世代の市民          就職を機に転出し再び戻ってきた方，つくばエクスプレス開業を機に転入してきた方。</p>	
良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豊かな自然を生かす</li> <li>• 何もないところ</li> <li>• イベント（みらいフェスタ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ファミレスなど飲食店が少ない</li> <li>• 道路を整備しても「通過点」でしかない</li> <li>• 公園などの施設を貸してくれない</li> <li>• 10年先，20年先を考えた計画的なまちづくりが必要</li> <li>• みらい平地区だけを開発して，既存地区には何もしてくれない</li> </ul>
良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Uターン，Iターンの方々に，つくばみらい市の変化や他市との比較による意見が出ている。</li> <li>• 先を見据えた計画的なまちづくりを望んでいる。</li> </ul>	

### (4) シニア世代グループ

<p>シニア世代グループ（グループヒアリング）          プロフィール 市内在住の高齢者市民（ボランティア団体に所属）          20年以上前に転入してきて，既存地区に居住している。</p>	
良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>• つくばエクスプレスができて便利になった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存地区の高齢者は買い物難民になっている</li> <li>• 交通が不便，交通インフラの整備が必要</li> <li>• 市の中心部が不便</li> <li>• 新しい道路の交通状況を把握した計画的な信号機等の設置</li> <li>• 既存地区から駅に行く道路の整備</li> <li>• みらい平地区では自治会がなく困っている</li> <li>• シルバー人材に登録しても仕事がない</li> <li>• 公園など人が集まるところに駐車場がない</li> <li>• 地区の集会所が活用されていない</li> <li>• 未来に残したい綱火*などの後継者がいない</li> </ul>
まとめ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合併前の旧町村の時代に他都市（都内や近県）から転入して既存地区に20年以上在住している。転入してきた頃は常磐線の駅まで車で出て都内へ通勤していたが，つくばエクスプレスが開業し便利になったことを実感している世代。</li> <li>• 特に働き盛りから高齢期へと，生活してきた期間が長いので，市の問題点が多く挙げられている。交通インフラの悪さや計画的なまちづくりがされていない点などが指摘された。</li> </ul>	

## (5) 市の強み・弱み

前項で、すべてのグループから出た「良い点（強み）」と「悪い点（弱み）」の意見を、市民の生活の舞台（都市基盤・生活環境・産業の分野）、市民の暮らし（教育・文化・スポーツ・保健・医療・福祉の分野）、市民の住む地域社会（行財政・コミュニティの分野）の3つの視点で分けて整理しました。

市の強みとしては、つくばエクスプレスを利用することで都心や近隣商業地へのアクセスが良い一方で、豊かな自然を抱えたまちであり、転入が増加している子育て世代への支援も充実していることが挙げられます。

弱みとしては、高齢者が多い場所が鉄道駅から離れたところであり、交通手段を持たない人たちが暮らしの面で不自由していることが課題となっています。また、転入者が多い地域ではまだコミュニティの形成に至っていないこと、既存地域では高齢化が地域コミュニティ\*の弱体化に影響を及ぼしていることが挙げられます。

	強み	弱み
<b>市民の生活の舞台</b> <b>（都市基盤・生活環境・産業の分野）</b> 土地利用／交流拠点・地域拠点／環境／公園・緑地／河川／農業／工業／商業／映像関連産業／道路／公共交通／上水道／下水道・農業集落排水施設／生活環境／住環境／循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばエクスプレスの利用による東京方面へのアクセスの良さ</li> <li>つくばや守谷といった近隣にある施設を利用できる</li> <li>つくばや守谷にはない豊かな自然を活用した事業展開ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスなど交通インフラが整っていないため、交通手段を持たない高齢者が増加している</li> <li>車や電車での移動の単なる通過点のまちで、人に立ち寄りたいと思わせる魅力に欠ける</li> <li>商業が衰退し、まちに活気がない</li> <li>公園など人が集まる施設に駐車場が不足している</li> <li>人口の増加に対する公共サービスの配置のバランスが悪い</li> </ul>
<b>市民の暮らし</b> <b>（教育・保健・医療・生涯学習・スポーツ・安全・福祉の分野）</b> 子育て支援／幼児教育／学校教育／青少年健全育成／健康づくり／医療／生涯学習／スポーツ・レクリエーション／消防・防災／危機管理体制／防犯・交通安全／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉／社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入してくる子育て世代の増加に対応して、子育てしやすい環境や子育て支援が整っている</li> <li>子育て世代が参加しやすい交流事業を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加する子どもの数に対し、今後の保育や教育の充足に不安を感じる</li> <li>人材が不足しており、地域文化の継承が困難となっている</li> <li>活動する人材と活用の場のミスマッチからシルバー人材が有効活用されていない</li> <li>自宅近くに商店がなく、交通手段を持たない買い物難民の高齢者が増加</li> <li>高齢者は市外の病院への通院の足がない</li> </ul>
<b>市民の住む地域社会</b> <b>（人権・コミュニティ・文化・観光・交流・情報・行財政の分野）</b> 人権／男女共同参画／地域コミュニティ／文化振興／観光／地域交流・国際交流／市民活動／広報・広聴／情報公開／個人情報の保護／行財政運営／広域行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入してきた住民が参加できる集客力があるイベントが行われている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ*の弱体化が進行</li> <li>転入者が多い地域にコミュニティが育っていない</li> <li>老朽化などにより気軽に集まれる場所である地区の集会所が活用されていない</li> <li>公園などの施設の貸出が厳格で、市民がイベントなどを企画できない</li> </ul>

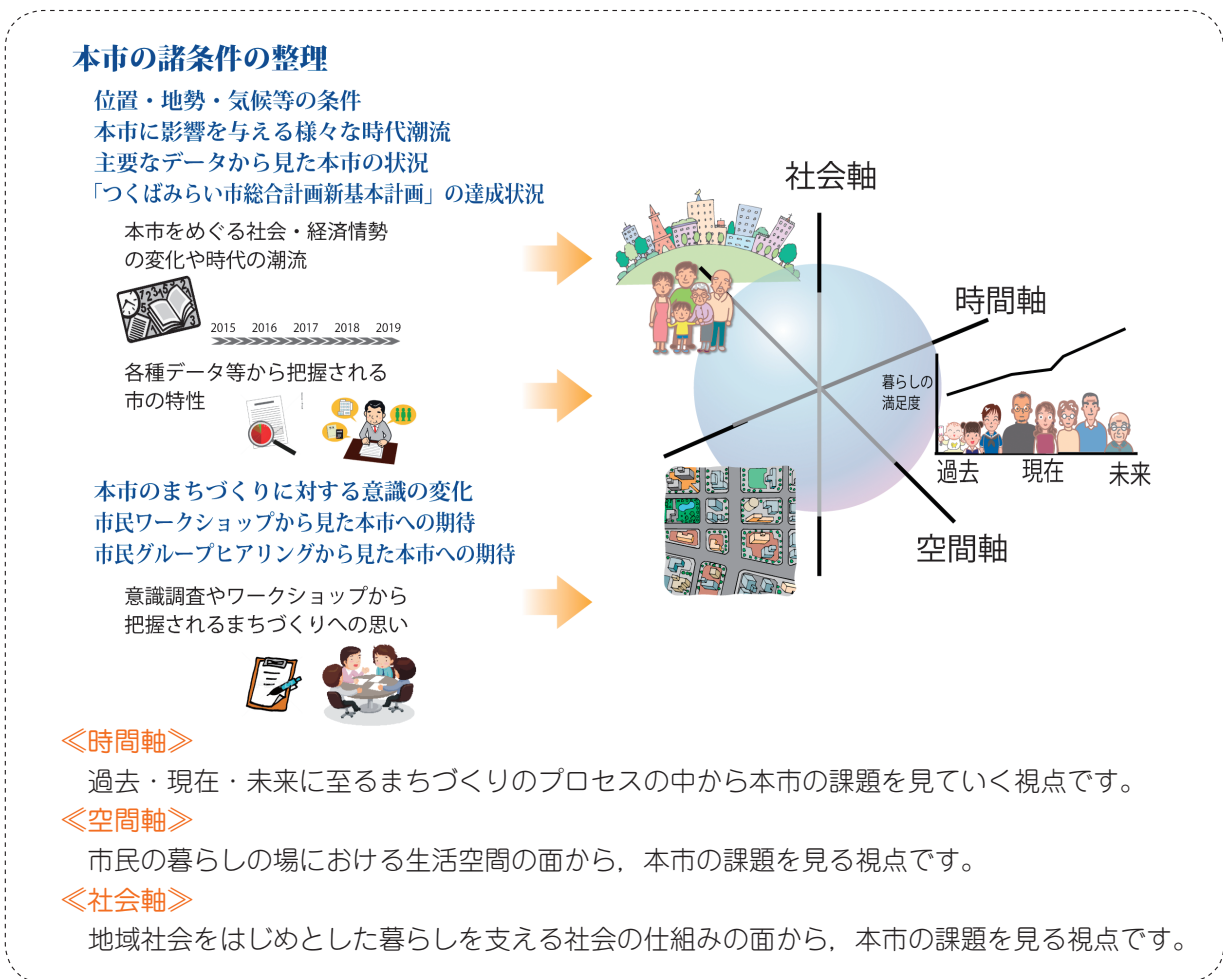
# 本市を取り巻く政策課題の整理

## 1 政策課題の整理の視点

各種データ等から把握された市の特性や様々な意識調査やワークショップから把握されたまちづくりへの思いなどを踏まえ、市を取り巻く政策課題を整理しました。

本市の将来を市民と共に考えた市民ワークショップで示された意見などを総括していくと、市民の暮らし（ライフ）に関わる分野（教育・福祉・医療など）への期待、市民の生活の舞台となる分野（都市基盤や生活環境・産業など）への期待、市民が関わる地域社会（コミュニティや行財政など）への期待が見られました。社会学などでは、我々が生きている場や環境を時間軸・空間軸・社会（人間）軸の中で総合的に捉える見方がありますが、それを踏まえると暮らし（ライフ）は時間の軸で、生活の舞台は空間の軸で、地域社会は社会の軸で見ることができます。

それらの視点になぞらえ、本市のまちづくりのプロセスから課題を見た「時間軸」、市民が暮らしを営む生活の場から課題を見た「空間軸」、市民の暮らしと深く関わりのある地域社会の視点から課題を見た「社会軸」という3つの視点で整理しました。



## 2 3つの視点による政策課題

### (1) 時間軸の視点から見た課題

過去・現在・未来にわたる時間軸の中で市民意識も変化している。市民のライフスタイルを下支えする福祉や医療の分野・学校教育の分野・生涯学習などの分野などは、地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていながら、ソフト・ハードの各種施策・事業について持続可能なまちづくりの視点から適正化していく必要がある。

#### 本市の諸条件の整理から

都心との距離も比較的近く自然豊かでゆったりと静かな環境が魅力となって、基盤の整った南部の住宅地などをはじめ、本市は現在も人口増加が進んでいます。全国的に少子化が進む中、新しくできた市街地に若い世代の方が多く転入し、出生数も増加している状況です。

ここ10年でみらい平地区には1万人以上の方が転入し、現在は、市の人口のうち約1/4がみらい平地区の住民となっていますが、今後はさらにその割合が増していくことが予想されます。市民一人ひとりの生命と財産を守り心穏やかに暮らせるよう努力し続けていくことが基本的な行政の役割ですが、過去・現在・未来にわたる時間軸の中で、新たな転入住民の増加に伴いマジョリティ\*の意識も変化し、市民の求める行政サービスのニーズもさらに多様化していくことが想定されます。

#### 時間軸から見た課題～今後の展開

50年・100年続く持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりのライフ（暮らし）を大切にされた施策の充実が大切です。様々な変化に的確に対応していきながら、まちづくりの施策をソフト・ハード両面で適正化していくことが重要となります。

特に、子育て支援や高齢者福祉・障がい者福祉・医療・健康など安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりの子どもに対してきめ細やかな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習などの分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮しながら、変容していく市民ニーズを意識した展開が求められます。

#### 市民の暮らし（教育・保健・医療・生涯学習・スポーツ・安全・福祉の分野）

子育て支援／幼児教育／学校教育／青少年健全育成／健康づくり／医療／生涯学習／スポーツ・レクリエーション／消防・防災／危機管理体制／防犯・交通安全／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉／社会保障



- ・ 地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実
- ・ ソフト・ハードの各種施策・事業は持続可能なまちづくりの視点からの適正化を図る

## (2) 空間軸の視点から見た課題

自然に囲まれたゆとりある田園生活を求める首都圏からのニーズは一定程度存在している。ハード中心の「モノ」の充実から「コト」を充実していく“まちづくり”へと転換し、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かした“まち”を創っていくことが本市のさらなる優位性を高めることにつながる。

### 本市の諸条件の整理から

東京都や千葉県など市外居住者へのアンケートを見ると、自然に囲まれたゆとりある田園生活を求めるニーズは一定程度存在しており、東京へ1時間に満たない通勤時間で通える立地条件を有しながら、豊かな自然環境と共生したライフスタイルが実現できる点は、本市の優位性となっています。

一方、市民の意向はアンケートなどから結果を見てみると、人口減少や高齢化などに伴い地域に活力が低下しつつある地域と基盤の整った市街地では、居住地区によって市民の意識は大きくかい離しています。これは、つくばエクスプレスの開業に伴う新たなまち開きをきっかけに、市の急成長を促すためハード中心の「モノ」の充実に力を注いできたことが、都市部の市民と農村部の市民との意識に大きなかい離を生んでしまった一つの要因であると推察されます。さらに、都市機能が充実して快適な暮らしが魅力のみらい平市街地や小絹市街地などの都市部と、低地部や丘陵部に広がる農地や畑地、市内を流れる河川など豊かな自然に囲まれた環境が魅力となっている農村部とでは、“まちづくり”が分断しており、お互いの魅力を引き出す“まちづくり”が十分に機能していないことも要因として考えられます。

### 空間軸から見た課題～今後の展開

社会経済情勢が厳しい中、長い時間と大きなコストを要するハード整備については、慎重にならざるを得ません。今後は、これまで充実を図ってきた社会資本ストックを活用しながら、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていくことが重要です。「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していく“まちづくり”から、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していく“まちづくり”への転換が求められているといえます。

このようなことに配慮しながら、本市においては基盤の整った市街地と豊かな自然環境が共存し補完し合う“まちづくり”を進めながら、市民の生活の舞台として充足度を図っていくことが重要です。例えば、みらい平など大規模な市街地整備によって人口が増加する地域では、さらなる利便性を高めつつ、市の顔として整備充実を図っていくとともに、周辺の農村地帯との親和性を高めながら、景観や環境に配慮したまちづくりなど、これからの時代に求められる市街地として質を高め、首都圏からの新たな居住ニーズを吸収していくことが必要です。一方、農地や集落が点在する昔ながらの自然と一体となった暮らしが営まれてきた地域においては、市街地部の利便性を享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

#### 市民の生活の舞台（都市基盤・生活環境・産業の分野）

土地利用／交流拠点・地域拠点／環境／公園・緑地／河川／農業／工業／商業／映像関連産業／道路／公共交通／上水道／下水道・農業集落排水施設／生活環境／住環境／循環型社会



- ・ハード中心の「モノ」の充実から「コト」を充実していく“まちづくり”へ転換
- ・利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かした“まち”を創る



### (3) 社会軸の視点から見た課題

「成長社会」から「成熟社会」へと転換する中、市民ニーズは「量的な満足」から「質的な満足」へと変化している。行政の経営資源には限界があることから、これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換し、行政の在り方や地域社会の在り方などについて見直しを図っていく必要がある。

#### 本市の諸条件の整理から

人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきており、社会は「成長社会」から「成熟社会」へと転換してきています。市民アンケート結果などを見ても、地域の課題や市民ニーズの多様化により、求めるものは「画一的なサービス」から「きめの細かいサービス」へ、「量的な満足」から「質的な満足」へと変化する様子が見えてきます。

#### 社会軸から見た課題～今後の展開

このように社会が成熟化するにつれて、市民ニーズは高度化・多様化してきていますが、行政がニーズにきめ細かく対応することは、行政の経営資源（人材・財源・時間等）の状況から見ても限界があり、構造的な変革が求められています。このことから、これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換し、行政の在り方や地域社会の在り方などについて見直しを図りながら、教育や福祉・健康・産業・都市計画など様々な分野にわたって、市民・事業者・行政が連携して取り組む仕組みを整えていく必要があります。

そのため、行政は、総合的・効率的・個性的な行政を展開するにふさわしい行政体制の整備・確立を図るため、一層の行財政改革に取り組むとともに、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営に努めていく必要があります。

一方、まちづくりの担い手として市民・各種団体・事業者は、主体的にまちづくりに取り組めるよう、共通理解と相互連携を深められる環境づくりに努めながら、それぞれの英知と行動力を発揮できる協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。特に、本市では、みらい平地区などに新たに転入してきた住民と長く本市に定着している在来住民とのコミュニケーションの難しさなどが指摘されており、転入住民と在来住民の相互理解の下に新たなコミュニティの姿を共に構築するなど、市一丸となって地域コミュニティ\*の再生を図る必要があります。さらに、自治会等の地縁的な活動組織やNPO\*など個別に市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な市民同士のヨコの連携を図り、総合力としての「地域の力」を高めながら、多様な主体が連携・協力し合う協働関係をさらに深めていくことも重要となってきます。

#### 市民の住む地域社会（人権・コミュニティ・文化・観光・交流・情報・行財政の分野）

人権／共生社会／男女共同参画／地域コミュニティ／文化振興／観光／地域交流・国際交流／市民活動／広報・広聴／情報公開／個人情報の保護／行財政運営／広域行政



- 行政主導型から協働型への転換
- 行政の在り方や地域社会の在り方などについて見直す

■第2次つくばみらい市総合計画

# 第1編 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
- 第2章 まちづくりの将来指標
- 第3章 まちづくりのデザイン
- 第4章 まちづくりの基本目標

## 第1章

# まちづくりの基本理念と将来像

『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会・経済・文化・環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた暮らしを創っていく過程をいいます。ここでは、そのプロセスを支えるための基本的な考えと将来の方向性を表しました。

## 1 まちづくりの基本理念

本市は、自然に恵まれた環境の中で、豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては新しい市街地の開発とともに人口は増加し成長を続けていますが、長期的に見ると人口減少は避けられず、低成長でも持続できるまちづくりを進めていく必要があります。

また、人々の価値観は、量より質、物より心の豊かさを重視する方向へと変化し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

これからの新しい時代に向けて、市民誰もが本市で幸せに暮らすことのできるまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。



### 市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり

「より良い暮らし指標（Better Life Index:BLI）」（OECD\*（経済協力開発機構））によると、日本人の生活満足度は先進国の中では下位のランキングにあることが指摘されるなど、ライフスタイルが多様化・高度化する中で、質的・精神的な充足が求められています。本市においても市民一人ひとりが幸せを感じられる質の高いまちづくりを進めます。



### 持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、主役である市民がライフスタイルに応じて安全で快適に働き、生活し、楽しみ、学ぶことができる豊かな社会が継続できるよう努力していくことが求められています。

地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていながら、社会・経済・環境の面から持続可能を前提としたまちづくりを進めます。



### 個性豊かなまちづくり

地域間競争や都市間競争などが言われている時代の中で、個性を持ったまちとして価値を高めていくことが必要になります。本市が持つ様々な魅力を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。

## 2 将来像

本市は、都心から40km圏に位置する首都近郊のまちとして、この豊かな自然環境を大切にしながら、市民生活の利便性を高める様々な施策を展開してきました。2006年（平成18年）3月に「つくばみらい市」が誕生してから10年を過ぎた現在、全国の中でもトップクラスの人口増加率を誇る成長力の高い自治体として注目されるなど、これまで取り組んできたまちづくりの成果が目に見えて表れてくるようになりました。

これは、行政だけでは成し遂げられず、市民の人たちの努力と協力があつたからこそ成し得た成果です。「つくばみらい市」として誕生して10年。このまちは、まだまだ大人になり切れていない成長過程の段階にあります。これからも、市民や様々な団体の方々との協力しながら、夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指します。

しあわせと笑顔あふれる

みどりがつなぐ“みらい”都市



## 第2章

## まちづくりの将来指標

将来像を実現していくための指標として、目標年次における将来の人口の見通しと市民の幸福の度合いを指標化した幸福度（＝しあわせ指標）を設定しました。

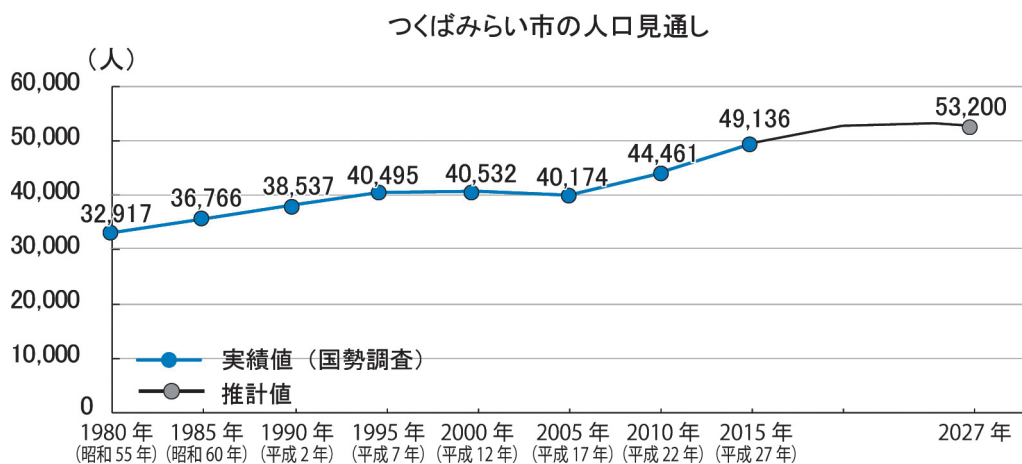
## 1 まちづくりの規模（人口指標）

我が国の人口は、出生率の低下を背景として、2008年（平成20年）以降減少傾向にあり、今後も減少が進むと見込まれています。そのような中、本市においては、2005年（平成17年）にみらい平のまち開きが行われて以降、住宅開発などによって人口は大きく増加しています。2015年（平成27年）には49,643人となるなど、2005年（平成17年）以降の10年間で見ても約20%増となる10,000人近い人口増加を示しています。

今後も、人口増加の好循環をさらに質の高いものとしながら、時代にふさわしいまちの姿を見定め、まちづくりの大きなエネルギーを継続的に生み出していくことが重要です。

そして、市民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、10年後の2027年には人口53,200人を目指して、まちづくりのデザインに基づく施策を展開してまいります。

## 2027年における人口の見通し：53,200人



資料 国勢調査（各年10月1日現在）  
注）2005年（平成17年）までは、旧伊奈村（町）と旧谷和原村の合計。

## 2 まちづくりの質（しあわせ指標）

本市は、首都近郊にあって都心部にはない豊かな自然環境と調和した居住環境があることが魅力となっているまちです。このようなまちとしての魅力を生かしながら、市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていくためには、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、本計画においては、市民が抱く住みやすさや幸福感について、アンケート等から指標化した「主観的指標」や統計的データ等から指標化した「客観的指標」のレベルを確認しながら、基本計画における個別分野の目標値の達成に向けて着実に取り組み、日々の暮らしの中での市民一人ひとりの幸福感が高まるまちづくりを進めていくものとします。

### まちづくりの質（しあわせ指標）の目標

本総合計画においては、幸福感を表す尺度（モノサシ）の設定に取り組むとともに、つくばみらい市の幸せづくりの進み具合を確かめながら「しあわせ」レベルを高めるまちづくりを推進します。

#### 目標 市民一人ひとりが「しあわせ」に感じる意識の拡大を図ります。

ライフステージや生活全般において市民の感じる全体的な幸福感を表す指標（主観的指標）をアンケート等から設定し、その成果について確認しながら、つくばみらい市民の「しあわせ」レベルが高くなるまちづくりを目指します。



#### 目標 地域や社会において「しあわせ」を育む環境の拡大を図ります。

市民の幸福感に影響を与える環境について統計的データ等から指標化（客観的指標）し、その成果について確認しながら、地域や社会において「しあわせ」を育む環境のレベルを高めるまちづくりを目指します。



## 第3章

## まちづくりのデザイン

市民の暮らしを豊かにするまちづくりのデザインを「ランドデザイン」「ライフデザイン」「ソーシャルデザイン」の3つの柱で示します。

## 1 グランドデザイン（土地利用構想）

## (1) グランドデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

本市では、2005年（平成17年）にみらい平のまち開きが行われて以降、都心からのアクセスが飛躍的に良くなったことを背景として、つくばエクスプレス沿線の発展とともに都市機能の充実が図られてきました。今後は、これらの都市的機能のさらなる充実を図るだけでなく、个性的な地域資源（水・緑・文化・産業等）との連携など、いかに効果的に活用していくか、機能性をどのように高めていくかが重要となります。

そのため、下記のテーマを掲げながら、個性と魅力を高める「地域（面）」の形成を図るとともに、活力あるまちを創り豊かな暮らしを彩る「拠点（点）」の配置、都市構造を支える「ネットワーク（軸）」の配置によるまちづくりを展開し、まち全体としての総合力の強化を図っていきます。

テーマ	都市は施設の充足から質的拡充へ… 豊かに暮らし続けられる市民の舞台づくり
-----	---

## (2) グランドデザインの方向性

## ①個性と魅力を高める「地域（面）」の形成

## a. 都市的利用地域

住宅地をはじめ工業・商業機能など様々な都市機能を担う市内の市街化区域\*のエリアを都市的利用地域として位置づけます。これまで蓄積された都市のストックを生かしつつ、都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、各拠点の持つ役割や特性を引き出す土地利用を進めることにより持続性のある市街地を形成します。

## b. 集落・緑地環境地域

平地林や畑地、集落などが点在する丘陵地を集落・緑地環境地域として位置づけます。無秩序な開発を抑制しながら、周囲の畑地や平地林等の自然環境と調和した土地利用に努め、丘陵地の自然環境と調和した緑豊かなおいある環境の形成を図ります。さらに、道路や水道・排水等の維持、日常生活に必要な機能・サービスの確保など、既存コミュニティの維持・活性化に向けた生活環境の改善や生活利便性の向上を図ります。

## c. 集落・田園環境地域

小貝川と西谷田川沿いの低地部一帯の地域を集落・田園環境地域として位置づけます。無秩序な土地利用や開発を抑制しながら、優良農地の保全・育成に努め、農業生産環境と調和した緑豊かな

な集落・田園環境の形成を図ります。さらに、道路や水道・排水等の維持、日常生活に必要な機能・サービスの確保など、既存コミュニティの維持・活性化に向けた生活環境の改善や生活利便性の向上を図ります。

#### d. 環境保全地域

小貝川・鬼怒川・西谷田川沿いの河川緑地などについては、牛久沼も含めた一体的な自然環境と捉えながら、生物多様性にも配慮した自然生態系の保全に努めるとともに、水辺環境を生かした憩いやうるおいの場となるよう市民の交流空間としての活用を図ります。

### ②活力あるまちを創り、豊かな暮らしを彩る「拠点（点）」の配置

#### a. 都市交流拠点

みらい平駅周辺の市街地を都市交流拠点として位置づけます。本市の“みらい”を牽引するまちづくりの先導地域となるよう、暮らす・働く・学ぶ・憩うといった多様な都市機能の高度化に努めながら、様々な人々が交流し、にぎわいと活気にあふれた魅力ある拠点の形成を図ります。

#### b. 地域交流拠点

小絹駅周辺の市街地を地域交流拠点として位置づけます。近隣都市を結ぶ道路・交通基盤を下地として、さらに都市間の連携性を強めながら、居住・流通・業務機能の強化により、利便性と暮らしやすさが調和した市街地の形成を図ります。

#### c. 地域生活拠点

谷井田地区や伊奈東地区の市街地を地域生活拠点として位置づけます。谷井田地区については、身近な生活圏域の中で必要な施設や機能の維持強化に努めながら、周囲の自然環境と調和した暮らしのための諸機能が集約された市街地の形成を図ります。伊奈東地区については、みらい平駅周辺の市街地との近接性を特徴に、郊外の緑豊かな環境で暮らしたいという居住ニーズに適した住宅地として住環境の質的向上を図ります。

#### d. 複合産業拠点

市内において工業系土地利用を図っていくエリアを複合産業拠点として位置づけます。本市の活力を支える産業活動の場として、また市民の就業の場として充実に努めながら、地域の魅力や活力を高める拠点形成を図ります。

特に、福岡地区の工業団地の整備については、新たな企業誘致を促進するため、市街地開発事業として土地区画整理事業\*を行い、優良企業の誘致に努めます。さらに、歴史公園周辺についても複合産業拠点として位置づけ、映像関連産業の誘致など新たな時代を牽引する成長産業の誘致を図ります。

#### e. スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点

総合運動公園、城山運動公園及び総合福祉施設きらくやまふれあいの丘をスポーツ・レクリエーション等活動交流拠点として位置づけ、市民の憩い場やスポーツ・レクリエーションの場として、さらに市民同士の文化的交流を育む場としても充実を図ります。

#### f. 行政拠点

伊奈庁舎・谷和原庁舎周辺を行政拠点として位置づけ、今後も、行政運営の中核機能を充実させていながら、市民生活を支え、行政サービスの中心的な拠点として機能強化を図ります。



### ③都市構造を支える「ネットワーク（軸）」の配置

#### a. 幹線道路ネットワーク

常磐自動車道の谷和原インターチェンジから谷田部インターチェンジ間にスマートインターチェンジの設置を引き続き推進するとともに、本市と他の地域を結ぶ広域幹線道路\*や市内を連絡する地域幹線道路\*については、自動車や自転車、歩行者などの移動空間としてスムーズな交通流動性※に配慮するとともに、各拠点の連携をさらに強化できるよう、目的地への到達性※の向上に努め、道路ネットワークの充実を図ります。

※交通流動性：一人ひとりが徒歩や車などの交通手段を用いて、あらゆる目的・種類による移動の流れのこと。

※目的地への到達性：最終的に辿り着きたい場所への行き着きやすさのこと。

#### b. 公共交通ネットワーク

鉄道駅など交通結節点へのアクセス性の向上やターミナル機能の強化等に努めるとともに、鉄道やバス、タクシーなど地域全体における公共交通網の構築を進め、交通体系の強化を図ります



# 土地利用構想図



断面イメージ

## 凡例

--- 行政区境界	— 自動車専用道路	— 国道	— 市道・都市計画道路 (.....は計画路線を表す) (.....は構想路線を表す)
— 鉄道	— 河川	— 県道・都市計画道路	
■ 都市の利用地域	■ 環境保全地域	● 都市交流拠点	● 複合産業拠点
■ 集落・緑地環境地域	● 近隣自治体市街地	● 地域交流拠点	● スポーツレクリエーション等活動交流拠点
■ 集落・田園環境地域		● 地域生活拠点	● 行政拠点

## 2 ライフデザイン（暮らしづくり構想）

### （1）ライフデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

市民がそれぞれのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを享受するためには、これまでの行政任せでは充実したきめ細かなサービスは望めません。

これからの市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育を支えていくには、自治体（公共機関）・コミュニティ（地域社会）・非営利の組織（新しい公共）・市場（民間企業）が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民の暮らしを豊かにするまちづくりを進めます。

テーマ	市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現
-----	------------------------------

### （2）ライフデザインの方向性

#### ①公共運営のパラダイムシフト\*（多様な主体の連携によるサービスの最適化へ）

これからの公共運営は、行政がすべてを担うということではなく、社会の変化に合わせた見直しが必要となります。そのためには、行政がこれまで有してきた考え方やシステムのみに頼るのではなく、民間企業やNPO\*等との連携をはじめとした新たな発想や考え方の転換が必要であるといえます。

市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現のために、公共＝行政という発想を転換し、市が提供している公共サービスをコスト・スピード・質など様々な点から検証し、より良いサービスの形を目指していきます。

#### ②民の経済の力を活用した新たな公共運営の仕組みの構築

今の行政サービスのシステムは、現代の複雑化するニーズや高度化する社会サービスの状況に合わなくなりつつあります。税金に頼る行政サービスのモデルは、今後の低成長社会の中においてはサービスの質の担保が難しい状況にあることから、これらのシステムの再構築が求められています。

そのため、税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、地域の経済成長を促す手法を展開していくことを主眼に、新たな公共運営の仕組みの構築を進めます。

#### ③権限を委譲する“任せる”行政システムへの転換

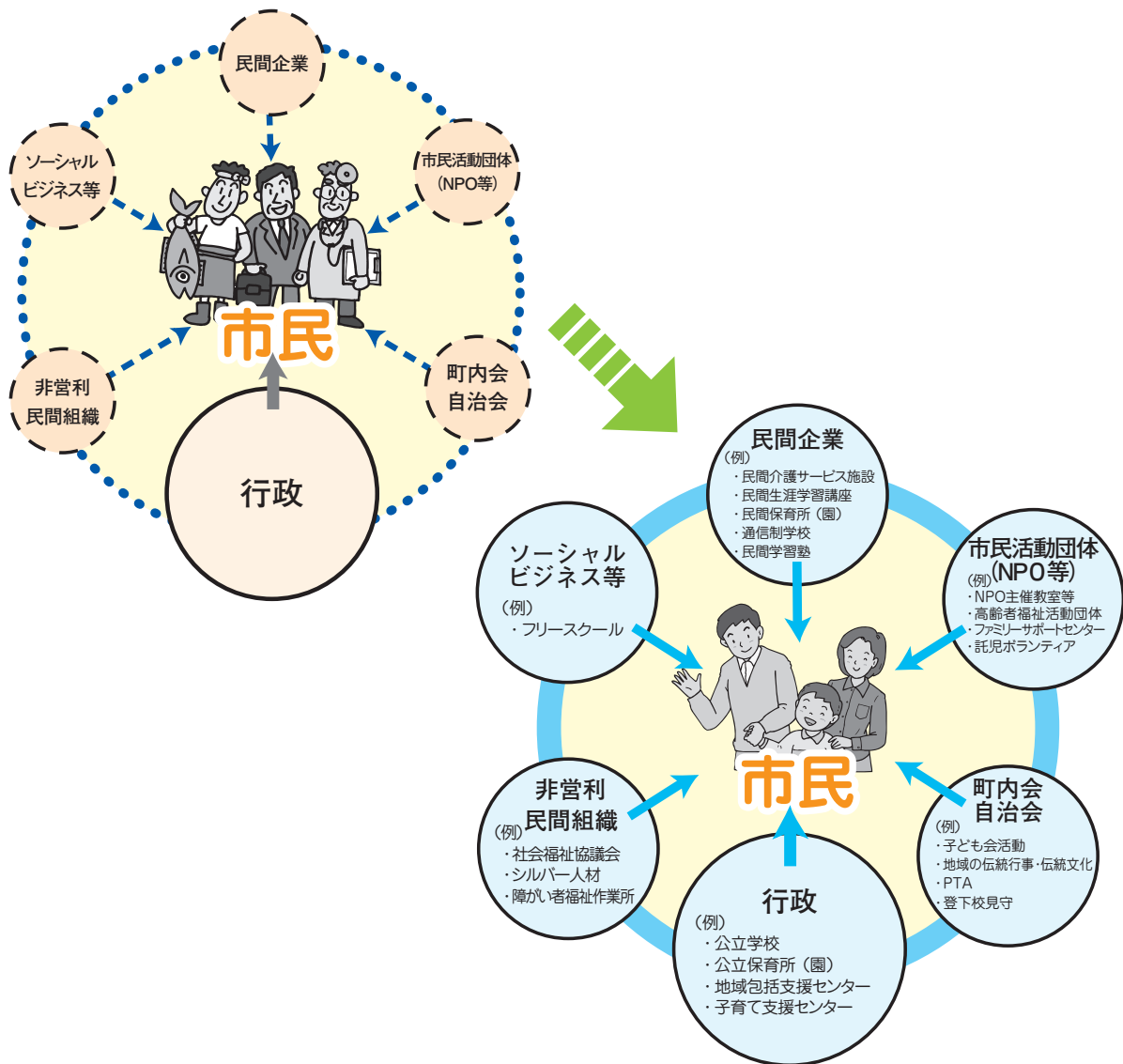
近年、地方分権改革や地域主権改革などに代表されるように、国と地方の関係においても基礎自治体への権限委譲の流れが進んできています。「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」との観点から進められているものですが、さらに市民の細かなニーズに対応していくためには、行政が担ってきた権限を、身近な地域で活動している団体や組織、多様なニーズに応えることのできる民間事業者など地域や民間へと委譲し、“任せる”行政システムへの転換を図ります。

#### ④新たなアイデアを生み出す“場”や“機会”の提供

行政だけでは解決できない課題も、多様な主体との協力により、新たな解決手法を編み出した  
り、新しい価値を創造することが可能となります。

市民の様々な「やりたい活動」を「実行」に変えていくためには、民間事業者や市民団体など  
が協力し合い、オープンデータなどを使って地域の課題を解決する新たなイノベーション\*を生  
み出す場を構築するなど行政によるコーディネート力を高め、連携・協力していく輪の拡大を図っ  
ていくための“場”や“機会”の提供を進めていきます。

#### ■市民のライフスタイルを支える様々な主体のイメージ



## 3 ソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）

### （1）ソーシャルデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

人々のライフスタイルが多様多様となってきた現在、これまでの自治会や子ども会、青年会といった地縁型コミュニティだけではなく、趣味や共通の目的を持った人々の集まりであるテーマ型コミュニティの形成も活発になっています。

身近な地域の課題や問題を解決するには、地域住民の連携・協力が必要です。今後は、地域に密着した地縁型コミュニティと広域なつながりを持つテーマ型コミュニティが相互に協力・補完し合い、新しい地域社会を育む体制を創ることが必要となります。

これからの地域社会においては、市民が主体的に地域活動や行政活動に参加し、行政を主体としてきた地域の課題解決の仕組みから脱却し、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる新しい地域社会づくりを目指していく必要があります。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民と共有しながら新たな地域社会像の具現化に取り組んでまいります。

テーマ	市民が主体的に参加する新たな地域社会づくり
-----	-----------------------

### （2）ソーシャルデザインの方向性

#### ①地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携

一般的に地域社会においては、より良い地域づくりに向け重要な役割を担っている自治会などの地縁型コミュニティと、特定の課題に対し、専門性や機動性などを持って活動する市民活動団体でありテーマ型コミュニティとも呼ばれる団体があるとされています。

成長期のみらい平地区と成熟期を迎える既存地区とでは、コミュニティ形成の熟度も違いがあり、前者はテーマ的に活動するケースが多く、後者は地縁的つながりによる活動が多いのが特徴です。しかし、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティとでは、その活動範囲や特性の違いはあるものの、共により良い地域づくりに向け課題や問題の解決に自主的に取り組んでおり、お互いの活動の中での思いや目的を共有できる部分・重なる部分が比較的多く見られます。

今後は地縁型活動（縦糸）とテーマ型活動（横糸）の特性を生かしながら、より豊かな市民社会を織りなしていくことが重要です。そのため、活動の目的や思いを共有できる団体同士が協力し、それぞれの強みとノウハウを生かせる環境をつくります。

## ②地縁型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

地縁型コミュニティは、一定の地域の中で生まれ育ったり、移り住んだ人たちの集まりであったりしますが、基本的には地域など住む場所に規定された共同体ともいえます。一般的には行政区や自治会など、最も身近な共同体として、慣習的に助け合いと一定の決まりの下で地域社会を運営しているのが特徴です。しかしながら、地縁型コミュニティは、一定の地域に規定された共同体でもあるので、活動の固定化による活力の停滞が心配されるほか、人口減少や高齢化等により活動自体が縮小する懸念があります。

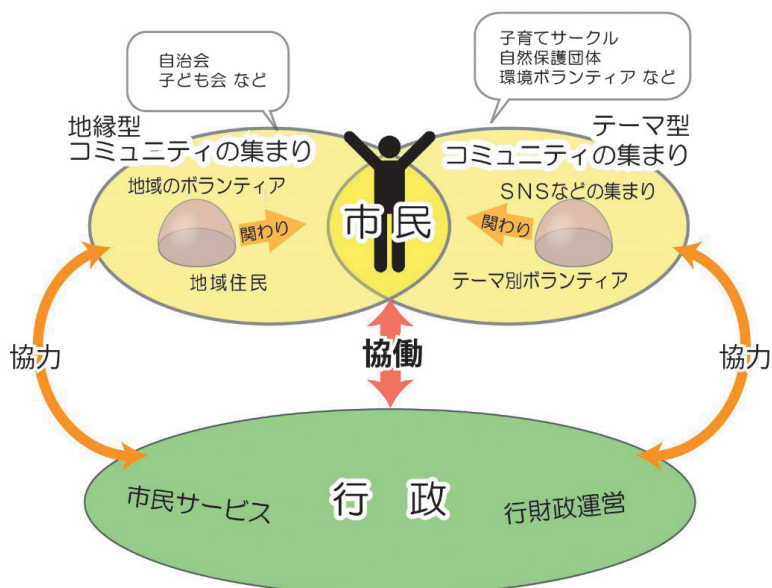
そのため、地縁型コミュニティ同士の交流や合同による取組の拡大、さらに女性や若者、子どもたちのアイデアなど新しい発想や企画力による活動の活性化を図りながら、一般的に地域の中で縦型の序列で活動されがちな風土から横型のフラットな関係での活動も許容する風土づくりにも留意し、これまでのしきたりに囚われない新しいカタチの地縁型コミュニティの構築に努めます。

## ③テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

テーマ型コミュニティは、特定の地域課題に関心のある住民などが自発的に組織して活動する団体であり、NPO\*法人やボランティア・グループなど、一般的には公益的な目標を持つ団体を指します。一定のテーマに賛同した有志の集まりであり、専門的な知識や経験を持ち、向上心も高いのが特徴です。社会を良くしようと、それぞれの理念と目標を持って結成されたテーマ型コミュニティにおいては、行政の手が行き届かなかった分野においても効果を発揮していることが多く、行政主導ではない「自発的」「主体的」な活動をさらに引き伸ばしていく視点が重要となります。

そのため、行政のみならず、市民や地域、事業者等が、その役割を理解し、物心両面において活動を支援していきながら、行政側においても、これらの活動組織が持つ課題などを共有し、一緒に取り組んでいく体制づくりを進めます。

## ■市民のライフスタイルを支える様々な主体のイメージ



## 第4章

# まちづくりの基本目標

本市の「まちの将来像」を実現していくために、3つのまちづくりの目標を掲げ、その目標を達成するための施策の方向性を示します。

## 1 市民目線に立った質の高いまちを創る

これまでの「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していくまちづくりから、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくまちづくりへと転換を図り、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていく都市を目指します。また、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かしたまちづくりを目指します。

土地利用／交流拠点・地域拠点／環境／公園・緑地／河川／農業／工業／商業／映像関連産業／道路／公共交通／上水道／下水道・農業集落排水施設／生活環境／住環境／循環型社会

## 2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの暮らしを大切にされた地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実を目指します。また、安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりにきめ細やかな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習の分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮し、市民ニーズを意識した展開を目指します。

子育て支援／幼児教育／学校教育／青少年健全育成／健康づくり／医療／生涯学習／スポーツ・レクリエーション／消防・防災／危機管理体制／防犯・交通安全／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉／社会保障

## 3 連携や協力によって支え合う社会を創る

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPO\*など市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。

人権／共生社会／男女共同参画／地域コミュニティ／文化振興／観光／地域交流・国際交流／市民活動／広報・広聴／情報公開／個人情報保護／行財政運営／広域行政

■第2次つくばみらい市総合計画

## 第2編 前期基本計画

- 第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る
- 第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る
- 第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る



## 第2次つくばみらい市総合計画 体系

基本理念 ■市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり  
 ■持続可能なまちづくり  
 ■個性豊かなまちづくり

将来像

しあわせと笑顔あふれる  
 みどりがつなぐ“みらい”都市

<b>第1章</b> 市民目線に 立った質の高い まちを創る	<b>第1節</b> 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち	(1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成 (2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり
	<b>第2節</b> 豊かな魅力を生かした活力あるまち	(1) 地域産業の育成と活性化 (2) 新たな活力となる産業の創出 (3) 道路ネットワークと公共交通の充実
	<b>第3節</b> 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち	(1) 上水道及び生活排水対策の整備 (2) 快適な生活環境の保全と整備 (3) 循環型社会の構築
<b>第2章</b> 市民が豊かな 暮らしが描ける 場を創る	<b>第1節</b> すくすく育つ“みらい”の子	(1) 子育て支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 青少年健全育成の推進
	<b>第2節</b> いきいきと暮らす“みらい”の市民	(1) 市民の健康づくりの推進 (2) 生涯学習の推進 (3) スポーツ・レクリエーションの推進
	<b>第3節</b> みんなで守る“みらい”のまち	(1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 高齢者福祉の充実 (3) 障がい者福祉の充実 (4) 地域福祉の推進 (5) 社会保障の充実
<b>第3章</b> 連携や協力 によって支え合う 社会を創る	<b>第1節</b> 市民一人ひとりを大切にする社会を創る	(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現 (2) 男女共同参画の推進
	<b>第2節</b> みんなが交流する社会を創る	(1) 個性と魅力ある地域づくり (2) 多様な交流を育む環境づくり
	<b>第3節</b> みんなで協力して社会を創る	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 効率・効果的な行政運営 (3) 広域行政の充実強化

# 第1章

## 市民目線に立った質の高いまちを創る

- 第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち
- 第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち
- 第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち

## 第1節

# 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち

本市は、つくばエクスプレス開業により急速に都市化が発展した地区と豊富な水辺環境やみどり豊かな自然環境を併せ持つまちです。人々の暮らしや活動の中心となる拠点を中心に、都市機能の充実と豊かな自然の調和を目指した魅力あるまちづくりを進めてきました。

### 現況

本市の土地利用の状況は、全域(7,916 ha)がつくばみらい都市計画区域\*として指定され、市街化区域\*が約1割(805 ha)、市街化調整区域\*が約9割(7,111 ha)となっています。

市街化区域\*の用途については、住宅系が574 ha、商業系が22 ha、工業系が209 haとなっています。

市街化調整区域\*については、西樺戸地区や城中地区の緑地環境保全地域など、広大な農地をはじめとした豊かな自然環境が数多く残っています。

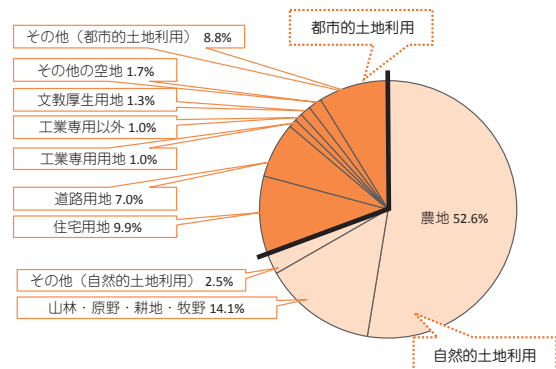
みらい平駅周辺の市街地は、1993年(平成5年)から進められてきた土地区画整理事業\*により、2010年(平成22年)からの5年間で約2.3倍(約6,100人増)の10,789人と住宅の増加とともに地区内の人口が急増しています。

一方、既存地区(みらい平以外の地区)については、2010年(平成22年)からの5年間で約1,350人減(38,854人)と小絹地区を除くほぼすべての地区で減少傾向が続いています。

市内にある公園や緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティ\*の交流の場であるとともに、大雨や台風、地震等の災害時には、調節池の補助や避難場所としての機能を果たしているほか、環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

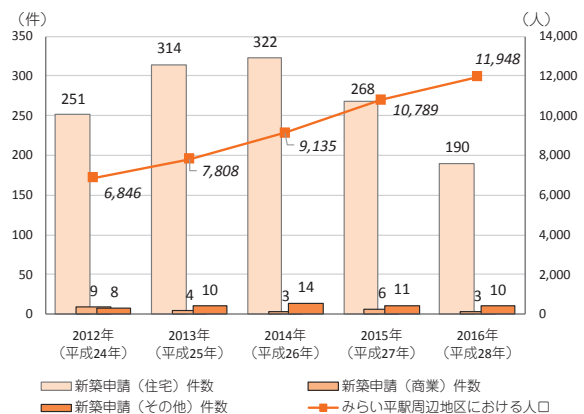
また、鬼怒川・小貝川などの一級河川に指定された河川については、治水対策だけでなく農業用水にも利用され、水害防止や環境を保全する上から、計画的な改修及び整備が進められています。しかし、近年多発するゲリラ豪雨などの大雨により被害が発生している地区があります。

■都市的・自然的土地利用の状況  
[2016年度(平成28年度)] (資料:都市計画基礎調査)



※その他の内訳:「その他都市的土地利用」は、運輸施設用地、併用住宅用地、商業用地、公共空地、公園、鉄道用地、駐車場用地、ゴルフ場としており、「その他自然的土地利用」は、水面、その他海岸等としている。

■みらい平駅周辺地区における人口と新築申請(住宅・商業)件数の推移 [資料:住民基本台帳(各年4月1日)、みらい平地区建築確認申請データ]



## 課題

つくばエクスプレス沿線開発やそれに伴う人口増加など急速な発展を遂げてきた本市ですが、今後は、市街地や集落など、その土地が持つ魅力を生かし、つくばみらい市らしい自然と調和した豊かな暮らしを実現させる持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

土地利用については、これまでの都市のストックを利活用し、都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、適正な土地利用の規制・誘導を推進していくとともに、今ある自然を保全し、調和のとれたまちづくりを進めていくことが必要です。

さらに、みらい平駅周辺の市街地や小絹駅周辺の市街地、谷井田地区及び伊奈東地区の市街地の持つ役割を踏まえながら、地域の発展に寄与するよう効果的な拠点の形成を推進していく必要があります。

公園や緑地については、市民や企業、ボランティア団体等の協力を得て維持管理を推進していく必要があります。また、老朽化した公園施設の改修など、より安全な施設の提供が求められています。

河川については、雨水の排水機能の強化や災害に対応するための改修整備を推進するとともに、市民と協働した河川美化・浄化活動を行うことが必要です。

■みらい平地区周辺



■たんぼアート 10周年



## 基本方針

### ■土地利用の推進

- 自然環境と都市環境の調和を基本とし、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。
- 持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能と拠点間ネットワークの構築を促進します。

### ■自然環境の保全・活用

- 本市の魅力である田園風景や水辺空間などを未来に継承し、人と自然が共生するまちを目指します。

## 施策の方向（第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち）

項	目
(1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	■ 1 適切な土地利用の誘導
	■ 2 都市交流拠点及び地域交流拠点等の充実
(2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり	■ 1 自然環境の保護・保全
	■ 2 公園整備と緑化の推進
	■ 3 河川等の整備と維持・管理



## 施策の内容（１）計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成

### 1 適切な土地利用の誘導

#### ①都市構造の構築 1-1-1-1-1

- まちづくりに当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を推進します。
- 変化する社会経済情勢や国や茨城県、周辺自治体との関わりの中で、「つくばみらい市都市計画マスタープラン\*」の見直しを含め、都市の集約と地域の連携による計画的かつ総合的な土地利用を段階的に推進します。

#### ②計画的（適正）な都市的土地利用の誘導 1-1-1-1-2

- 都市交流拠点であるみらい平駅周辺や地域交流拠点である小絹駅周辺地区、地域生活拠点である谷井田地区及び伊奈東地区のまちづくりを推進します。
- 良好な住環境整備や企業立地を促進するため、地区計画制度\*をはじめとした都市計画制度等を積極的に活用し、計画的な土地利用を図ります。
- 地域の要望や周辺の土地利用の状況を勘案しながら、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、柔軟な変更・見直しを行いつつ、適正な土地利用を推進します。
- 都市づくりの先導的な役割を果たすような特定の取組や緊急に対応すべき事業については、横断的で柔軟な体制づくりに努めます。

#### ③地籍調査の実施 1-1-1-1-3

- 筆界に係るトラブルの防止や自然災害からの早期の復旧等、土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査\*事業を推進します。
- 土地の境界、面積及び地目などの実態を明らかにするために、土地所有者の理解と協力を得ながら、計画的な地籍調査\*の推進を図り、正確な地図（公図）を作成します。

### 2 都市交流拠点及び地域交流拠点等の充実

#### ①にぎわいのある市街地の形成 1-1-1-2-1

- 地域の実情を考慮したまちづくりを進めるため、本市で活用すべき各種制度の積極的な活用を図ります。
- 拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- 都市交流拠点としてのみらい平駅周辺市街地は、居住機能を中心に業務・商業機能を併せ持つ魅力ある複合市街地の形成を推進します。
- みらい平駅周辺市街地等において、移住定住や企業誘致を促進するため、茨城県等と連携し、効果的なPR活動等を実施します。

- 地域交流拠点としての小絹駅周辺市街地は、まちの成熟化を進め、より良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実に努めます。
- 地域生活拠点としての谷井田地区・伊奈東地区の市街地は、共に良好な住環境の整備を推進します。
- 地域全体の発展を支える都市交流拠点及び地域交流拠点、周辺地域の市民の交流を育む地域生活拠点、それぞれの持つ機能を補完し合いながら発展させていくため、都市機能と拠点間ネットワークの構築を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	市街化区域*内の宅地の土地利用률	市街化区域*内の質的向上・有効利用を図り、年約0.4%程度(年3.6ha程度)の増加を想定する。	56.9%	59.7%
	■ 1	地籍調査*の調査完了率	着実な進行を図るため、計画的に調査区域を選定し、事業完了率増加を目標とする。	10.1%	14.2%
	■ 2	市街化区域*内人口	定住促進策を進め、転出者の抑制を図ることで市街化区域*内人口の増加を目指す。	30,063人	30,295人



## 施策の内容（2）環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり

### 1 自然環境の保護・保全

#### ①地域環境の保全 1-1-2-1-1

- 平地部に広がる小貝川沿いの水田地帯などについては、農業生産環境との調和に配慮しながら、生産基盤を充実させ、緑豊かな集落・田園環境の形成を図ります。
- 本市の豊かな自然環境を形成する樹林地などの緑や、河川などの水辺空間の保全に努めます。
- 野生動物を保護し、生物の多様性を確保するため、動植物の生息場所となる自然環境を保全し、特定外来生物の増加抑制について啓発を実施します。

#### ②市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場 1-1-2-1-2

- 自然とふれあえる場を守り、快適な地域環境を保全するため、地元の方々やボランティアの協力を得ながら協働し、自然環境の保護・保全に努めます。
- 豊かな自然環境を、市民の身近にある貴重な資源として保全を図るとともに、市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- 低地部に広がる優良な農地や丘陵部の畑地など、緑豊かな自然環境を保全し、季節や場所によって多彩な表情を持つ田園風景などを未来に向けて継承できるよう努めます。

### 2 公園整備と緑化の推進

#### ①整備と維持管理 1-1-2-2-1

- 自然豊かで安全・安心な、市民ニーズに対応した地域行事等を行える場として、親しまれる公園づくりに努めます。
- 公園・緑地の管理については、市内の企業や地域住民、ボランティア団体等の協力を得た維持管理を推進します。
- 老朽化した公園施設の改修等を計画的に実施し、利用者に安全で快適な公園施設の提供に努めます。

#### ②緑の保全・創出 1-1-2-2-2

- 緑豊かな生活空間の形成と有用な防災空地を形成するため、生産緑地指定の希望があった場合は都市計画決定手続きを実施します。
- 緑地の保全及び緑化の推進についての意識高揚を図るため、積極的にPR活動に努めます。
- 市街地やその周辺に残された身近な樹林地のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐものや、社寺等と一体となった歴史的・文化的価値を有するものについては、一体的に保全を図ります。



### 3 河川等の整備と維持・管理

#### ①河川の保全・整備 1-1-2-3-1

- ・市内を流れる一級河川について、国・茨城県等関係機関と十分な調整を図りながら、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

#### ②治水対策及び水路等の維持管理 1-1-2-3-2

- ・水路等の日常的な維持管理を適切に行いながら、道路冠水被害の防止・解消を図るため、道路冠水の危険性のある排水路等について、緊急性等を勘案しつつ、計画的に整備を推進します。
- ・排水施設の機能を常に最大限に発揮できるよう、必要に応じて関係施設の点検及び整備に努めます。

#### ③河川美化・浄化の推進 1-1-2-3-3

- ・市民に、河川と生活との関係を正しく認識してもらい、河川美化・浄化意識の高揚を図るため、市民協働により清掃活動（クリーン作戦）等の実施を継続します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	一斉清掃への参加者数	毎年度170人程度、一斉清掃への参加者数の増加を目指す。	10,200人	11,200人
	■1	市民が維持管理に協力している公園数	行政と市民協働で維持管理を行う公園数を現状の2倍にする。	2箇所	4箇所
	■2	鬼怒川・小貝川クリーン大作戦の参加人数	毎年3%ずつ参加者の増加を目指す。	300人	350人

■清掃活動（クリーン作戦）







## 第2節

# 地域の魅力を生かした活力あるまち

産業の維持・発展には、基盤整備に加え、産業を支える人を育成し、次世代につなぎ、地域産業を活性化させていくとともに、新たな活力となる産業にも注力していくことが大切です。

### 現況

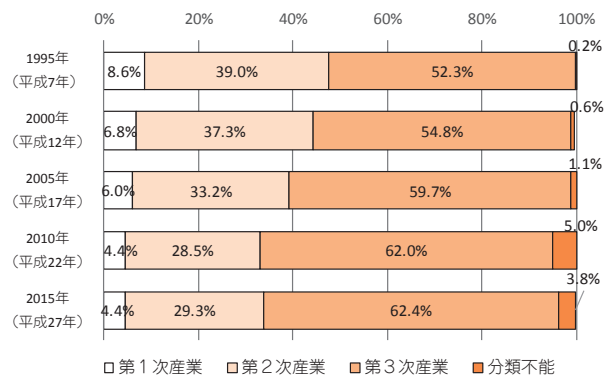
本市は、自然条件、地理的条件などに恵まれ、全国有数の優良農業地帯を形成しており、市街化区域\*を除くほぼ全域が農振農用地(3,300 ha)(2017年(平成29年)3月末現在)となっています。

これまでは農業が地域経済の振興に重要な役割を果たしてきましたが、最近では、第1次産業就業者の割合が減少を続け、農家の兼業化や担い手不足が深刻となっています。さらに、遊休農地\*や耕作放棄地の増加により経営耕地面積も長期的な減少傾向が続いています。

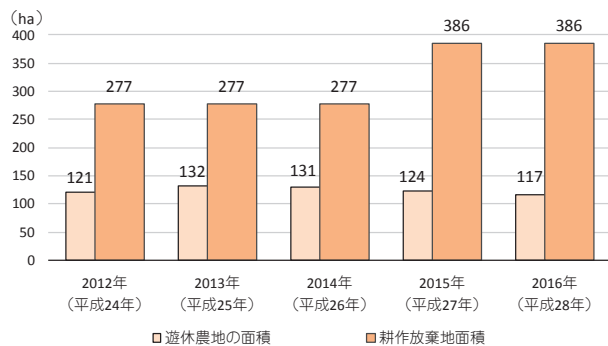
工業については、北部の工業専用地域\*をはじめ、各所に小規模企業が散在して立地しています。工業の従業者(4人以上の事業所)は、増減を繰り返しながら若干の減少傾向にありますが、製造品出荷額は増加傾向が続いています。

商業については、みらい平駅周辺の新たな拠点の形成により、商業・業務用施設の出店も進みつつありますが、市全体で見ると事業所数の減少傾向(2004年(平成16年)から約2割減)が見られる一方で、年間販売額(2004年(平成16年)から約2割増)、売り場面積(2004年(平成16年)から約倍増)が増加傾向にあり、大規模商業施設の立地が進んでいることがわかります。

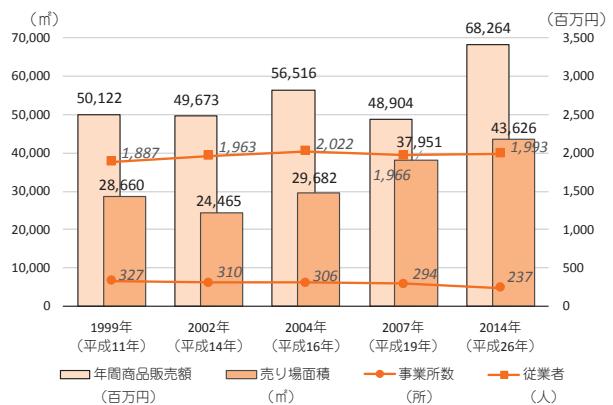
■産業別就業者(資料:国勢調査 各年10月1日)



■遊休農地\*・耕作放棄地面積の推移(資料:農林業センサス)



■年間販売額、売り場面積、従業者数の推移(資料:商業統計)



本市には、西部に国道294号、北部に国道354号、ほぼ中央には常磐自動車道が整備され、14本の県道が市内を通っています。また、2017年（平成29年）2月に首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という）茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの6つの高速道路が接続したことにより、今後は、圏央道沿線における工場・物流倉庫、商業施設の立地が加速し、地域経済の活性化に大きな期待ができます。

■大規模小売店の推移（状況届出）平成29年8月末時点  
（資料：大規模小売店舗立地法 届出の概要）

No	届出日	店舗面積 (㎡)	大規模小売店舗名
1	2007年（平成19年）6月14日	3,359	とりせんみらい平店
2	2007年（平成19年）12月21日	1,167	クリエイイトS・Dつくばみらい店
3	2009年（平成21年）2月26日	5,939	ケースデンキつくばみらい店
4	2009年（平成21年）9月1日	6,288	ヤマダ電機テックランドつくばみらい店
5	2013年（平成25年）1月31日	6,965	（仮称）つくばみらいSC
6	2014年（平成26年）11月20日	4,130	テックランドつくばみらい店
7	2017年（平成29年）6月15日	4,372	（仮称）つくばみらいSC

■福岡地区（工業用地）



※大規模小売店は、合計1,000㎡を超える店舗で、店舗面積は、小売業を行うための店舗の用に供する床面積（飲食、サービスは含まれない）としている。

## 課題

東京都心から40km圏内という立地や広域的な交通環境、恵まれた自然環境など、本市の魅力を生かした活力あるまちの実現に向けて取り組むことが必要です。

農業については、集落営農\*の法人化などを含めた担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の規模拡大や生産基盤の整備を図っていく必要があります。また、加工・販売、観光活用など、農業の6次産業化に積極的に取り組み、地元農産物の消費拡大を目指すとともに、ふるさと産品や地産地消の仕組みづくり、市民農園・家庭菜園などによる首都圏の都市近郊型農業を確立していく必要があります。

工業については、常磐自動車道や近接する圏央道などによる立地優位性を積極的にアピールし、雇用機会の拡大、地元経済の活性化や既存企業とのつながりを踏まえつつ、雇用吸収力の高い企業や経済的・技術的波及効果の高い企業の誘致に努めていくことが大切です。また、福岡地区の工業専用地域\*の拡大と物流基盤の強化を図るための周辺道路の整備により、優良企業の誘致を計画的に進め、市民の雇用の場を確保し住み慣れた地域で暮らしながら働くことができるまちづくりに取り組むことが求められています。

さらに、市内で新たに起業される方への支援の充実を図るとともに、みらい平駅周辺の市街地においては、まちのにぎわいに寄与する商業施設の誘致を図り、商業機能の充実に取り組んでいくことが求められています。

近隣市や市街地、各拠点や集落等への連絡を強化する道路ネットワークの充実を図るには、限られた財源の中で効果的に道路整備を進めていく必要があります。市内の生活道路については、歩車道分離や狭あい道路の解消などの安全な道路づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、市民の日常生活の利便性を向上させるため、拠点と駅、拠点と集落、施設間などを結ぶ公共交通体系や公共交通システムの構築を図ることが求められます。

## 基本方針

### ■地場産業の活性化

- 優良な農地を次世代へとつなげ、持続可能な力強い農業の実現を目指します。
- 雇用環境の整備・充実を図り、企業活動の活性化を目指します。
- 地域を支え、まちの活力となる魅力ある商業環境づくりを目指します。

### ■新たな活力となる産業

- 地域資源を活用した6次産業化や農商工連携などにより魅力ある農業環境を構築します。
- 優良企業の誘致を積極的に進め、地元経済の活性化と雇用機会の拡大に取り組みます。
- 商業施設の誘致や起業家への支援などにより、魅力ある地域づくりを目指します。
- 映像を活用した新たな魅力創出による地域振興策の展開を検討します。

### ■道路・交通ネットワークの充実

- 周辺の拠点都市や近隣市、市内各拠点や集落間などを相互に連絡する道路ネットワークの構築を推進します。
- 日常生活の利便性を高め、誰もが、自由に、便利で利用しやすい公共交通の構築を目指します。

## 施策の方向（第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち）

項	目
(1) 地域産業の育成と活性化	■ 1 農業環境の充実
	■ 2 地域商業の育成支援
	■ 3 雇用の創出と既存企業への支援（工業）
(2) 新たな活力となる産業の創出	■ 1 農業の活性化
	■ 2 商業施設の誘致
	■ 3 新たな拠点の形成（工業）
	■ 4 地域特性を生かした産業の展開
(3) 道路ネットワークと公共交通の充実	■ 1 道路ネットワークの充実
	■ 2 公共交通の利便性向上

## 施策の内容（1）地域産業の育成と活性化

### 1 農業環境の充実

#### ①農用地の保全と活用 1-2-1-1-1

- 土づくり・化学肥料低減・化学農薬低減により、環境と調和した農業への転換を図り農村環境の保全に努めます。
- 諸事情で耕作ができない農家については、大規模農家や農業生産法人\*への貸付け等の指導を実施します。
- 耕作放棄地や遊休農地\*などについては、実態把握と発生防止・解消対策に取り組み、耕作されている農地については、継続して作付けができるように努めます。
- 違反転用を防ぐために農地パトロールを強化します。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。

#### ②圃場基盤整備\*の充実 1-2-1-1-2

- 圃場整備未整備地区及び整備済地区については、引き続き整備・充実化を推進し、住み良い農村環境をつくとともに、農業に取り組める環境整備の充実を図ります。
- 生産性の高い農業を促進するため、水田・畑地における圃場整備未整備地区を対象に、担い手育成を念頭においた基盤整備事業を推進します。
- 圃場整備済地区においては、区画形成の整った地域のさらなる高度利用を図るための農道及び農業用排水路の再整備等（二次的整備）の生産基盤の整備を図ります。

#### ③かんがい排水整備の充実 1-2-1-1-3

- 安定した農業用水や排水を確保するための用排水路整備の助成などを通じて、かんがい排水の整備を進めます。

#### ④畜産業の振興 1-2-1-1-4

- 家畜防疫や衛生環境の改善に努め、家畜の健康保持と生産性向上などを図ります。

#### ⑤農業生産組織の育成及び担い手の育成・支援 1-2-1-1-5

- 作物のさらなる品質向上を目指し、直売所やイベント時に市農産物としてPRします。また、就農希望者に対して個別相談を実施し、農業後継者の育成・確保を図ります。
- 農事組合法人化の利点を周知していき、法人化を含めた相談や経営改善に取り組みます。
- 農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の活用により、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けます。
- 担い手農家の育成・確保を推進するとともに、地域農業を支える担い手農家への農用地利用の集積・集約化を促進します。
- 新規就農や認定農業者\*を志向している者を対象に広く情報提供し、国の事業を活用しながら、後継者となる担い手を確保します。
- 集落営農\*の組織化または法人の設立等地域の実情に即した経営体を、助言または補助事業の活用により支援・育成するほか、新規就農や認定農業者\*を志向している者に対しても営農計画等に関する助言をするとともに、安定した営農を行えるよう補助事業等を活用しながら支援

することで、後継者となる担い手の育成に努めます。

- 女性農業者については、積極的に地域農業への参加・協力を呼びかけます。

### ⑥品質向上及び生産効率化への取組・支援 1-2-1-1-6

- 病虫害予防を目的とした箱苗防除に対する助成や、農業用プラスチック廃材等の処理に対する助成、銘柄産地指定等に対する取組を実施します。

## 2 地域商業の育成支援

### ①中小規模商店の育成・支援 1-2-1-2-1

- 消費者ニーズに応じた、魅力ある商店づくりを支援するため、関係機関と連携し、商工会を中心とした情報の提供や経営指導、相談体制の充実により、中小規模商店の育成・支援を図ります。

### ②商工団体・商工会の支援 1-2-1-2-2

- 安定した商業活動を支援するため、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の周知徹底と活用の推進を図ります。
- 商工会と協力し、地域の資源や伝統を生かしたイベントを開催するほか、観光や農業などの他産業とも連携し、知名度向上や魅力ある店づくりを支援します。

## 3 雇用の創出と既存企業への支援（工業）

### ①地元雇用の促進と既存企業の活性化 1-2-1-3-1

- ハローワークや関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。
- 企業立地優遇制度である固定資産税等の免除や新たに市民を雇用した場合に交付する雇用促進奨励金を活用し、新たな雇用の場となる企業誘致を推進します。
- 企業ヒアリングを行い、国・茨城県と連携し、各種補助制度や融資制度の情報提供に努め、地域の企業が安心して操業できる環境づくりを推進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	遊休農地*面積	遊休農地*の発生防止と解消対策に取り組み、遊休農地*面積の減少を目指す。	117ha	68ha
	■1	認定農業者*数	年間2名の増加を目指す。	58人	70人
	■2	事業所数（卸売・小売）	事業所数が減少しているため、現状数を維持する。	237事業所 (H26年)	237事業所
	■2	年間商品販売額（卸売・小売）	年間商品販売額の毎年度1億円増加を目指す。	683億円 (H26年)	690億円
	■3	事業所数（工業系）	地元雇用の受け皿となる事業所を1社/年程度の増加を目指す。	82社 (H26年)	90社

## 施策の内容（2）新たな活力となる産業の創出

### 1 農業の活性化

#### ①魅力ある農業の推進 1-2-2-1-1

- 地元農産物の消費拡大を図るため、農産物の6次産業化及びブランド化の支援に努めます。
- 新鮮な農産物を販売する直売所の活用や、魅力ある農業経営の実現を目指します。
- 農業や自然を体験できる場所として、市民農園や家庭菜園事業を引き続き実施するとともに、需要に合わせて増設を検討し、農業の魅力を発信します。

#### ②都市と農村の交流基盤の充実 1-2-2-1-2

- グリーン・ツーリズム\*実践団体の活動を支援し、都市農村交流を通して本市の魅力の発信や交流人口の増加を図ります。

#### ③地産地消の推進 1-2-2-1-3

- 地元で採れた農産物を市民の家庭や学校給食での食材として活用する地産地消を推進するとともに、農産物直売所における販売・PRを促進します。

### 2 商業施設の誘致

#### ①誘致活動の促進 1-2-2-2-1

- 市街地の魅力を高めるため、関係機関と連携し、まちのにぎわいに寄与する商業施設等の誘致を目指します。
- 商工会や金融機関などと連携し、きめ細かい相談体制などにより、新しく起業される方への支援の充実を図ります。

### 3 新たな拠点の形成（工業）

#### ①企業誘致の促進 1-2-2-3-1

- 市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、企業誘致活動を促進し、財源及び雇用の確保に努めます。
- 住宅と産業・業務施設等が複合した新市街地の形成を図るため、茨城県と連携し、みらい平地区内の準工業地域への企業誘致活動を展開します。
- 福岡工業団地の整備については、市街地開発事業として土地区画整理事業\*の事業認可を行い優良企業の誘致を進めるとともに、物流基盤の強化を図るため周辺道路の整備を推進します。





## 4 地域特性を生かした産業の展開

### ①映像関連産業の誘致活動の推進 1-2-2-4-1

- ロケ機能を有するワープステーション江戸\*を核とし、施設周辺地区への映像関連産業の誘致を図り、映像のまちを推進する取組を実施するなど、映像を活用した新たな魅力創出による地域振興策の展開を検討します。
- ワープステーション江戸\*周辺への、映像関連産業の誘致を推進するため、オーダーメイド方式\*やあっせん方式などによる企業立地促進を図るなど、映像関連産業の集積に向け柔軟に対応します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	グリーン・ツーリズム*実践団体数	地域資源を活用した交流イベントを開催する団体数の増加を図ることにより、都市と農村の交流人口の増加を目指す。	2団体	4団体
	■1	市民農園の整備区画	毎年1区画の増加を目指す。	98区画	104区画
	■2	特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書交付者数	創業支援事業計画に基づき、毎年1名の創業者獲得を目指す。	0人	6人
	■3	福岡工業団地立地企業の土地取得率	新たな企業が進出する受け皿となる工業団地を整備する。	0.0%	100.0%
	■4	ワープステーション江戸*周辺への企業誘致	ワープステーション江戸*周辺地区へ映像関連企業の誘致を進める。	—	1社



## 施策の内容 (3) 道路ネットワークと公共交通の充実

### 1 道路ネットワークの充実

#### ① 広域交通ネットワークの整備促進 1-2-3-1-1

- 高速道路の利便性を高めるため、常磐自動車道の谷和原インターチェンジ（以下、IC）から谷田部 IC 間にスマート IC \* の設置を引き続き推進します。
- 本市周辺の拠点都市と連絡し、広域交通ネットワークを強化する広域幹線道路\*や地域幹線道路\*の整備について、沿線自治体との連携を図りながら、国や茨城県などの関係機関に対して要望活動を行い、整備促進を図ります。
- みらい平駅を中心とした広域的な道路体系の構築に向け、都市軸道路\*の整備促進について、茨城・千葉両県をはじめとした関係機関に、沿線自治体と連携しながら要望活動を行い、整備促進を図ります。
- 常磐自動車道と直結し、成田や横浜方面へつながる圏央道の全線開通・4車線化について、茨城県や関係自治体と協力し、国等への要望活動を行い、整備促進を図ります。

#### ② 市内交通ネットワークの充実 1-2-3-1-2

- 集落間交通や集落内交通の利便性の向上を図るため、「つくばみらい市道路体系整備計画」に基づき、市内幹線道路及び集落内道路など道路網の整備を推進します。
- 小絹地区と守谷市守谷駅周辺とを結ぶ、都市計画道路\*守谷・小絹線の整備を推進します。
- 市北部の複合産業拠点から都市交流拠点であるみらい平駅周辺をつなげる都市計画道路\*東楢戸・台線の整備を推進します。
- みらい平駅周辺及び地域交流拠点である小絹地区への連絡道路となる、主要地方道つくば野田線の整備促進を図ります。
- みらい平駅周辺と地域生活拠点などの各拠点との連携強化を図るため、主要地方道野田牛久線や主要地方道取手つくば線、都市計画道路\*南・中原線の整備促進を図ります。

#### ③ 安全な生活道路の確保 1-2-3-1-3

- 「つくばみらい市歩道整備基本計画」に基づき、歩道の設置など歩行空間を確保した安全な道路づくりを推進します。
- 道路交通を円滑化させるため、交差点の改良整備に努めるほか、交通安全施設等を整備し、安全・安心な道路交通環境に向けた道づくりを推進します。
- 歩道のバリアフリー\*化を図り、段差解消や点字ブロックを配置するなど、高齢者や障がいのある人に配慮した、人にやさしい道路づくりを推進します。

#### ④適切な道路の維持管理 1-2-3-1-4

- 定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見・早期補修など、道路の適切な維持管理を図ります。また、橋梁等に関しても、「つくばみらい市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた適切な維持管理を図ります。
- 道路台帳\*については、道路管理上の基礎的事項の情報（区域・構造・占用物件等）をより充実させ、道路境界資料等も随時更新します。また、地籍調査\*完了区域のデータをシステムに反映させるなど、システムの更新・管理・活用を推進します。
- 市民生活に密着した身近な道路については、道路里親制度\*などにより市民が主体となって行う清掃等の維持管理の促進に努めます。

## 2 公共交通の利便性向上

#### ①広域公共交通の充実 1-2-3-2-1

- 住み良いまちづくりを推進するため、鉄道・路線バス・コミュニティバス\*・デマンド乗合タクシー・タクシーなどを含めた地域全体の公共交通の充実を図るため、交通政策の指針となる「地域公共交通網形成計画」に基づき、広域的な移動を含めた日常生活の移動手段の確保に努めます。
- 公共交通を充実させるため、広域的な視点の下、鉄道や路線バス、さらには近隣市で実施しているコミュニティバス\*との連携促進に努めます。
- 都市交流拠点及び地域交流拠点と周辺集落との利便性を高める公共交通システムを構築し、日常生活の利便性の向上を図ります。

#### ②路線バスの運行促進 1-2-3-2-2

- 市民の交通手段を確保するため、路線バス事業者に対し、既存路線の維持を要請するとともに、採算性の向上を図るため、関係機関と連携した利用促進方策の検討や利用状況に応じた運行見直しなど、利用者の需要に応じた路線編成となるよう働きかけます。

#### ③鉄道の利便性向上 1-2-3-2-3

- 都市交流拠点であるみらい平駅、地域交流拠点である小絹駅周辺地区は、鉄道駅につながる路線バスやコミュニティバス\*などの公共交通機関を充実させることなどにより、駅利用の利便性の向上を図ります。
- つくばエクスプレスの利便性向上を図るため、関係自治体と連携して、鉄道事業者などに対し、増便・増結やみらい平駅への快速・通勤快速列車の停車、通勤通学割引等の料金改定、東京駅への延伸についての要望活動を実施します。
- つくばエクスプレスや関東鉄道常総線の利用拡大及び沿線地域のイメージ向上を図るため、関係自治体と連携して、効果的な広報活動等を引き続き展開します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■1	歩道整備後の安全性への満足率	整備実施後の市民アンケートで、整備後の状態に『安心になった』『やや安心になった』と回答した人の割合の増加を目指す。	61.6%	65.0%以上
	■1	都市計画道路* 東楯戸台線・守谷小絹線の整備率	道路体系構築において骨格的道路網の整備促進を図る。	64.0%	100.0%
	■2	外出時に困ると回答した人のうち、市内移動に困ると回答した割合	公共交通に関する市民アンケートで、市内移動に困ると回答した割合の減少を目指す。	64.3%	38.4%
	■2	みらい平駅1日平均乗車人員数	みらい平駅への通勤快速列車の停車を推進するため、駅利用者の毎年3%増加を目指す。	4,835人	5,600人





### 第3節

## 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち

誰もが健康で快適な日常生活を営むことができるまちをつくるため、公害や災害がなく安全で住みやすい環境づくりに市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが大切です。

#### 現況

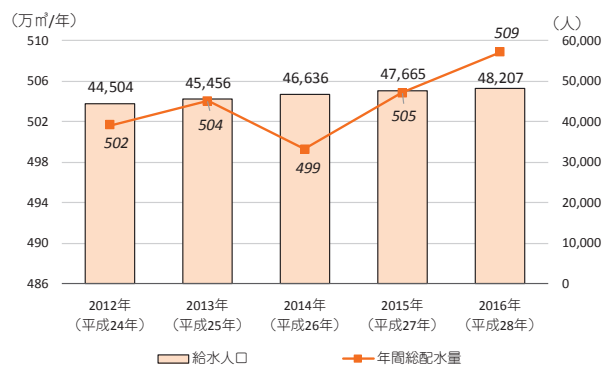
上水道は生活に欠かせない重要なライフライン\*の一つであるため、計画的に更新していかなくてはなりません。本市の上水道施設については、更新時期を迎えるものが多く、配水管については、今後20年の間に、管路の法定耐用年数(40年)を迎えるものが相当数存在しており、近年では経年による漏水が頻発する状況となっています。

生活排水処理については、汚水等の処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止する重要な役割を担っています。本市ではこれまで、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント事業\*や合併処理浄化槽\*の設置促進などにより、良好な生活環境の確保に努めてきました。

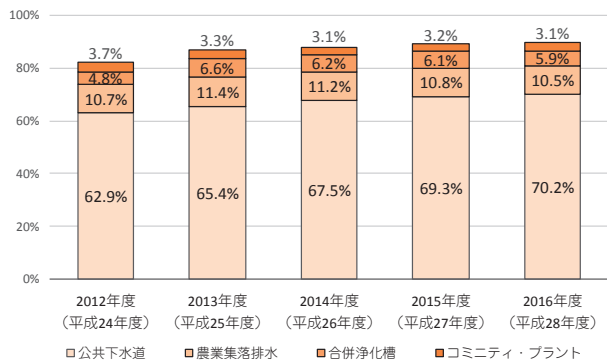
公共下水道は、本市が進めている事業認可計画区域827haと、取手地方広域下水道組合で進めている事業認可計画区域372.6haがあり、順次整備しています。また、農業集落排水については8地区で、コミュニティ・プラント事業\*については2地区が供用開始しています。今後は老朽化した下水道施設等の更新が増えていくことが確実です。

本市を取り巻く生活環境に目を向けると、みらい平駅周辺の都市的景観と既存集落の田園風景や筑波山・富士山などが眺望できる自然的景観にも恵まれています。このような良好な景観を保持し、良好な住環境の形成を図るため、「つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為\*の許可等の基準に関する条例」等に基づき、適切な指導と誘導に努めてきました。また、世界では地球温暖化など地球規模の環境問題も山積し、市としても、こ

■給水人口及び年間総配水量の推移(資料:上下水道課)



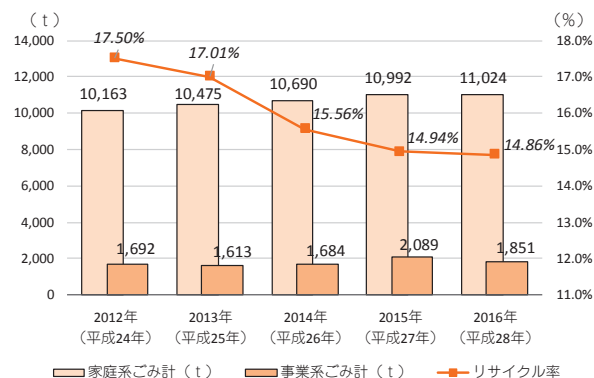
■汚水処理人口普及率の推移(資料:上下水道課)



み処理やリサイクルといった市民の身近なところでの環境対策にも取り組んでいかななくてはなりません。

本市のごみ処理については、家庭系ごみ、事業系ごみの量は増加傾向となっており、逆にリサイクル率は減少しているという現状となっています。

■一般廃棄物排出量及びリサイクル率の推移  
(資料：生活環境課 廃棄物対策室)



※家庭系ごみ：家庭から排出されるごみ(内訳：可燃、不燃、資源物、有害、粗大)  
事業系ごみ：事業所から排出されるごみ(内訳：可燃、不燃、資源物)

## 課題

快適で豊かな暮らしを守るため、環境と生活の利便性の調和を図るとともに、行政のみならず、市民・事業者が一体となってまちづくりに取り組むことが大切です。

上水道施設については、長寿命化を図りつつ順次更新し、安心して安定的な水の供給を維持することが必要です。また、耐震性の高い管種に更新するなど、災害に強い管路施設を整備していくことも重要です。さらに、質の高い給水サービスを提供するため、有収率\*・料金収納率の向上が求められます。

生活排水の適正な処理を図るため、公共下水道の整備を促進し、また公共下水道、農業集落排水等の供用開始区域内世帯の早期接続促進や、合併処理浄化槽\*の普及に取り組むことが必要です。今後は老朽化した下水道施設等の更新が増える中で、長寿命化の考えに基づいた適切な維持管理を進め、更新費用の平準化を図っていくことも必要です。さらには、地震などの災害時にも対応できる災害に強い施設づくりが求められます。

本市における住環境については、人口が増加傾向にある小絹地区(絹の台)やみらい平地区においては、地区計画制度\*等を活用し良好なまちづくりを進め、人口が減少傾向にある既存集落等においては、区域指定制度\*の活用により、集落コミュニティや日常生活圏を維持していくことが必要です。

本市の魅力である自然的景観と都市的景観が融合した景観を大切に残していけるように、景観等に配慮したまちづくりを進めていくことも必要です。

近年、多様化・複雑化している消費者トラブルについては、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、トラブルの未然防止等に取り組むことが求められます。生活環境の中では、騒音・振動・悪臭などの公害、ごみの不法投棄、駅周辺での放置自転車への対策が求められます。

ごみ処理については、これまでの大量生産・大量消費のライフスタイルを発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)・適正処分を基本とした循環型社会へ転換していくことが課題となっています。市民や事業者のごみの発生・排出抑制に対する意識を高めるため、啓発を図ることが必要です。

## 基本方針

### ■上水道・生活排水対策

- 安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、良質で安定的な給水サービスを提供します。
- 施設の適切な維持管理に努め、清潔で衛生的な生活環境の維持を目指します。

### ■良好な住環境の形成

- 安心して暮らせる良好な生活環境と地域特性を生かした良好な住環境の維持形成を目指します。

### ■環境対策

- 地域や市民のレベルで地球温暖化対策に貢献するまちの形成を目指します。

## 施策の方向（第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち）

項	目
(1) 上水道及び生活排水対策の整備	■ 1 上水道施設の維持管理
	■ 2 公共下水道の整備
	■ 3 公共下水道、農業集落排水等の維持管理
(2) 快適な生活環境の保全と整備	■ 1 生活環境の充実
	■ 2 良好な住環境の整備
(3) 循環型社会の構築	■ 1 3Rの推進（Reduce ごみの発生抑制, Reuse 再利用, Recycle 再資源化）
	■ 2 地球規模の環境対策



## 施策の内容（1）上水道及び生活排水対策の整備

### 1 上水道施設の維持管理

#### ①経営基盤の強化 1-3-1-1-1

- 水道事業運営の安定と経営の効率化を図るため、適正な料金体系の維持や有収率\*・料金収納率の向上に努め、質の高い給水サービスを提供します。
- 水道使用量検針から水道料金徴収までの業務の合理化や効率化を図ります。

#### ②維持管理体制の充実 1-3-1-1-2

- 大地震の災害時においても、市民生活の要である水道水の供給を図れるよう、耐震管の整備を推進します。
- 既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化施設について、計画的・効率的な更新を図ります。
- 管路情報など維持管理体制の充実を図ります。

#### ③水源確保と水質管理 1-3-1-1-3

- 県西広域水道用水供給事業\*や関係機関等との連携を図りながら、増加する水需要に対応する水源の確保に努めます。
- 市民が安心して上水道を利用できるよう、適正な水質管理を実施します。

### 2 公共下水道の整備

#### ①公共下水道計画の推進 1-3-1-2-1

- 事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、一層の加入促進を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めます。
- 市街化区域\*の拡大を見据えた「つくばみらい市公共下水道全体計画」及び「つくばみらい市公共下水道事業計画」の見直しをするとともに、処理水量の動向を見ながら処理場増設等の検討を進めます。





### 3 公共下水道，農業集落排水等の維持管理

#### ①公共下水道の維持管理 1-3-1-3-1

- 公共下水道供用開始区域内世帯の早期接続を促進するため，広報・啓発活動を積極的に展開するとともに，戸別訪問指導等により市民意識の高揚を図ります。
- 下水道台帳の充実を図り，計画的な調査・修繕等に活用します。
- 施設の適切な維持管理及び水質管理による適正な汚水処理を行い衛生的な環境の保持に努めます。
- 老朽化が進んでいる下水道施設等については，「つくばみらい市ストックマネジメント計画」等を作成し，施設の改修・更新を推進します。

#### ②農業集落排水施設の維持管理 1-3-1-3-2

- 生活排水による水質汚濁の防止，生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため，広報・啓発活動を積極的に展開し，農業集落排水施設供用開始区域内世帯の早期接続を促進します。
- 既存施設の機能診断を実施し，最適整備構想等の基本方針計画を作成し，効率的な施設構築を推進します。

#### ③コミュニティ・プラント処理施設の維持管理 1-3-1-3-3

- コミュニティ・プラント処理施設の維持管理を適切に行い，衛生的な環境の保持及び下流域の水質保全に努めます。また，定期的・計画的な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。

#### ④合併処理浄化槽の設置促進 1-3-1-3-4

- 公共下水道，農業集落排水，コミュニティ・プラント事業\*の認可区域外の地域については，合併処理浄化槽\*の普及促進を図ります。
- 浄化槽設置者に対しては，適正な維持管理を促すために，広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を促進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	上水道有収率*	有収率*の向上を目指す。	89.5%	90.0%
	■2	下水道整備率	公共下水道の整備を推進することにより生活環境の改善，水質保全を目指す。	82.3%	86.5%
	■3	汚水処理人口普及率	生活環境の確保に努め，汚水処理人口普及率の向上を目指す。	89.7%	94.5%

## 施策の内容（2）快適な生活環境の保全と整備

### 1 生活環境の充実

#### ①生活環境の保全 1-3-2-1-1

- 「つくばみらい市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり地域環境施策を推進し、自然と人との共生、快適な生活環境の創出、循環型社会の形成を図ります。
- 地域の良好な生活環境を維持するため、日常生活における環境への配慮について、市民の意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携した監視・指導の体制により、騒音・振動・悪臭など、公害の発生防止に努めます。
- 不法投棄を防止するため、パトロールの実施や監視カメラの設置などにより、監視体制を強化します。
- 生活排水による汚濁負荷の軽減のため、調理くず・廃食用油等の処理や洗剤の適正な使用を心がけるように市民への啓発を推進します。
- みらい平駅・小絹駅の周辺の放置自転車対策として、放置自転車の撤去を強化する区域の指定をするとともに、今後利用者の増加が見込まれるみらい平駅の周辺は、利用者数に対応できる自転車駐車場の確保に努めます。
- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、動物飼育マナーやしつけの指導に努めます。
- 動物指導センター\*・獣医師との連携により動物飼育に関する意識の啓発に努め、人と動物が共に生活しやすい環境づくりを推進します。
- 有害鳥獣による農産物や市民への生活・環境被害を防ぐための対策に取り組みます。特に、アライグマ等による被害が増える傾向にあるため、特定外来生物対策も含めた、有害鳥獣対策を推進します。

#### ②消費生活の安定と向上 1-3-2-1-2

- 消費生活に関する相談、苦情などについて適切に対応できるよう、国や茨城県と連携を図り、消費生活センター機能の充実に努めます。
- 多様化する消費生活に関する問題に対応するため、消費者が自ら考え、行動できるよう、啓発・情報提供に努めます。

### 2 良好な住環境の整備

#### ①総合的な住環境の推進 1-3-2-2-1

- 良好な住環境の形成を図るため、開発行為\*においては、関係各課と連携しながら、開発許可制度\*や「つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為\*の許可等の基準に関する条例」等に基づく適切な規制と誘導に努めます。
- 区域指定制度\*により集落の活性化と地域コミュニティ\*の充実に努めます。
- 三世代の同居や近居などを促進することで、本市への移住定住者の増加を図ります。

### ②良好な景観形成の推進 1-3-2-2-2

- 市内の良好な景観形成に向けて、届出行為に対する申請の審査を行うとともに、景観審議会及び景観アドバイザーの協力を得ながら、うるおいあるまちづくりを図ります。
- 主に沿道における美観を保護するため、違反広告物に対する是正指導や除却活動を実施します。
- 地域住民及び民間企業と協働しながら、地区計画等による健全な都市環境の形成を図ります。
- 空き家等を地域資源として有効活用し、地域の活性化を図るため、適正な管理を推進します。

### ③公営住宅の適切な供給と維持管理 1-3-2-2-3

- 安全で安心できる建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化の進む市営住宅の維持・補修を推進します。
- 市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅に困窮する低所得者などを対象に、家賃補助制度による支援を推進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	公害に対する苦情件数	公害に対する苦情件数の減少を目指す。	67件	55件
	■1	消費出前講座受講者数	消費者の被害、トラブルを避けるため消費者教育受講者の増加を目指す。	920人	943人
	■2	民間賃貸住宅補助数	公営住宅に入居できない住宅困窮者に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を補助し、住宅困窮者を減少させる。	0件	15件



## 施策の内容 (3) 循環型社会の構築

### 1 3Rの推進 (Reduce ごみの発生抑制, Reuse 再利用, Recycle 再資源化)

#### ①ごみの発生抑制・減量化の推進 1-3-3-1-1

- 市民・事業者の理解と協力の下、ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品などの利用や適正包装などの取組を促進するとともに、食品ロスの削減を図るため、食べきり運動の普及に努めます。
- 家庭ごみの減量化を図るため、関係機関と連携し、市民の協力を得ながら生ごみたい肥化事業への参加促進を図ります。
- 家庭ごみの増加に対応するとともに、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の維持を図ります。

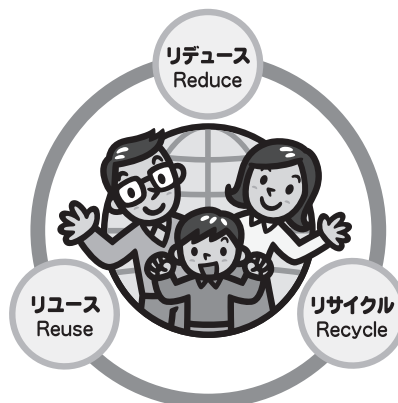
#### ②ごみの資源化の推進 1-3-3-1-2

- 家庭ごみの分別排出の徹底を図るため、分別の手引きの配布などにより市民に分別方法を周知し、ごみの資源化を推進します。
- 事業者が排出する、法令で定められた産業廃棄物以外のごみの減量化を図るため、排出抑制や循環的な利用及び処分について、啓発を行います。
- 資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため、資源物に対する市民の意識の向上に努めます。
- リサイクル活動情報の提供や、使用済み小型家電製品の回収などにより、資源のリサイクルを推進します。
- 定期的にごみ処理施設やリサイクル施設の見学会などを実施し、ごみ問題への意識を高めます。

### 2 地球規模の環境対策

#### ①地球温暖化対策の推進 1-3-3-2-1

- 市の公共施設などで省資源、省エネルギーに取り組み、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、市民・事業者に向けて省資源・省エネルギーなど地球温暖化防止に関する啓発を推進します。
- 再生可能エネルギー及び水素の利活用など、新エネルギー等について促進を図るための調査研究を行うとともに、低炭素\*化社会への推進に向けた事業活動や市民の生活スタイルの実現を目指します。



## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■1	市民一人一日当たり ごみの排出量	市民一人一日当たりのごみ排出量を実績値 に対し、毎年度約2gずつ減量すること を目指す。	710 g/人・日	698 g/人・日
	■1	再資源化率	再資源化率を、実績値から毎年約0.4%増 加することを目指す。	14.9%	18.5%
	■2	防犯灯LED化率	蛍光灯仕様及び水銀灯仕様の防犯灯を LED仕様に更新し、LED化率の向上を 目指す。	14.0%	83.0%



## 第2章

# 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

- 第1節 すくすく育つ“みらい”の子
- 第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民
- 第3節 みんなで守る“みらい”のまち

## 第1節

## すくすく育つ「みらい」の子

子どもはこれからのつくばみらい市を担う大切な地域社会の一員です。ここ10年の中で子育て世帯が増加している本市においては、子育て支援の施策に力を入れてきました。

## 現況

我が国においては少子化が急速に進行していますが、本市においては、みらい平地区を中心に人口が増加しており、子どもの数も急増している状況です。6歳未満親族のいる一般世帯の推移を見ると、2005年(平成17年)までは世帯数も6歳未満親族人員も減少傾向で推移していましたが、2010年(平成22年)以降は急激に増加しています。

共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化など子育て世代を取り巻く社会は変化しています。また、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化、男性の長時間労働により育児参加が進んでいないことなどから、母親の育児の孤立感や不安感を招いていることが問題となっています。

そのような中で2015年度(平成27年度)から子ども・子育て支援新制度が施行され、本市においても「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりや安心して子どもを預けられる体制の整備を図るなど、地域ぐるみで子育て世帯の支援を推進してきました。

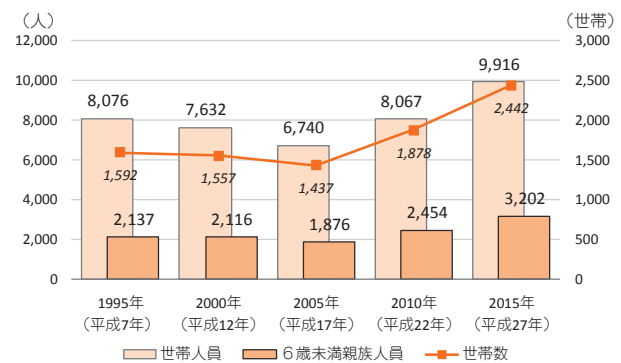
また、国では「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年改訂版)」において、概ね2020年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされています。本市においても、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう子育て世代包括支援センターを開設したところ

です。全国では少子化による学校の統廃合や休校が増加し、学校数の減少が続いています。

しかし、本市では、みらい平地区を中心とした人口の増加が、義務教育世代の子どもたちに影響を及ぼし、市立小学校の学級数・児童数に偏りが生じています。2017年(平成29年)5月の市立小学校の児童数と学級数を見ると、複式学級の過小規模校がある一方で38学級の過大規模校もあるという状況になっています。

また、市立中学校においても、みらい平地区で生徒数の増加が見られることから、

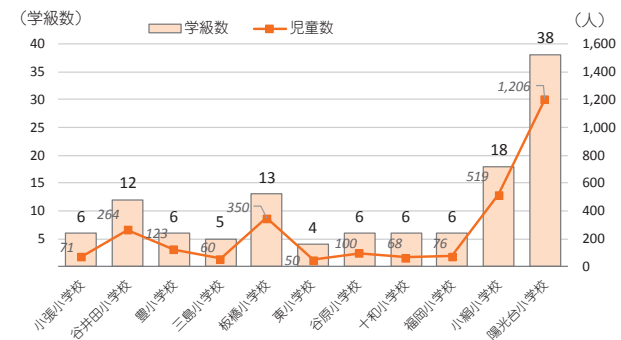
■6歳未満親族のいる一般世帯の推移(資料:国勢調査)



■市立小学校児童数と学級数

[2017年(平成29年)5月1日現在]

(資料:学校基本調査)



2016年（平成28年）3月「つくばみらい市義務教育施設適正配置基本計画」を策定し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備充実に取り組んでいくこととなりました。

子どもたちの教育については、本市の教育の総合的な指針として2017年（平成29年）3月に策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」に基づき、幼児教育及び義務教育課程の教育施策を推進していきます。

青少年の健全育成については、学校、家庭、地域や青少年育成団体と連携し、パトロールや街頭指導を行っています。最近では、中高生を中心にスマートフォンが普及し、インターネットやSNS\*が身近になり、有害情報や違法情報の氾濫、トラブルに巻き込まれたり、子ども自身が加害者になるケースも見られるなど、青少年を取り巻く環境は悪化・複雑化しています。

#### ■防犯パトロール



### 課題

新しい命を授かった市民が安心して子どもを産み育てることができ、小さな市民である子どもたちが、心豊かに健やかに育っていける環境を整えていくことに取り組んでいく必要があります。そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、地域社会を構成する一員として子どもを主体とした施策を展開し、子どもたちを地域全体で見守り育てていくこと、そして子ども自身が自らの力で成長し、やがては未来の地域の担い手となることを支援していくことが大切です。

増加している子育て世帯に対しては、今後も親子が地域の中で安心して暮らせるようこれまでの子育て支援策のより一層の充実と、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談や情報提供を行い、子育て・子育てを支援していくことが求められています。

義務教育については、小規模校、大規模校それぞれのメリット・デメリットを勘案しつつ、地域の実情に応じた学校づくりに取り組んでいく必要があります。また、これからの地域を担う子どもたちの学力向上はもとより、豊かな心と健やかな体の育成や、安全で安心な環境の中で学校生活を送れることが求められています。

また、若年層の人口定着を図り優秀な地域の担い手を育成するために、大学や本市の資源を生かした映像関連の専門学校等の高等教育機関の誘致に取り組むことが必要です。

青少年健全育成については、時代に対応した情報モラルに関する教育の推進やスマートフォンの利用について家庭でのルールづくりを促進していく必要があります。また、青少年が地域の行事や活動へ参加することを促進し、地域の人々との交流を通して絆を深め、地域全体で青少年に関わり、育成していくことが求められています。



## 基本方針

### ■子育て支援

- 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を推進します。
- 子どもが自ら育とうとする子育てを大切にされた支援に取り組みます。

### ■学校教育

- 幼児教育から義務教育までを通した本市の教育指導・支援体制の確立を図ります。
- より良い教育環境を目指し、義務教育施設の整備及び適正規模・適正配置に取り組みます。

### ■青少年育成

- 学校、家庭、地域及び関係団体の連携・協力体制を強化し、未来の地域の担い手を育成します。

## 施策の方向（第1節 すくすく育つ“みらい”の子）

項	目
(1) 子育て支援の充実	■1 子育て支援体制の充実
	■2 保育施設とサービスの充実
	■3 子育て世代包括支援事業の充実
	■4 幼児教育の充実
	■5 幼児教育環境の充実
	■6 幼児教育施設の充実
(2) 学校教育の充実	■1 義務教育の充実
	■2 家庭・地域の教育力の向上
	■3 教育環境の充実
	■4 健康と安全性の確保
(3) 青少年健全育成の推進	■1 青少年健全育成事業の推進及び体制の充実

## 施策の内容（1）子育て支援の充実

### 1 子育て支援体制の充実

#### ① 子育て・子育て支援の推進 2-1-1-1-1

- 社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応するため、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民・関係団体・関係機関・行政等と連携した社会全体で子育てを支える体制づくりを構築します。
- 地域のネットワークを生かし、地域全体で子育てを支える体制のさらなる強化を図り、相談体制、情報提供の充実に努め、子育て親子の交流や支援を推進します。
- 一時預かり事業・延長保育・障がい児保育・病後児保育等、多様な保育内容を充実させ、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てにおける負担の軽減に努めます。また、病児保育の設置についても調査・検討します。
- 児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

#### ② 児童の健全育成 2-1-1-1-2

- 児童の健やかな育成のため、子育て家庭の生活の自立と安定を目指し、相談・指導を行うとともに、経済的支援を実施します。
- ひとり親家庭において、仕事と子育てを両立しながら、かつ、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、総合的な相談支援の体制強化を図ります。
- 子どもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努めます。
- 放課後の子どもたちが、体験活動や地域住民との交流活動を通して、安全に楽しく過ごせる居場所を提供します。
- 放課後児童クラブ\*への利用ニーズに的確に対応するため、余裕教室や既存公共施設等の有効活用を検討しながら、児童が放課後安全に生活できる環境の確保を図ります。

### 2 保育施設とサービスの充実

#### ① 施設の充実 2-1-1-2-1

- 市内にある既存の保育施設の改修等を進め、安全で安心な保育環境づくりに努めます。
- 多様な保育サービスの提供ができるよう、さらなる民間活力の導入を検討します。

#### ② 保育サービスの充実 2-1-1-2-2

- 土曜保育や早朝・延長保育等の保育サービスを充実させ、子育て家庭の様々な実情に合わせたサービスの提供に努めます。
- 地域で活動する子育て支援団体等との連携を強化し、きめ細かな保育サービスの効果的・効率的な提供に努めます。
- 定期的に、市内の公私保育施設間の意見交換の場を設け、情報共有や連携強化を図り、保育環境のさらなる向上に努めます。
- 放課後児童クラブ\*のサービス向上のため、放課後児童支援員の研修会等を実施し資質向上を図ります。

- 保育士の社会復帰を支援し、保育需要を満たすとともに、資質向上を図り、多様化するニーズに対応します。
- 公立保育所において、各専門学校等の保育実習生を積極的に受け入れ、保育士の育成支援に努めます。

### 3 子育て世代包括支援事業の充実

#### ①母子健康管理体制の充実 2-1-1-3-1

- 妊産婦や乳幼児の特有な疾患と障がいの早期発見及び事故の予防のため、健康診査、保健指導等の徹底を図ります。

#### ②育児支援の充実 2-1-1-3-2

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なく支援します。
- 妊娠期から子育て期における育児不安の軽減、育児技術の習得、保護者同士の交流を図るための教室等を開催し育児不安を軽減するとともに、保護者の孤立化防止及び父性の育成に努めます。
- 保健師及び助産師による妊産婦・乳幼児等への訪問指導や相談、保護者同士の交流及び情報交換の場を充実させ、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減に努めます。
- 子育て家庭における個々のニーズを把握し、その家庭に合った地域の子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、情報の集約・提供、相談、社会資源への働きかけをし、当事者目線の「寄り添い型」の支援を実施します。
- 地域の子育て支援ボランティアの育成、社会資源の開発等に努め、地域の子育て支援関係機関との連絡・調整、連携、協働を図りながら、子育てにおける地域課題を抽出・共有し、子育て支援のネットワークづくりを積極的に推進します。
- 将来における生活習慣病を予防するため、乳幼児期からの望ましい食習慣を身につけるための食育を通じた健康づくりに努めます。
- 親子で食の大切さや楽しみを実感できる体験活動の機会を増やし、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。

#### ③発達支援の充実 2-1-1-3-3

- 発達の遅れのある未就学児において、集団生活をスムーズに送れるようにするため、集団指導、個別指導、幼稚園及び保育所等への巡回相談を実施し、早期発達支援に努めます。併せて、小学校からの依頼に応じて、臨床心理士による巡回相談を実施します。



## 4 幼児教育の充実

### ①教育内容の充実 2-1-1-4-1

- 小学校への円滑な接続を見通し、幼児の発達の特性や地域の実情に応じた弾力的な教育課程の編成と継続研究を図ります。
- 安心して幼児教育、学校教育を受けることができるよう保育所・幼稚園・小学校との連携を図ります。
- 園内研修及び保幼小合同の研修会の実施により、教職員の資質の向上を図ります。
- 幼児の遊びを通し、体力の増進や知的発展につながる指導の充実を図ります。
- 地域に開かれた幼児教育施設づくりを目指し、家庭や地域との連携を図ります。

## 5 幼児教育環境の充実

### ①就園家庭への支援 2-1-1-5-1

- 補助金の助成により、私立幼稚園及び認定こども園に幼児を就園させている保護者の経済的負担を軽減し、就園を促進します。
- 保育参観や園だよりなどを通じて、幼稚園と家庭の相互理解を図ります。

### ②相談・指導の充実 2-1-1-5-2

- 発達の遅れなどが心配される未就学児においても、子育て支援と連携しながら、子育てに関する悩みや不安といった問題に対する相談体制の充実を図ります。

### ③地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり 2-1-1-5-3

- 幼児を持つ親を対象にした家庭教育学級などを通じて、保護者が共に成長できる場の充実を図ります。
- 集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を育て、健全な心身の基礎を培う家庭教育の支援をします。
- ホームページの充実、地域社会との交流会などを通じて、幼児教育のPR活動を図ります。
- 各保育所における運動会や発表会等に地域の高齢者を招待し、交流促進に努めます。



## 6 幼児教育施設の充実

### ① 幼児教育施設の整備 2-1-1-6-1

- 幼稚園の施設については、施設の維持管理を適切に行うとともに、施設の耐震化を図ります。
- 公立幼稚園について、民間の幼稚園・認定こども園の施設規模や立地バランスを考慮しつつ、地域の実情に応じた運営方法や受け入れ体制の改善を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	子育て支援室の利用満足度	子育て支援室を充実させ、満足度95%を目指す。	89.0% (H27年)	95.0%
	■1	放課後子ども教室参加者数 (延べ人数/年)	放課後子ども教室に参加延べ人数年間12,800人以上を目指す。	11,000 人/年	12,800 人/年
	■2	公立保育所における20時 までの延長保育実施施設数	市内の公立保育所の延長時間(19時まで)を、少なくとも2施設を20時までに拡大することを目指す。	0施設	2施設
	■3	(仮称)子育て支援ネットワークの構築	2017年度(平成29年度)内に最低限のメンバーで協議の場を設け仮組織を発足し、徐々にメンバーを加え、2022年度には組織体制の確立を目指す。	0組織	1組織
	■3	新生児訪問割合	出生後早期に訪問し、必要な情報及びサービスを提供することにより、子育ての環境整備を図る。	95.0%	96.0%
	■4	保幼小合同研修会の実施	幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指す。	2回/年	3回/年
	■5	家庭教育学級事業が子育て のためになったとする学級 生の割合	100%の達成を目指す。	96.4%	100.0%
	■5	ペアレントトレーニング リーダー*の養成講座を修了 したボランティア数	養成講座修了者(ボランティア)6人を目指す。	0人	6人
	■6	幼児教育施設の耐震化率(非 構造部材を含む)	耐震化率(非構造部材を含む)100%を目指す。	33.3%	100.0%



## 施策の内容（2）学校教育の充実

### 1 義務教育の充実

#### ①豊かな感性と学力の向上 2-1-2-1-1

- ・「つくばみらいいきいきプラン」を推進し、児童生徒の健全育成に努めます。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。
- ・児童生徒の個性や適性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・学習指導や生徒指導など、9年間を見通した小中一貫教育の充実を図ります。
- ・子どもたちが主体的に将来の方向性を決定できるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。
- ・子どもの豊かな情操と社会を生き抜く力をはぐくむ教育を推進します。
- ・市の自然や歴史・文化を生かした郷土教育を推進します。
- ・英語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めます。
- ・ICTを活用した教育の充実を図ります。

#### ②特別支援教育の充実 2-1-2-1-2

- ・特別支援教育を着実に発展させ、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒とが共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容や方法の改善を図ります。
- ・乳幼児を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、その後の特別支援教育を円滑に進めます。
- ・医療・福祉等の関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの自立を目指した就学指導や障がいの程度に応じた学校施設・指導体制の充実を図ります。

#### ③安心して学べる環境づくり 2-1-2-1-3

- ・「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめや暴力行為等の未然防止に最善を尽くすとともに、早期の解決を図ります。
- ・教育相談体制の充実やカウンセリング機能の充実を図ります。
- ・学校・家庭・地域社会の連携と相互理解を深め、三者一体となった指導体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。
- ・経済的に就学が困難な家庭に対し、学用品・医療費・給食費等の支援を実施します。

#### ④教職員の資質向上 2-1-2-1-4

- ・質の高い学習を実現するために教員の資質能力向上を図ります。

## 2 家庭・地域の教育力の向上

### ①家庭と地域の教育力の向上 2-1-2-2-1

- ・家庭教育の持つ役割を家庭が担えるよう、地域や学校と連携するとともに学習機会の充実を図ります。
- ・子育て経験者などの地域の人材を生かした交流や相談などを行い、支援の充実を図ります。

### ②地域とともにある学校づくり 2-1-2-2-2

- ・学校と地域が連携し協働する体制の構築を図ります。
- ・学校や公民館などを核とした地域コミュニティ\*を生かした教育を促進します。

## 3 教育環境の充実

### ①質の高い教育環境の整備 2-1-2-3-1

- ・児童生徒の教育環境を担保するために、小中学校の適正規模・適正配置を推進します。
- ・各学校の教育課題に対して、迅速かつ確かな取組を進めるため、教職員の配置の充実に努め、様々な指導体制の工夫・改善を図ります。
- ・市奨学金貸付事業によって、高等学校、大学等のより高度な学問機関への進学を支援します。

### ②高等教育機関の誘致 2-1-2-3-2

- ・優秀な人材確保や地域にとって必要な人材を育成するため、小、中、高の一貫校を含めた大学等高等教育施設の誘致を引き続き推進します。
- ・茨城県等と連携し、ワープステーション江戸\*の立地を生かした映像・映画の専門学校等の誘致について検討を進めます。

### ③学校施設の整備 2-1-2-3-3

- ・体育館等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、老朽による改築・改修を計画的に行い、学校施設環境の向上を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン\*、防犯対策など快適な教育環境の充実を図ります。
- ・学習指導要領に基づく教育の効果を高めるため、教育用コンピュータや学校図書など教材・教具の整備充実を図ります。



## 4 健康と安全性の確保

### ①学校給食の充実と食育の推進 2-1-2-4-1

- 児童生徒の健全な発達に資するため、衛生・栄養面に配慮した給食の提供に努めます。
- 学校給食を通じて、児童生徒がより望ましい食生活習慣を身につけるよう家庭と連携を深めながら効果的に指導します。
- 地元で採れた農産物を取り入れた学校給食を活用し、児童生徒の「食」への理解を深めます。

### ②健康の保持・増進と体力の向上 2-1-2-4-2

- 児童生徒及び教職員の健康診断を行い、心身の健康の向上を図ります。
- スポーツ団体・家庭及び地域と連携を促進し、スポーツ活動の充実を図ります。

### ③学校安全の向上 2-1-2-4-3

- 学校への不審者侵入による事故等を防ぐため、防犯カメラ等による監視など安全確保を継続して実施します。
- 児童生徒に自らの安全を守る能力を身につけさせるための安全教育を推進します。
- 保護者への迅速かつ正確な情報配信力の向上を図ります。
- 関係機関との連携を推進し、地域の防犯意識を高め、児童生徒の安全性の向上を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	国語、算数(数学)が好きな児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学6年生 国語 69.3% 算数 68.7% 中学3年生 国語 54.2% 数学 63.5%	小学6年生 国語 74.0% 算数 73.0% 中学3年生 国語 59.0% 数学 68.0%
	■2	家庭学習の手引きを活用している児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学校 80.0% 中学校 68.0%	小学校 85.0% 中学校 73.0%
	■3	学校施設の耐震化率(非構造部材を含む)	耐震化率(非構造部材を含む)79.1%を目指す。	47.6%	79.1%
	■3	高等教育機関の誘致	小中高一貫教育施設やワープステーション江戸*の立地を生かした映像関連専門学校の誘致を推進する。	—	1校
	■4	体力テストにおける段階別総合評価A+Bの割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学校 47.0% 中学校 54.0%	小学校 52.0% 中学校 59.0%



## 施策の内容（3） 青少年健全育成の推進

### 1 青少年健全育成事業の推進及び体制の充実

#### ① 青少年育成体制の強化 2-1-3-1-1

- 学校、家庭、地域の連携協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図り、市民一体となって明日の郷土を担う青少年の心身ともに健全な育成を図ります。
- 青少年の非行及び被害の早期発見・未然防止のため、学校、家庭、地域関係機関、団体との密接な連携により、街頭指導の強化を図ります。
- 青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の資質の向上に努めます。また、地域行事や奉仕活動等への青少年の自主的・自発的な地域活動の参加を促進します。
- 各種青少年団体やグループの自主的な活動の支援・育成に努め、青少年の参加を促し、交流する機会の充実を図ります。
- インターネットの普及に対応し、青少年を取り巻く有害情報対策を推進します。

#### ② 世代間交流の推進 2-1-3-1-2

- 地域の文化や伝統行事を継承し、地域活動を担うことができる青少年を育成するために、幅広い知識と経験を有する高齢者との世代間交流を図るなど、多世代の交流機会づくりを推進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	「青少年健全育成に協力する店」への登録店舗の割合（コンビニエンスストア・携帯電話販売店・飲食店等）	100%の達成を目指す。	66.0%	100.0%
	■ 1	携帯電話・スマートフォンの使い方について、家の人との約束を守っている児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学6年生 50.4% 中学3年生 48.5%	小学6年生 55.0% 中学3年生 53.0%







## 第2節

# いきいきと暮らす “みらい” 市民

平均寿命が男女とも80歳を超える長寿社会において、すべての市民が生涯にわたり健康で、生きがいを持ち、楽しく暮らせる社会を、どのように実現していくかが重要となっています。

### 現況

我が国では、1970年（昭和45年）に高齢化率が7%を超えて高齢化社会となり、その後も急速に高齢化が進行し、2007年（平成19年）に21.5%となり超高齢社会となっています。本市においても総人口は増加傾向で推移していますが、同時に高齢化率も上昇しており、2009年（平成21年）に超高齢社会へと転じ、その後も上昇を続け2016年（平成28年）には24.9%となっている状況です。

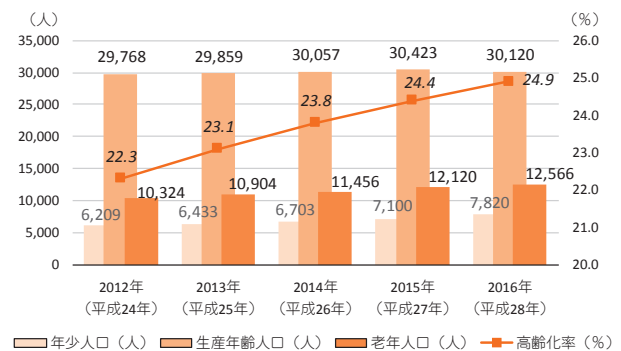
国民の平均寿命は長くなっているものの、現代における様々な社会環境の変化に伴う生活の乱れによる生活習慣病の増加や過度なストレスにより心の健康を害する人が増えています。また、ライフスタイルの多様化や嗜好の変化に伴う栄養の偏りや食の安全性への不安など食育に関する問題も生じています。

本市では、2012年（平成24年）に「健康つくばみらい21」を策定し「すべての市民が生涯にわたり健康で明るく元気に生活できるまちの実現」を目指し様々な取組を展開、また、同時期に策定した「つくばみらい市食育推進計画」により食育の推進を進めてきました。しかし現状では、高齢化に伴う要支援・要介護認定者数の増加や心疾患や脳血管疾患といった循環器系の疾患による死亡率が高い状況にあります。そこで、2016年（平成28年）に「第2次つくばみらい市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民のさらなる健康増進のために取り組んでいるところです。

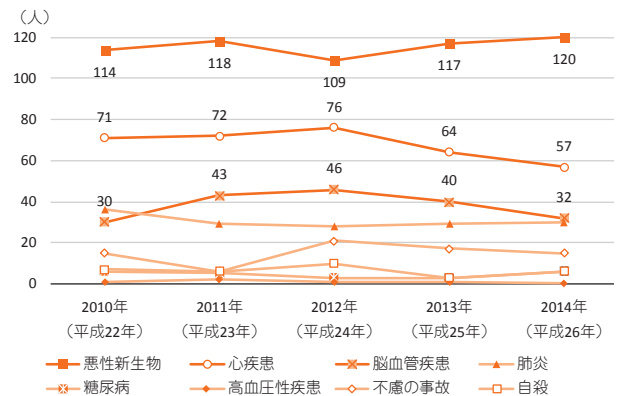
また、本市には大きな病院がないことから、近隣自治体と連携し、市民が安心して医療サービスを受けられる救急医療体制の確保と情報提供に努めています。

国では、教育基本法の規定を踏まえ、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指しており、本市においても、2017年（平成29年）策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」の中で、生涯学習の取組方向として、「いつでも、どこでも、だれでも参加できる生涯学習体制の整備」を掲げています。

■年齢3区分人口と高齢化率の推移  
（資料：住民基本台帳 各年4月1日現在）



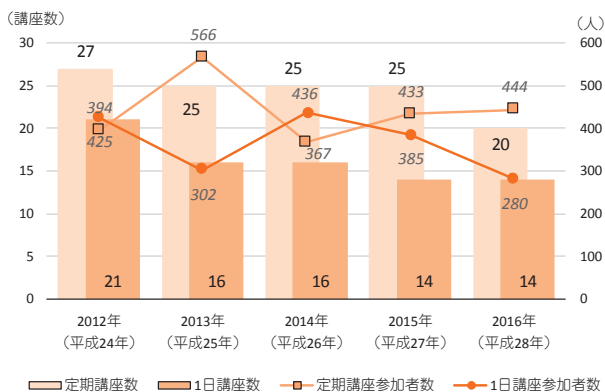
■死因別死亡数の推移（資料：健康増進課）



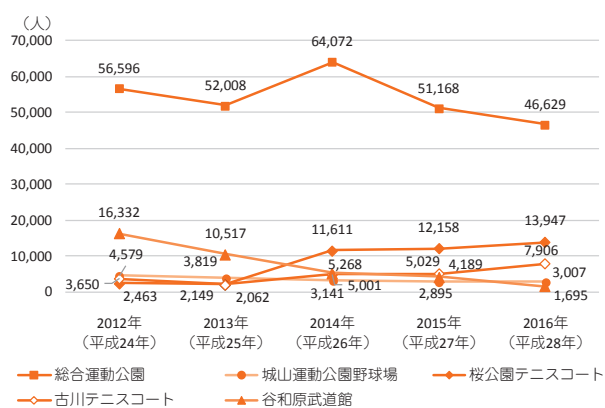
市民の生涯学習の取組状況としては、公民館の定期講座数は2016年（平成28年）に減少しているものの、参加者数は前年と同等を保っており、一定のニーズがあることがわかります。一方で、1日講座の参加者数は減少している状況です。

生涯にわたる心身の健康を保持し増進させていくには、市民一人ひとりが、自らの健康をコントロールし改善していくことが必要であり、ライフステージごとに健康への取組を積み重ねていくことが重要です。市民のスポーツ活動の取組状況としては、社会体育施設の利用人員の推移では全体的に減少傾向となっている中、テニスコートの利用者はやや増加しています。

■公民館講座数と参加者数の推移  
（資料：生涯学習課）



■社会体育施設利用人員の推移（資料：生涯学習課）



**課題**

多くの高齢者が現役で活躍しており、地域社会で担う役割も増え、社会から支えられる人から社会を支える人となっている今、地域で活動していくための多様な取組が重要です。

これからは、市民が心身ともに質の高い豊かな生活を送れるよう健康寿命を伸ばしていくことが求められています。自らの健康と体力の保持・増進のためには、すべての市民が、望ましい生活習慣や食習慣を身につけていくことが必要であり、食生活改善等に関わる人材確保が課題となっています。

また、市民が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、自らを高める学習活動やスポーツに取り組む機会の提供や参加を促すために情報提供の強化が必要となっています。社会教育施設や予約システムなどの利便性の向上、幼児から高齢者までがいつでも気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ・レクリエーション環境が求められています。

■スポーツフェスティバル



## 基本方針

### 健康づくり

- 市民の健康寿命の延伸を目指します。
- 健康な生活習慣の知識や食生活についての意識を高めるため、市民への啓発に取り組みます。

### 生涯学習

- 各ライフステージのニーズに対応した学習機会を提供します。
- シニア世代が生きがいを持ち、より充実したセカンドライフが送れる取組を推進します。

### スポーツ・レクリエーション

- スポーツイベントを通して、市民の交流を深めていきます。
- 気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる場の充実を図ります。

## 施策の方向（第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民）

項	目
(1) 市民の健康づくりの推進	■1 健康寿命の延伸を目指した取組の推進
	■2 感染症予防の推進
	■3 医療施設と診療体制の充実
(2) 生涯学習の推進	■1 生涯学習環境の充実・整備
(3) スポーツ・レクリエーションの推進	■1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	■2 スポーツ・レクリエーション団体の育成
	■3 スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備



## 施策の内容（1）市民の健康づくりの推進

### 1 健康寿命の延伸を目指した取組の推進

#### ①望ましい生活習慣の推進 2-2-1-1-1

- ・市民自らが健康的な生活習慣を実践できる力を身につけるため、各分野において正しい知識の普及啓発に努め、主体的に健康づくりを実践、継続できるよう支援します。

#### ②生活習慣病等重症化予防の推進 2-2-1-1-2

- ・生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて、定期的な健康診査の受診を勧奨します。
- ・生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及啓発に努め、生活習慣の改善や重症化予防に向けた健康教室を開催します。
- ・がん検診の推進を図り、がん予防啓発活動に努めます。また、がん患者の社会参加のための支援体制の整備を図るとともに、がん教育の推進により、がんという疾病への理解を深め、学校や職場が、患者や家族を自然に受け入れる地域づくりに努めます。

#### ③健康づくりのための社会環境の整備 2-2-1-1-3

- ・関係各課、各種団体などが連携し、市民や地域が主体となった健康づくりが実践できる環境を整備します。

#### ④望ましい食習慣の推進 2-2-1-1-4

- ・生涯にわたって心身ともに健康に過ごすことができるよう、生活習慣病の予防を中心とした食育を推進します。
- ・身近なところから食育に取り組む機会や支援が得られるよう、人材育成、情報提供に取り組み、食環境づくりを推進します。

#### ⑤心の健康に関する支援の充実 2-2-1-1-5

- ・精神面での問題を抱えている方への相談を行い、受診、受療、社会復帰を図れるよう心の健康づくりの保持増進に努めます。
- ・ゲートキーパー\*の養成を図るとともに、自殺予防啓発活動に努め、自殺防止対策を推進します。

### 2 感染症予防の推進

#### ①感染症まん延の予防 2-2-1-2-1

- ・感染症まん延を予防するため、予防接種について効率的な啓発を促し、接種率の向上に努めます。
- ・感染症予防対策が、関係機関との円滑な連携の下に実施できるよう、研修会等を通じ感染症予防意識の向上を図るとともに、啓発に努めます。
- ・新型インフルエンザ等未知の感染症については、「つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染の拡大防止に努めます。

### 3 医療施設と診療体制の充実

#### ①地域医療体制の充実 2-2-1-3-1

- 「茨城県保健医療計画」を踏まえ、市内への中核的病院の誘致に向けて、引き続き茨城県や医療機関への働きかけを推進します。
- 地域医療については、身近で頼れる「かかりつけ医」を持つことで、効率良く継続性のある医療を受けることができるため、かかりつけ医の必要性について周知していくとともに、医療連携の重要性についても啓発をしていきます。

#### ②福祉医療等の助成 2-2-1-3-2

- 妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障がい者等を対象に医療費を助成し、健康の保持促進と経済的負担を軽減し、生活の安定を図れるように努めます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	市がん検診受診率	がんによる死亡者を抑制していくため、がん検診受診者数の増加を目指す。	肺がん 26.4% 胃がん 9.1% 大腸がん 21.7% (H27年)	肺がん 28.0% 胃がん 9.5% 大腸がん 23.0%
	■1	自殺予防に関する研修会の受講者数	年間 30 人の受講者を目指す。	16 人 / 年	30 人 / 年
	■2	麻しん風しん予防接種接種率	感染症まん延を予防するため、予防接種について啓発を促し接種率向上を図る。	97.1%	98.5%
	■3	かかりつけ医を持っている人の割合	かかりつけ医を持つことで継続性のある医療を受けることができる。	—	75.0%

## 施策の内容（2）生涯学習の推進

### 1 生涯学習環境の充実・整備

#### ①生涯学習事業の充実 2-2-2-1-1

- 市民の生涯学習に対する興味関心を高めるとともに、市民のニーズに合った様々な講演会やイベントの開催により市民の生涯学習への自主的な参加を促します。また、ボランティア養成講座、資格取得や生活に役立つ講座や教室など、多様な学習ニーズに合った生涯学習事業・講座の充実を図ります。
- 市民の生涯学習活動を支援するため、よつわ大学\*や公民館講座を推進します。
- 市民の学ぶきっかけとなり、また学習機会の選択ができるよう、団体やサークル、講座・教室の開催情報や指導者の情報など、その情報提供の充実を図ります。地域の優れた人材を生涯学習講座等での指導者として生かすために登録する人材バンク制度の活用を図ります。
- 生涯学習を総合的に推進するため、各関係機関・各種団体等との横断的な情報共有と連携を図り、生涯学習の支援体制の充実を図ります。

#### ②学習拠点の充実・整備 2-2-2-1-2

- 生涯学習活動の効果的推進のため、身近な施設である公民館やコミュニティセンター\*などについて、利便性を高めるとともに、安全・快適に活動ができるよう、適切な維持管理をします。
- 「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」などの地域住民の身近な学習と交流の場となっている施設については、あらゆる活動の拠点としての利用促進に努めます。

#### ③図書館事業の充実 2-2-2-1-3

- 長期的な構想に基づき、計画的に蔵書整備を推進します。
- 利用者の多様なニーズに対応した資料・情報の充実を図るとともに、地域の歴史や文化などに関する資料の収集・保存・情報の発信を通じ、図書館の利用促進に努めます。
- インターネットを活用し、ホームページによる情報提供や図書の貸出予約など、利用者の利便性の向上に努めます。
- 他館との相互貸借等、国や他団体との連携の強化に努めます。
- 図書館利用の環境整備として、障がい者・高齢者等が円滑に図書館を利用できるよう、施設・設備の改善と整備に努めます。
- 子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。





## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	公民館講座に初めて参加する人の割合	多様な学習ニーズに合った生涯学習事業・講座を提供し、市民の生涯学習に対する興味関心を高める。	21.0%	30.0%
	■ 1	市民1人当たりの図書貸出冊数	市民のニーズを的確に捉え、また、一層のサービス向上に努め、図書貸出冊数の増加を目指す。	4.50冊/人	5.00冊/人



## 施策の内容（3）スポーツ・レクリエーションの推進

### 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の充実 2-2-3-1-1

- 心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力にあふれた市民生活を送るため、様々なスポーツ・レクリエーションにふれあう機会として、「スポーツフェスティバル」等のイベントの開催や各種スポーツ大会等を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる場の提供を図ります。
- 市民の誰もが「いつでも」「どこでも」スポーツに親しみ、ライフステージに合わせたプログラムを実行できるスポーツ社会の実現にむけ、総合型地域スポーツクラブ\*を支援します。

### 2 スポーツ・レクリエーション団体の育成

#### ①指導者の育成 2-2-3-2-1

- 市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に参画できる環境にするため、総合型地域スポーツクラブ\*の支援や各種スポーツ指導者の育成を図ります。

#### ②スポーツ活動団体等の育成 2-2-3-2-2

- 体育協会や障がい者スポーツ団体等の活動の支援を行い、スポーツ推進事業等への主体的な取組を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブ\*を中心に、地域のスポーツ活動のネットワーク化が促進されるよう、スポーツ団体等の育成を図ります。

### 3 スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備

#### ①拠点施設の充実・強化 2-2-3-3-1

- スポーツ施設の整備や施設の充実に努め、快適で安全に利用できるスポーツ拠点施設の管理運営を図ります。

#### ②利用しやすい環境整備 2-2-3-3-2

- 学校体育施設や公共スポーツ施設の利用時間帯・予約方法等の工夫により、利用しやすい環境の整備を図ります。
- 市民の地域でのスポーツ活動における活動場所の拡充を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	県スポーツ推進計画と同じ60%を目指す。(「スポーツフェスティバル」等の不特定多数の市民が集まるイベント等でアンケートを実施)	—	60.0%
	■2	スポーツ関係団体等の会員数	スポーツ関係団体等の会員数の5%増加を目指す。	2,346人	2,500人
	■3	スポーツ施設の利用者数	スポーツ施設の充実に努め、利用しやすい環境の整備を行うことにより、施設の利用者数の25%増加を目指す。	73,348人	90,000人

## 第3節

## みんなで守る“みらい”のまち

すべての市民が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくには、市民の命や財産を守る防災や防犯、交通安全対策に加え、社会生活をする上で立場が弱い人への援助や、生活に困窮する人の最低限の生活の保障や自立援助などの取組が不可欠です。

## 現況

近年、世界各地で地球温暖化による様々な気候変動による災害が報告されています。2011年(平成23年)3月の東日本大震災、2015年(平成27年)9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の決壊により本市にも被害がおよびました。その後も、2016年(平成28年)4月の熊本地震、そして2017年(平成29年)7月の秋田豪雨・九州北部豪雨と、立て続けに発生する自然災害には脅威を感じます。

また、他国から発射された弾道ミサイルが、日本に飛来する可能性があるかと判断された場合には、全国瞬時警報システム「Jアラート」が起動し、国民への安全確保に関する伝達が行われます。

このような状況に対し、本市では、「つくばみらい市地域防災計画・国民保護計画」等に基づき、災害等から市民の生命、身体、財産を守り、安全な生活を確保していくための予防体制と消防力の充実に取り組んできました。

本市では都市化が急速に進展する中、空き巣・車上荒らしなどの犯罪も増加が見られ、2016年(平成28年)の乗り物盗の犯罪率は県内でワースト10位となっています。

超高齢社会となり、高齢化率の上昇が続いている本市においては、限られた財源の中で、増大する高齢者の医療・介護ニーズに対応するため、2018年(平成30年)、国の基本指針に基づき「つくばみらい市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

障がい者福祉については、国における「障害者権利条約」の批准、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の施行など、また、茨城県における「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(茨城県障害者権利条例)」など、制度の整備が進展しています。

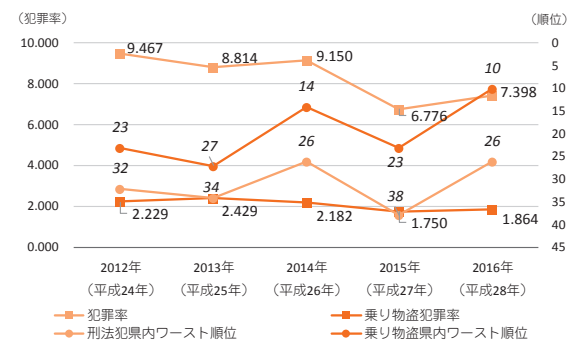
これら国・県の動向を踏まえ、本市においても2017年(平成29年)、「第3期つくばみらい市障がい者計画」を、また2018年(平成30年)には、障がい福祉の充実を図るため「第5期つくばみらい市障がい福祉計画\*及び第1期障がい児福祉計画」を策定し、本市の障がい福祉施策を推進していきます。

## ■水防訓練



## ■犯罪率及び県内ワースト順位の推移

(資料：茨城県警察 各年12月末) \*犯罪率は人口1,000人当たり



社会情勢や地域社会の変化とともに、まちづくりの課題や市民のニーズは福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたり複雑かつ多様化しています。そのため、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが重要であることから、2018年（平成30年）に「つくばみらい市地域福祉計画\*・地域福祉活動計画」を策定しました。引き続き自助・共助・公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進していきます。

少子・高齢化の急速な進行や疾病構造の変化、高度な医療技術の進展などにより医療費が増加しています。また、病気や高齢化、障がい、失業など生活上の問題を抱えた生活保護受給世帯は年々増加しています。

本市では厳しい財政運営状況の中で市民の健康の増進を確保し、安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や、国民健康保険の収納率の向上など負担の公平に努めています。また、市民の高齢期の生活の基盤を支えるための国民年金制度の意義や役割について周知・啓発を行うとともに、介護保険制度の安定した運営に取り組んでいます。

## 課題

地域社会においては、人々が互いに支え合い、助け合いながら心豊かに暮らす、すべての市民にとっての安全・安心なまちづくりを進めていくことが大切です。

今後も地域の安全な暮らしを守るため、行政と市民が協力し合う防災体制の強化を図ることが重要であり、市民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していく必要があります。

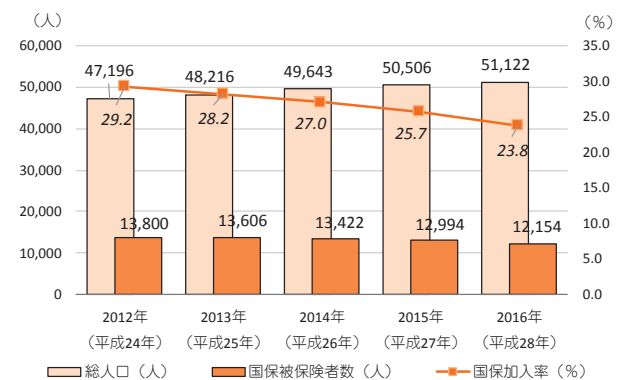
高齢者福祉については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で快適に暮らしていけるよう、また、家族の介護負担軽減のための取組の充実が求められています。

障がい者福祉については、今後も、関連する法律や制度、国の施策の見直しに合わせ、障がい者計画\*に柔軟に取り組むとともに、障がい者が地域で自立し、共生していく社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の一層の充実を図る必要があります。

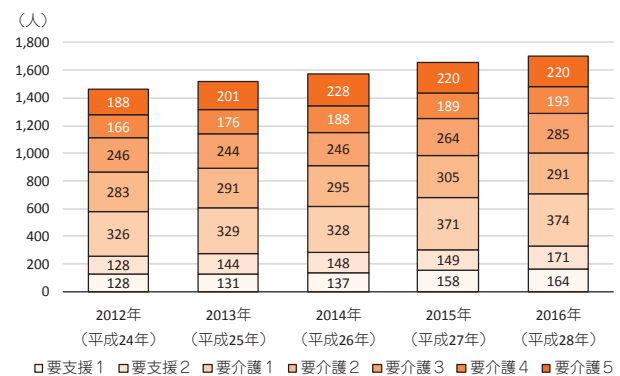
市民の幸せな暮らしの実現のためには、地域社会の中ですべての人が互いに支え合いながら、自立した生活が送れるよう、福祉意識の啓発を図っていく必要があります。

行政は、市民が将来にわたり安心して暮らしていけるよう、今後も、国民健康保険事業の安定運営や、市民の国民年金への加入促進、納付意識の向上を図っていく必要があります。また、安定した介護保険制度の運営、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備、介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備なども求められています。さらに、低所得者世帯などへの自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。

■市総人口と国民健康保険被保険者の推移（資料：国保年金課）



■要支援・要介護認定者の推移（資料：介護保険事業状況報告 各年4月1日）



## 基本方針

### ■安全・安心なまち

- 市民と行政の協働により、まちの安全を図ります。
- 市民の地域への帰属意識や共助意識の向上を促進します。

### ■高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って元気に生活することを目指します。
- 高齢者一人ひとりの状態や必要に応じた介護支援を行います。

### ■障がい者福祉

- 障がい者が地域で安定した暮らしができることを目指します。
- 誰もが暮らしやすいノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

### ■地域福祉

- 互いに支え合い、助け合い、安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

### ■社会保障

- 市民が安心して生活できるよう保障します。

## 施策の方向（第3節 みんなで守る“みらい”のまち）

項	目
(1) 安全・安心なまちづくりの推進	■ 1 消防・救急体制の充実
	■ 2 防災対策の充実
	■ 3 危機管理体制の充実
	■ 4 防犯対策の充実
	■ 5 交通安全対策の充実
(2) 高齢者福祉の充実	■ 1 生きがいづくりの推進
	■ 2 高齢者の生活支援
	■ 3 在宅福祉の充実
	■ 4 福祉施設の充実
(3) 障がい者福祉の充実	■ 1 障がい者福祉の推進
	■ 2 社会参加の促進
	■ 3 相談体制・情報提供の充実
(4) 地域福祉の推進	■ 1 地域福祉推進体制の整備
	■ 2 地域福祉活動の推進
(5) 社会保障の充実	■ 1 国民健康保険制度及び国民年金制度の健全な運営
	■ 2 介護保険制度の健全な運営
	■ 3 低所得者福祉の充実

## 施策の内容（1）安全・安心なまちづくりの推進

### 1 消防・救急体制の充実

#### ①消防・救急の充実 2-3-1-1-1

- 市民の生命・身体・財産を守るため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の消防・救急体制の充実を促進します。
- 自動体外式除細動器（AED）\*の設置を推進するとともに、誰もが躊躇なく使用できるよう、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が実施する普通救命講習会を促進し、救命率の向上を図ります。

#### ②救急医療体制の充実 2-3-1-1-2

- 市民が安心して医療サービスを受けられるよう、初期救急医療・二次救急医療に対し、構成市町等と連携し救急医療体制の確保に努めます。また、必要な情報を提供していきます。

#### ③地域の火災予防の強化・充実 2-3-1-1-3

- 既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法による整備基準に基づきながら、防火水槽、消火栓等の計画的な施設整備を推進します。
- 消防団員の確保を重点的に行い、組織の強化を図ります。
- 災害に対し迅速に対応できるよう、消防団の体制強化を図るとともに、市内消防署と連携を深めます。
- 消防団車両の計画的な更新により、地域の消防力の強化を図ります。

### 2 防災対策の充実

#### ①防災体制の確立 2-3-1-2-1

- 自主防災組織の必要性を啓発していくとともに、組織の結成や活動に対する支援を行い、組織づくりを促進します。
- 災害が発生した際の早急な対応をするため、茨城県を含めた他自治体との連携や民間活力を生かした災害協定を結ぶことにより、防災体制の強化を図ります。

#### ②防災意識の啓発 2-3-1-2-2

- 洪水ハザードマップ\*等を基に、的確な判断による避難準備や避難行動ができるよう、市民の防災意識の向上を図ります。
- 洪水や土砂災害から市民を守るため、気象庁や国が発表する警報を注視し、事前行動計画（タイムライン）の活用による防災体制の整備に取り組みます。

#### ③災害発生時の応急対策 2-3-1-2-3

- 「つくばみらい市地域防災計画」に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- 茨城県や近隣自治体及び関係機関と連携を図り、防災対策の強化を推進します。
- 災害発生時には災害ボランティアと連携し、被災者のニーズに対応した支援活動に努めます。

#### ④建物等の耐震改修の促進 2-3-1-2-4

- 「つくばみらい市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震性向上を促進します。
- 木造住宅の耐震化率向上を促進するため、木造住宅耐震診断士の派遣や住宅耐震補強に対する補助金の交付を実施します。
- 災害の拡大防止に重要な役割を果たす公共建築物などの耐震性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

#### ⑤災害予防対策 2-3-1-2-5

- 茨城県から指定された土砂災害警戒区域等の急傾斜地について、災害に備えた現場確認や、円滑な避難判断に必要な情報を、対象地域に周知するため、印刷物の配布等を行います。

### 3 危機管理体制の充実

#### ①災害時の情報体制の確立 2-3-1-3-1

- 市民に対する広報・啓発活動をさらに推進し、メール配信サービス登録者の促進を図り、災害時の危機管理情報や、避難勧告・避難指示等の情報をより多くの市民に伝達する体制を確立します。
- 大規模災害が発生した際に、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行するため、業務継続計画を策定します。

#### ②国民保護計画 2-3-1-3-2

- 武力攻撃事態等においては、「つくばみらい市国民保護計画」に基づき、市民の協力、他の機関との連携協力の下、国民保護措置を的確かつ迅速に推進します。

### 4 防犯対策の充実

#### ①防犯活動の充実 2-3-1-4-1

- 警察等の関係機関と連携し、市内での犯罪発生状況をお知らせします。また、自主防犯組織による地域安全パトロールや各種広報活動を支援します。
- 常総地区防犯協会を中心とした防犯組織の育成強化に努めます。

#### ②防犯施設の充実 2-3-1-4-2

- 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、市民の理解と協力の下、新たな防犯灯の設置を行うとともに、LED化を進める等適切な維持管理を図ります。
- 公園など多くの市民が利用する公共的施設については、防犯上の視点にも配慮した整備に努めます。



## 5 交通安全対策の充実

### ①交通安全意識の高揚 2-3-1-5-1

- 運転に不安を抱える65歳以上の高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりに努めます。
- 関係機関や交通安全組織などと連携を図り、学校、地域などを通じて、世代に応じた適切な交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 常総地区交通安全協会、交通安全母の会連合会等を中心とした交通安全組織の活動支援とともに育成強化に努めます。
- 県民交通災害共済への加入を促進することにより、交通事故による被害者の救済及び手続き等に関する支援に努めます。

### ②交通環境の整備 2-3-1-5-2

- 交通の安全と円滑化を推進するため、道路反射鏡、警戒標識、路面表示等の計画的な整備に努めます。
- 信号機の改善・設置などについては、関係機関に要請し、交通安全施設の整備拡充に努めます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	消防団員定数充足率	地域防災力の強化を図るため、消防団の団員確保100%を目指す。	83.0%	100.0%
	■2	災害協定の締結数	災害時における応援協定の締結数の増加を目指す。	27件	33件
	■2	自主防災組織結成率	自主防災組織の育成を図り、組織結成率の向上を促進し、市民の防災意識の高揚を図る。	32.2%	45.0%
	■3	登録制メール配信サービス登録者率	メール配信サービスの促進を図り登録者の増加を目指す。	3.0%	5.9%
	■4	防犯カメラ設置台数	防犯カメラの設置を推進する。	85台	181台
	■5	65歳以上の交通事故発生率	高齢者運転免許自主返納支援制度の啓発を推進し、高齢者運転事故発生率の減少を図る。	2.1%	1.8%



## 施策の内容（2）高齢者福祉の充実

### 1 生きがいづくりの推進

#### ①健康・生きがいづくりの支援 2-3-2-1-1

- 高齢者の健康づくりと生きがいづくりを支援するため、高年クラブ\*活動を通して、多様な地域活動を推進するとともに、高齢者が健康で心豊かに過ごせる地域社会づくりに努めます。
- ボランティア活動やサークル活動など、様々な活動への参加機会の充実に努めます。

#### ②就労の支援の充実 2-3-2-1-2

- 高齢者が自己の経験や能力を生かし、積極的に社会参加ができる地域づくりを促進します。
- 超高齢社会における就労の機会と雇用の促進を図るとともに、シルバー人材センターの充実に努めます。

### 2 高齢者の生活支援

#### ①介護予防体制の推進 2-3-2-2-1

- 高齢者の健康を維持するため、介護予防\*の普及啓発に資する介護予防教室等を開催し、介護予防\*に向けた取組が、より主体的に実施される地域づくりを推進します。
- 地域の集会所等において、介護予防\*に関する出前講座を実施し、高齢者の生活機能の維持・向上のため介護予防\*に関する知識の普及・啓発活動を推進します。
- 徒歩圏内で通える体操教室の会場を増やし、より身近な地域での介護予防\*が実践できる環境づくりに継続的に取り組みます。
- 地域からの情報等を活用して、支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。

#### ②買物弱者の支援 2-3-2-2-2

- 身近な生活物資の購入に不便や苦勞を感じている高齢者などに対し、その生活を支援するサービスの提供に努めます。

### 3 在宅福祉の充実

#### ①在宅介護サービスの基盤の充実 2-3-2-3-1

- 家族の介護負担の軽減を図るため、介護用品の助成や理髪サービス等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、介護する家族等を多方面から支援します。
- 在宅介護をする家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減のため、相談窓口の機能強化や情報の提供に努めるとともに、地域の中で活動している民生委員・児童委員などとの連携により、相談体制の充実に努めます。

## ②在宅福祉サービスの充実 2-3-2-3-2

- ・介護保険で「要支援」または「要介護」に該当と判定された高齢者が、地域社会において快適な生活を送ることができるよう、各種ニーズに対応しながらホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施し、在宅での生活を支援します。
- ・ひとり暮らしの高齢者を地域ぐるみでサポートするため、地域の民生委員・児童委員の協力の下に、定期的な地域情報・行政情報の提供を通じた安否確認を行うなど、地域での見守り体制の充実を図ります。また日常生活上の緊急事態に対応するため、緊急通報体制の充実に努めます。
- ・栄養管理が必要な高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事サービスの提供を行い、自立した日常生活を支援します。

## 4 福祉施設の充実

### ①地域密着型サービスの充実 2-3-2-4-1

- ・介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう地域密着型サービス\*の充実を図ります。

### ②施設サービス利用の支援 2-3-2-4-2

- ・高齢者の疾病の治療、機能回復訓練のため、医療機関などへの通院・通所にかかる交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	高年クラブ*の社会参加活動回数	多世代交流や地域貢献などに資する高年クラブ*の活動を支援し活動回数の増加を目指す。	37回	44回
	■2	出前講座実施会場数	より身近な地域の会場での介護予防活動を推進するため、実施会場の増加を図る。	10会場	14会場
	■3	配食サービスの利用者数	地域における自立した日常生活を支援するため、配食支援の利用者増加を図る。	29人	54人
	■4	地域密着型サービス*施設数	住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう地域密着型サービス*施設数の増加を目指す。	11施設	16施設

## 施策の内容（3）障がい者福祉の充実

### 1 障がい者福祉の推進

#### ①計画・制度の推進 2-3-3-1-1

- ・「つくばみらい市障がい者計画\*」、 「つくばみらい市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、体系的な障がい者福祉施策を推進します。
- ・障がいのある人やその家族等を対象に、経済的・精神的負担の軽減が図れる制度を周知し、暮らしの安定が図られるよう支援します。
- ・日常生活上の便宜を図るため、障がいの特性に応じた補装具や日常生活用具の給付、福祉用具・機器に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。

#### ②施設の充実 2-3-3-1-2

- ・公共施設や道路のバリアフリー\*化を進め、かつ、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン\*のまちづくりを推進します。
- ・常時介護を必要とする身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人が、住み慣れた地域で機能訓練、創作的活動等の日中活動ができる場の確保の充実に努めます。

#### ③施設サービスの充実 2-3-3-1-3

- ・地域の実情に応じて、障がいのある人を対象とした、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等を行う地域活動支援センター機能を充実・強化し、サービス提供体制の向上に努めます。
- ・障がい者施設の利用促進を図るため、情報提供を行い、事業所の継続的な運営と障がいのある人の日中活動の場の確保に努めます。

### 2 社会参加の促進

#### ①外出等日常生活の支援 2-3-3-2-1

- ・障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

#### ②参加機会の確保 2-3-3-2-2

- ・障がいのある人が、地域とのつながりを持ちながら、いきいきとした暮らしが送れるよう、社会参加しやすい環境整備に努めます。

### 3 相談体制・情報提供の充実

#### ①就労等の情報提供の充実 2-3-3-3-1

- ・障がいのある人が必要とする情報を把握するとともに、障がいのある人やその家族が容易に情報を入手できるよう、障がいの特性に配慮した情報提供の手段の確保に努めます。
- ・福祉関係機関、労働関係機関及び特別支援学校等と連携を強化することで、障がいのある人の雇用の促進に努めます。

## ②相談体制の充実 2-3-3-3-2

- 障がいのある人が、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図るとともに周知に努めます。

## ③障がい者スポーツの啓発 2-3-3-3-3

- 障がいのある人が、個々の障がいの特性に合ったスポーツに親しむことができるよう、多様な障がい者スポーツの啓発を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■1	訪問系サービスの実利用者数	訪問系サービス1年当たり約6件の増加を目指す。	50人/月	80人/月
	■2	日中活動系サービスの実利用者数	日中活動系サービス1年当たり約15件の増加を目指す。	201人/月	290人/月
	■3	相談支援の実利用者数	計画相談支援1年当たり約25件の増加を目指す。	260人/月	410人/月

## 施策の内容（4）地域福祉の推進

### 1 地域福祉推進体制の整備

#### ①地域福祉計画の展開 2-3-4-1-1

- 「つくばみらい市地域福祉計画\*」に基づき、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、総合的な地域福祉を推進します。
- 市民の協力を得ながら様々な福祉サービスの充実を図り、地域の中で誰もが安心して暮らせる地域ケアシステム\*の体制の強化を図ります。

#### ②人材育成の推進 2-3-4-1-2

- 地域を拠点に活動する民生委員・児童委員等の研修活動等に対する情報提供や講師派遣などにより、一層の資質向上を図ります。
- 高齢者、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、地域で活動するホームヘルパーや外出時の支援者、手話通訳者等の養成・確保に努めます。

#### ③市民の福祉意識の啓発 2-3-4-1-3

- 世代を超えて幅広く交流できる機会の拡充や福祉教育の充実、啓発活動等を通じて市民の福祉に対する理解と意識の高揚に努めます。

### 2 地域福祉活動の推進

#### ①関係機関・団体との連携 2-3-4-2-1

- つくばみらい市社会福祉協議会との連携を密にしながら、福祉サービスの円滑な実施に努め、地域福祉の充実を推進します。
- 地域の実情に精通した福祉団体への活動支援を行い、地域に根ざした福祉行政を推進します。

#### ②多様な市民活動への支援 2-3-4-2-2

- 保健・医療、教育分野と連携して、学校、家庭、地域社会、職場において福祉に関する啓発を進め、地域住民の自主的な地域福祉活動への参加を推進します。
- 地域福祉を支える人材を育成するために、つくばみらい市社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成教室等の開催に努めるとともに、様々な経験を持った地域人材の登録、活用ができる体制づくりを推進します。
- 「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」を、地域福祉の拠点として、世代相互の交流を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(4)	■1	民生委員・児童委員研修回数	茨城県主催の研修・講演会への参加、民生委員・児童委員協議会定例会時の研修会開催の回数の増加を目指す。	8回/年	12回/年
	■2	きらくやまふれあいの丘利用者数	利用者数約3%の増加を目指す。	155,812人	160,500人

## 施策の内容（5）社会保障の充実

### 1 国民健康保険制度及び国民年金制度の健全な運営

#### ①経営の健全化 2-3-5-1-1

- 適正な保険給付及び保険税の公平かつ適正な賦課徴収，収納率向上対策及び医療費適正化対策等の経営努力を推進し，適正かつ安定的な事業運営を図ります。

#### ②医療費の適正化 2-3-5-1-2

- 国民健康保険制度の理解を深めるため，市民に対する啓発に努めます。
- 疾病の早期発見・早期治療を奨励し，健康づくりのための保健事業の充実を図り，医療費の削減に努めます。

#### ③被保険者福祉の向上 2-3-5-1-3

- 出産育児一時金・葬祭費の給付等を行い，被保険者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

#### ④国民年金制度の啓発及び受給権確保 2-3-5-1-4

- 国民年金制度の理解を深めるため，広報紙やパンフレット等により制度の啓発に努めます。
- 受給権確保のため，関係機関と連携協力して相談業務の充実を図ります。

### 2 介護保険制度の健全な運営

#### ①地域支援体制の整備 2-3-5-2-1

- 市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため，総合相談支援，介護予防ケアマネジメント，権利擁護，包括的・継続的なケアマネジメント支援を一体的に行う中核的な機関として設置された，地域包括支援センター\*の運営について適切に関与します。
- 在宅での高齢者やその家族等が，保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう，地域包括支援センター\*を核とした相談・支援・連絡体制の充実とともに，介護サービスを必要とする高齢者やその家族に最も適した在宅介護サービスの提供に努めます。

#### ②サービス提供体制の改善 2-3-5-2-2

- 要介護認定者数，サービス利用者数，市民の要望等から，介護施設等の整備や介護サービスの提供など，計画的な介護事業を推進するため，「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画\*」を3年ごとに策定し，地域の実情に即した介護保険制度の適正な運営に努めます。
- 介護保険に関する利用者やその家族等からの苦情を受け付け，必要な関係機関との連絡調整を行い，介護サービス事業者の適正な運営を確保します。

#### ③介護保険制度の円滑な運営 2-3-5-2-3

- 介護保険制度の適正な運営のため，被保険者の資格管理をはじめ，適正な要介護・要支援認定，保険料の賦課，保険料の徴収などを行います。

- 介護給付が適切に行われているか把握するため、ケアプラン\*の調査や国民健康保険団体連合会からの給付費適正化システムを活用し、各サービス事業所等のサービス提供が適切に行われ正確な請求がされるよう指導します。

### 3 低所得者福祉の充実

#### ①生活相談の強化 2-3-5-3-1

- 要保護世帯への訪問調査により生活状況を的確に把握し、関係諸制度及び福祉施策の有機的活用を図りつつ、適切な生活指導を実施します。
- 生活困窮者に対する支援の充実を図るため、つくばみらい市社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、必要なサービスや情報を適切に組み合わせて提供できる相談体制を推進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(5)	■1	特定健康診査受診率	毎年3.7ポイントの増加を目指す。	34.1%	56.3%
	■1	特定保健指導実施率	毎年約6.7ポイントの増加を目指す。	13.0%	53.2%
	■2	要介護認定率	高齢者の健康確保を目指し、要介護認定率の増加の抑制を目標とする。	13.2%	14.8%
	■3	就労支援事業による就労者数	生活保護受給者等就労自立促進事業及び生活困窮者自立支援事業における新規就労者数を増やすことで就労による自立の助長を図る。	7人	10人

## 第3章

# 連携や協力によって支え合う社会を創る

- 第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る
- 第2節 みんなが交流する社会を創る
- 第3節 みんなで協力して社会を創る



## 第1節

# 市民一人ひとりを大切に作る社会を創る

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込め「人権の世紀」と言われることも多く、国際的にも、国内的にも、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、様々な取組が進められています。

### 現況

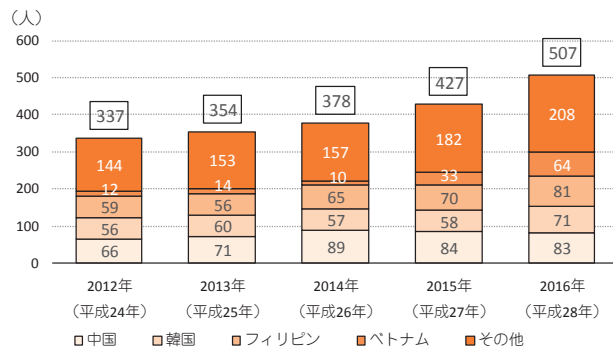
我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権の分野では「人権教育・啓発推進法\*」（2000年（平成12年）施行）が、男女共同参画の分野では「男女共同参画社会\*基本法」（1999年（平成11年）施行）が制定され、「人権教育・啓発に関する基本計画」や「男女共同参画基本計」を策定し、各種施策を総合的に推進しています。

人権の分野については、本市では、学校における人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを進めるなど市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害行為に対する相談等についても、関連機関と連携を図りながら対応に努めるなど、長年にわたり、人権尊重の理念に基づいた人権教育・啓発活動を行ってきました。

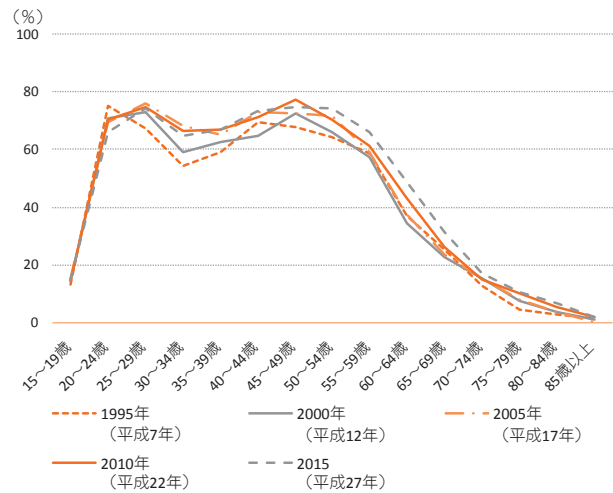
また、男女共同参画の分野においては、2008年（平成20年）3月に「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し、2010年（平成22年）3月に「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の制定、2011年（平成23年）3月に「つくばみらい市男女共同参画都市宣言」を行い、社会情勢の変化に的確に対応してきました。さらに、新たな社会の動きを捉え、2018年（平成30年）「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し、今後も計画に基づく施策を展開していきます。

このように、人権や男女共同参画については、国や県などと共に継続的に意識の醸成や正しい知識の普及に努めてきた結果、一定程度の成果は上がってきているように見えますが、依然として、差別発言、差別事象、偏見など人権に関する課題や性差に基づく不合理な社会制度・慣行などの課題が根強く残っている現状があります。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展に伴い、新たな人権に関する課題の発生も見られるようになってきており、それら新たな課題への対応も急務となっています。

■在留外国人の推移（資料：法務省「在留外国人統計」）



■年齢別労働力率の推移（資料：国勢調査）



## 課題

人権や男女共同参画の分野については、市民一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題であることから、個々の実情に応じた効果的な人権教育・啓発を展開していくことが求められます。そのため、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、押しつけにならないよう留意しながら、教育や意識啓発活動に努めていくことが大切です。

人権教育の取組については、学校教育と社会教育と連携を図りながら、学校、家庭、地域、職場を通じ子どもから大人までのあらゆる年齢層に対して人権尊重の意識を高める教育を充実していく必要があります。家庭においては、幼少期における家族とのふれあいやしつけを通して子どもの人権に関する判断力を培うことができるよう、様々な機会を通じて情報提供、学習機会を拡充するとともに、子育てに関する相談等の支援体制を充実する必要があります。また、地域における様々な活動について人権の視点を踏まえた交流を促進するほか、職場においては、関連機関と連携し、経営者や人事労務担当者に対する指導、啓発を行うとともに、市内の企業や事業者の自主的な人権研修の実施を促進する必要があります。

男女共同参画社会\*の形成に向けた取組については、性別による固定的な役割分担意識の払拭に努めるとともに、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において性別にかかわらず共に責任を担い合う環境を醸成していく必要があります。そのため、講座、講演会などの開催及び啓発活動の充実を通じて固定的な役割分担意識の是正を図るなど男女共同参画意識の醸成に努めていくほか、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基調に、男女が共に育児や介護等の家庭生活との両立や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるようライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や仕事と子育て・介護等の両立に向けた支援の充実が必要です。

■男女共同参画イベント  
(どすこい!クッキング!~パパといっしょにクッキング~)



■男女共同参画出前講座の様子



## 基本方針

### ■人権施策・共生社会

- 広報、インターネット（ホームページ）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進していきます。
- 様々な社会体験や交流などの機会を通じて人権を尊重することの重要性を認識する機会の充実に努めます。

### ■男女共同参画

- 男女が互いの特性を認め合い、その人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*の実現に向けて各分野を横断的に連携しながら総合的な取組を推進します。

## 施策の方向（第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る）

項	目
(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現	■ 1 人権施策の推進
	■ 2 共生社会の推進
(2) 男女共同参画の推進	■ 1 男女の人権の尊重
	■ 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
	■ 3 あらゆる分野における男女共同参画
	■ 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり



## 施策の内容（1）個人を尊重した心豊かな社会の実現

### 1 人権施策の推進

#### ①人権教育・啓発の推進 3-1-1-1-1

- 人権意識の高揚を図るため、社会教育及び学校教育と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育及び啓発に努めます。
- 一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人々が個人として尊重される社会の実現に向けた啓発活動に努めます。

#### ②人権に関する相談・支援体制の充実 3-1-1-1-2

- 人権が尊重され市民が安心して暮らせるよう、人権擁護委員による相談体制の充実をはじめ、関係する課や機関等との連携を図り、相談・支援体制の強化に努めます。
- 近年社会問題化しているいじめ、虐待、インターネットによる人権侵害など、複雑・多様化する新たな人権課題に対して、国・県など関係機関との連携しながら、相談・支援体制の強化に努めます。

#### ③あらゆる暴力の根絶 3-1-1-1-3

- 相談体制の整備を図るとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携を強化します。

### 2 共生社会の推進

#### ①国際理解の深化 3-1-1-2-1

- 国際理解のための生涯学習講座などを開催し、市民の国際理解を深めるとともに、国際感覚の醸成を図ります。
- 多文化共生の理念に基づき、交流活動への市民の参加を促進し、国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- 学校や地域、家庭において、次代を担う青少年や子どもたちの国際理解教育の充実を図るなど、国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- 外国人に対し、日常生活や国際理解を支援し、翻訳等を行う「多文化共生サポーターバンク」への市民の登録を促進します。

#### ②在住外国人への支援 3-1-1-2-2

- 身近な行政機関として多言語による各種情報提供や関係機関と連携したサポート体制の整備を図るとともに、公共施設や道路案内板、生活情報等の外国語表示を推進し、外国人にも住みやすいまちづくりを推進します。
- 多文化共生を実践する日本語ボランティア、国際交流ボランティアなどの育成・支援に市民協働で取り組みます。

### ③平和意識の定着 3-1-1-2-3

- ・市民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の大切さを認識し、戦争のない、核兵器のない、平和な地域社会の実現に向けて平和に関する啓発に努めます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	人権啓発事業の実施回数	人権擁護啓発活動、社明運動等人権啓発に関する事業の増加を目指す。	7回	12回
	■2	多文化共生サポーターバンク登録者数	サポーターバンクへの市民の登録者増加を目標とする。	2人	8人
	■2	国際講座の回数	国際社会の講座（外国語、文化）の回数を増やし受講者の増加を目指す。	1回/年	2回/年



## 施策の内容（2）男女共同参画の推進

### 1 男女の人権の尊重

#### ①男女平等意識の推進 3-1-2-1-1

- 家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識の解消を目指し、様々な機会を利用した情報提供やイベントなど、意識啓発の事業に取り組みます。

#### ②性差別・DVによる人権侵害に関する相談・支援体制の充実 3-1-2-1-2

- 一人ひとりの人権が尊重されるよう、性的少数者（LGBT）に対する差別や、配偶者などからの家庭内暴力（DV）に悩む人や被害者の相談に対し、関係機関と連携し相談者や被害者を保護できるよう体制を整備します。

### 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### ①家庭と仕事の両立支援 3-1-2-2-1

- 男女が共に家事や育児、介護を担い、ゆとりある生活ができるよう、意識の啓発と理解の定着を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を市民協働で目指します。
- 市内事業所の実態を把握し、ニーズに応じた情報発信を行うなど、市内事業所との連携によるワーク・ライフ・バランスを推進します。

#### ②雇用や職業の場における男女共同参画の推進 3-1-2-2-2

- 再就職支援セミナーの実施や、起業や経営ノウハウに関する情報提供を行い、女性の自立意識を高められるよう支援します。

### 3 あらゆる分野における男女共同参画

#### ①政策・方針決定過程への女性の参画 3-1-2-3-1

- 男性優位の組織運営から男女共同参画社会\*の形成を推進するため、男女が共に同じ立場、同じ目線で市の政策等の立案や方針の決定過程に参画し、多様な意見が市政に反映され、ひいては市全体へ意見が波及するような環境を整備します。

### 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

#### ①困難な立場にある男女への支援 3-1-2-4-1

- 男女が互いの身体的性差を理解し合うために、性的少数者（LGBT）についての理解促進を図り、誰もが思いやりを持ち、そして、生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、差別や偏見のない環境づくりに取り組みます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画推進講座の実施回数の増加を目指す。	6回	7回
	■ 1	DVに関する啓発活動の実施回数	家庭内暴力(DV)に関して正しい知識を得られるよう、啓発活動を実施する。	0回/年	2回/年
	■ 1	DVに関する知識の啓発者数	広報などを活用し、家庭内暴力(DV)に関する啓発活動を実施し、正しい知識を持つ市民の増加を目指す。	0人	550人
	■ 2	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を目指す。	49.9% (H29年)	55.0%
	■ 3	政策・方針決定過程への女性の参画促進	市長が委嘱・任命する審議会等の女性委員の割合を増やすことにより、政策・方針決定過程への女性の参画を図り、市政へ多様な意思が反映される環境を目指す。	21.1%	30.0%
	■ 4	性的少数者(LGBT)についての啓発	身体的差別の理解促進のための啓発活動を行い、差別や偏見のない社会を目指す。	—	2事業





### 第3章

#### 第1節 市民一人ひとりを大切に作る社会を創る





## 第2節

## みんなが交流する社会を創る

少子高齢化の進行や生活スタイルの変化などを背景として、人と人、人と地域のつながりといったものが地域づくり（地域コミュニティ\*）や郷土の自然や歴史・文化づくりの上で重要視されてきています。

## 現況

本市の地域コミュニティ\*活動については、基本的には行政区単位で組織された市民自治組織が中心となって地域の活動が行われています。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動など、目的に応じて組織された各種の活動団体によるコミュニティ活動も活発に行われている状況です。さらに、行政区単位の地縁型のコミュニティ組織の活動に加え、環境保全や教育・福祉など、特定の目的の下に活動するテーマ型のコミュニティ組織も少なくなく、各種事業を通じて連携する機会も増えてきています。

近年、本市では、みらい平地区などを中心に転入者の増加による若年世代家族の増加が顕著となっており、ライフスタイルや価値観の変化、個人意識・個人主義の顕在化などを背景に、コミュニティの参加の在り方が多様化してきている状況が見られています。このように、地域におけるコミュニティの多様化が進みつつあり、コミュニティの形成について、地域ごとの特性に応じた取組をどのように図っていくかが課題となっています。

地域文化の振興や歴史・文化の保全については、各種文化活動施設の維持・整備や文化・芸術団体への活動機会の提供や団体の支援、指定文化財の保存・保護等の実施などに努めてきました。

文化財では、市内20件（国指定文化財3件、県指定文化財8件、市指定文化財9件）の文化財について保護、保存活用を行っているほか、「結城三百石記念館」、「間宮林蔵記念館」などの

■指定文化財一覧〔2017年（平成29年）〕（資料：つくばみらい市）

指定区分	種別	名称	所在地	管理者	指定年月日
国指定	彫刻	不動明王及二童子立像	板橋	不動院	1915年（大正4年）8月10日
	無形民俗	綱火	小張, 高岡	綱火保存連合会	1976年（昭和51年）5月4日
	工芸品	太刀 銘 備州長船家助応永廿一年二月日	南太田	個人	1950年（昭和25年）8月29日
県指定	史跡	間宮林蔵の生家	上平柳	つくばみらい市	1955年（昭和30年）11月25日
	史跡	間宮林蔵の墓	上平柳	個人	1955年（昭和30年）11月25日
	建造物	不動院三重塔	板橋	不動院	1960年（昭和35年）12月21日
	無形民俗	西丸山祈禱ばやし	西丸山	西丸山祈禱囃子保存会	1963年（昭和38年）8月23日
	彫刻	阿弥陀如来立像	小張	善空寺	1965年（昭和40年）2月24日
	建造物	不動院本堂	板橋	不動院	1965年（昭和40年）2月24日
	建造物	不動院楼門	板橋	不動院	1974年（昭和49年）11月25日
	彫刻	阿弥陀如来及脇侍像	福岡台入会地	大楽寺	2000年（平成12年）11月27日
市指定	歴史資料	間宮林蔵関係資料	上平柳	個人	1992年（平成4年）3月3日
	彫刻	薬師如来坐像	福岡台入会地	大楽寺	1995年（平成7年）6月1日
	彫刻	千手観音像	東栗山	千手院	2000年（平成12年）3月31日
	彫刻	阿弥陀如来立像	豊体	浄円寺	2000年（平成12年）3月31日
	彫刻	十一面観音立像	福岡台入会地	大楽寺	2001年（平成13年）3月27日
	史跡	鉄火塚（附鉄火棒）	宮戸	つくばみらい市	2001年（平成13年）3月27日
	考古資料	山水双鳥鏡	古川	つくばみらい市教育委員会	2008年（平成20年）12月1日
	彫刻	不動明王立像	加藤	つくばみらい市教育委員会	2008年（平成20年）12月1日
	彫刻	仁王尊像（阿形・吽形）	板橋	不動院	2013年（平成25年）1月22日

施設における活動や国指定重要無形民俗文化財である小張、高岡の「綱火\*」の祭礼の開催支援などに努めています。

本市の文化財や史跡、伝統行事など多彩な歴史文化資源をはじめ、市民の創造的な活動から生み出される多様な市民文化は、市民にとって郷土への愛着や誇りを育む重要な要素となっており、地方が画一化や均質化・無個性化していく時代の中、地域固有の歴史文化と市民文化はますます重要になってきています。

観光や地域間交流・国際交流については、本市の観光的資源である、福岡堰の桜や板橋不動尊、綱火\*、ワープステーション江戸\*など豊かな自然環境や貴重な史跡・文化財、各種施設などを生かした交流活動が行われている状況です。近年、個人のライフスタイルや価値観の変化、交通機関や道路交通網の充実、情報通信技術の発達などによる日常生活圏や経済活動範囲の拡大などを背景に、「交流」に求められる価値にも変化が見られるようになってきており、市域を超えた交流や商業的イベントと連携した交流、テーマ性を持たせた交流など、新たな「交流」の形も求められてきています。

■板橋不動院



## 課題

地域コミュニティ\*のみならず、教育や生涯学習の分野、観光振興の分野はそれぞれが関連しており、それらに関わる人々による交流が、市内外との連携力を強化し、まち全体の活性化へとつながっていくことから、本市に関わる多様な主体の情熱や英知、行動力を結集した「人の力」によるまちづくりを進めていくことが大切です。

地域コミュニティ\*については、地域活動に意欲のある潜在的な市民の参加を引き出していくための環境整備や、市民の活動の自主性・自発性を尊重した多様な活動の支援などが重要となってきています。そして、個人のライフスタイルや価値観の変化を踏まえながら、地域の特性に応じたコミュニティの形を考え、取り組んでいくことが求められます。

地域における文化活動や歴史・文化資源の保存・活用などについては、市民の「ふるさと・つくばみらい」への誇りを高めるまちづくりを進めていくため、市内に現存する文化財の調査と保存、文化伝承活動の振興を図るとともに、市民の文化を通じた交流を促進するため市民の主体的な文化活動への支援や市民参加・交流イベントの開催や文化拠点施設の活用などに努めていく必要があります。

地域間交流・国際交流の分野については、特徴ある地域の資源を活用しながら、市内外との交流を積極的に展開していくとともに、多彩な交流情報を発信し、本市を目的として来る交流人口の増加を目指していく必要があります。

## 基本方針

### ■コミュニティ・歴史・文化資源

- 自治会をはじめとするコミュニティの活動の促進やその活動の拠点となる場の充実を図り、地域住民が主体的に参加する地域の特性を生かしたコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域全体で文化的遺産を伝承し後世に守り伝えていくための支援を図りながら、市民が身近に文化活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

### ■観光・地域間交流・国際交流

- 行政と市民、団体それぞれが交流活動に関する役割を分担しながら、人的・文化的交流を通じた地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 本市の恵まれた自然、文化、史跡など既存の観光資源の整備・充実を図りながら、新たな魅力づくりに取り組み、観光客をはじめとする来訪者の増加及び交流人口の拡大を図ります。

## 施策の方向（第2節 みんなが交流する社会を創る）

項	目
(1) 個性と魅力ある地域づくり	■ 1 地域コミュニティの形成
	■ 2 地域の歴史・文化資源の活用と保存
(2) 多様な交流を育む環境づくり	■ 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用
	■ 2 地域間交流・国際交流の推進
	■ 3 交流を促進する積極的な情報発信



## 施策の内容（1）個性と魅力ある地域づくり

### 1 地域コミュニティの形成

#### ①地域コミュニティの活性化 3-2-1-1-1

- 地域が主体となった地域コミュニティ\*活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などを定めた計画を策定し、自治会など既存の地域組織を基盤とした地域コミュニティ\*の在り方や役割の明確化を図ります。
- 地域住民の主体的なコミュニティ活動と行政の機能分担や連携の在り方を見直すとともに地域の主体的なまちづくりに向けた総合的・体系的な支援体制の再構築を図ります。
- 地域ごとに職員が担当する地域に出向き、市民との交流を通して課題発見や問題解決等を行う制度（地域担当制）の導入を検討します。

#### ②コミュニティ組織の育成 3-2-1-1-2

- 自治会などの地縁型コミュニティやテーマ型のコミュニティにおける活動がさらに活性化するように支援するとともに、活動の中心的役割やコーディネート機能を担う人材や団体の育成に努めます。
- 地域コミュニティ\*活動を行う体制の充実を図るため、地域で活動している様々なコミュニティ活動団体の育成支援を行うとともに、活動の新たな担い手の確保・育成やNPO\*等との連携を支援します。
- 自治会の設立を応援する旨のチラシ等の作成及び配布など、自治会設立にむけての情報提供や自治会活動に対する地域住民からの相談を受ける等により、コミュニティ活動を支援します。
- 研修会や講演会を通じ、自治組織のリーダーの育成及び資質の向上に努めながら、コミュニティの担い手づくりを推進します。

#### ③コミュニティ形成の環境づくり 3-2-1-1-3

- 自治会など地域の連帯感に基づくコミュニティ活動を支援します。特に、今後の地域づくりの重要テーマである防災・防犯・子育て・福祉を目的とした活動など地域における課題解決型の取組を支援します。
- 行政と対等の関係で地域づくりを行うコミュニティ組織の育成を目的に、先進事例やそれぞれの地域の情報の共有化に努めます。
- 地域資源・地域人材を生かした地域づくりの支援や、多世代が交流するコミュニティの構築を進めるとともに、コミュニティ組織相互のネットワーク化を図ります。
- 地域コミュニティ\*の役割や重要性を理解し、市民が自主的に地域コミュニティ\*に関わる環境を整えながら、コミュニティへの積極的な関わりを促す意識の醸成を図ります。
- コミュニティ活動を広く知らせることは加入の促進にもつながることから、回覧板、広報紙、市ホームページ等を活用し、コミュニティ活動の内容などについて、積極的に情報を発信します。

#### ④コミュニティ施設の充実・整備 3-2-1-1-4

- 公民館，コミュニティセンター\*，学校教育施設等の公共施設の地域開放など，市民及び地域のコミュニティ活動，スポーツ・レクリエーションの拠点について，地域や団体の自主性，独自性を尊重しながら多様な利用方法の検討を進め，施設の整備，充実を図ります。
- 地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については，維持管理等について支援します。

## 2 地域の歴史・文化資源の活用と保存

### ①文化・芸術団体の育成及び活動の促進 3-2-1-2-1

- 自主的・創造的な芸術・文化活動の普及向上を図るため，地域に根ざした文化・芸術団体の育成や指導者の支援・確保に努めます。
- 各種文化講座・教室や文化祭の開催など，文化・芸術にふれ，活動に参加できる交流の場や発表の場の提供に取り組み，文化・芸術活動の促進を図ります。
- 幼い頃から伝統文化を体験する取組を推進するとともに，地域や学校と連携して文化芸術を鑑賞・体験できる取組を推進します。
- 若い人や新しい住民が地域に溶け込み，まちや地域への愛着が深まるよう，行事やお祭り等の地域の活動を支援します。
- 無形民俗文化財や伝統芸能に対する理解と認識を深めるとともに，保存意識の高揚や後継者の育成等を促進し，担い手の継承や，伝統文化に対する普及啓発を図ります。

### ②文化財保護の推進 3-2-1-2-2

- 既存文化施設の適切な維持管理をするとともに，施設の有効な利用を図ります。
- 文化財保護審議会と連携しながら，指定文化財の損耗や老朽化などの現状を把握し，保存，活用のために必要な管理指導を実施します。
- 文化財の修繕等が必要な際には早急な対応ができるよう，管理者・保存団体の支援に努めます。
- 歴史資料の収集及び収蔵資料の整理を進めるとともに，新たに収蔵施設を確保し，収蔵資料の整備に努めます。

### ③文化財の積極的な情報発信 3-2-1-2-3

- 市内の優れた文化財や伝統芸能などを公開・活用して，本市の魅力を市内外に広めることにより，地域の活性化を図ります。

### ④埋蔵文化財保存体制の充実 3-2-1-2-4

- 埋蔵文化財\*を保護するため，埋蔵文化財包蔵地\*の周知をするとともに，文化財に関する情報収集を図ります。
- 埋蔵文化財\*保護体制づくりのため，専門的知識を持つ人材の確保に努めます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	新規行政区の設立	行政区の設立により、市の情報やサービス格差の解消を目指す。	—	4団体
	■ 1	地域コミュニティ*協議会の組織数	2020年度にコミュニティ計画を策定し、2021、2022年度でモデル地区を整備する。	0団体	2団体
	■ 2	間宮林蔵生家及び記念館来館者数	間宮林蔵生家及び記念館来館者数の増加を目指す。	4,520人/年	4,700人/年



## 施策の内容（2）多様な交流を育む環境づくり

### 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用

#### ①観光交流推進体制の充実 3-2-2-1-1

- 戦略的な観光情報の発信や観光客の受け入れ体制を整備するため、つくばみらい市観光協会の運営を支援します。
- 市民・企業・関係機関が一体となって受け入れ体制の充実を図り、観光客の誘致を促進します。

#### ②観光交流事業の振興 3-2-2-1-2

- 歴史公園をはじめ福岡堰など、自然を基調とした観光地や観光施設の充実を図り、地域の特色を生かした新たな魅力づくりに取り組みます。
- つくばみらい市観光協会を積極的に支援し、関係機関との協働による、地域特性や観光資源を活用した観光交流イベントの充実に努めます。
- 農協、商工会、観光協会及び生産者との連携を強化し、地場産品や特産品の企画、広報・PR活動や販路拡大などを推進します。

### 2 地域間交流・国際交流の推進

#### ①地域間交流活動の推進 3-2-2-2-1

- 友好都市等との交流・連携を積極的に進めるとともに、他地域との相互交流の拡充を図ります。
- 友好都市等の情報の発信や地域間交流を実践している団体を支援し、地域間交流にふれる機会を提供します。
- 芸術文化、歴史、スポーツなどを通じた市民・団体間の交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- 「みらい」を築く若い世代の定住化を促進するため、男女が出会い交流する場を提供します。

#### ②国際交流活動の推進 3-2-2-2-2

- 市民レベルでの多様な文化や価値観にふれる機会の提供や、国際協力への参加を促進することにより、地域のグローバル化\*推進を担う人材や組織の育成に努めます。
- 海外展開を行っている市内企業との連携や地域資源を活用し、様々な国籍や文化的背景を持つ住民同士の交流を通じて、すべての人々が文化の多様性にふれる機会の提供を図ります。

### 3 交流を促進する積極的な情報発信

#### ①観光宣伝体制の充実 3-2-2-3-1

- 本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を充実させるとともに各種観光キャンペーンの強化に努めます。
- つくばエクスプレス及び関東鉄道常総線沿線自治体や近隣自治体との連携による広域観光ネットワークの形成を図り、広域的な観光の振興と集客体制を構築します。

#### ②フィルムコミッション (FC) 事業の推進 3-2-2-3-2

- 撮影における施設の利用、宿泊施設の案内や各種手続きなど、ワンストップサービス\*による撮影協力体制の整備に努めます。
- ワークステーション江戸\*での撮影と関連するような撮影候補地の情報のみならず、市内に存在する様々な素材の情報を発信することで、多様な交流の促進に努めます。また、いばらきフィルムコミッション (FC)\*等と連携し、ロケ地としての誘致を推進します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	主要観光拠点来場者数	2022年度までに延べ42,000人の観光客来場者数増加を目標とする。	100,000人/年	107,000人/年
	■2	友好都市交流事業参加人数	友好都市間の親睦のために、交流事業及び産業イベント等相互出展を促進する参加者数の増加を目指す。	37人/年	100人/年
	■3	つくばみらいFC撮影実績件数	市内ロケ地誘致を行い、市の観光・産業・文化振興に協力する機会を増やすことを目指す。	11件	29件





### 第3節

## みんなで協力して社会を創る

市民との協働による事業や広域行政による事業など、これまで行政が担ってきた様々な施策や事業について、様々な主体との協力や連携によって進めていくまちづくりへと取組のスタイルが変わってきています。

### 現況

近年における、地方分権の進展や成熟社会への移行などに見られる社会状況の変化に伴い、公共は行政が主として担うものとする従来の考え方から、多様な主体が役割と責任を分担しながら公共の領域を共に担おうとする考え方へと変化してきています。

市政運営においては、計画策定段階からの市民参画の促進に向けて、各種計画づくりにおけるパブリック・コメント手続きや市民アンケート調査の実施などにより、市民の意見や意識を幅広く収集、把握し、市政への反映を行っていく取組に努めてきました。また、まちづくりの担い手となる行政区や自治会等の地縁団体、NPO\*法人、市民活動団体など、多様な主体と共に取り組む協働による活動について積極的に推進しながら、各主体相互の協働の促進に努めてきました。

さらに、開かれた市政の実現に向けた市民と行政との情報共有に関する取組としては、広報つくばみらいをはじめ各種刊行物、ホームページ、各種メディアなどあらゆる情報媒体を活用しながら、広報活動の展開に努めるとともに、公文書をはじめとした各施策の手続きや内容、過程の公開、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努めてきました。

行財政運営については、社会の変化に適切に対応しながら市民ニーズに機動的・弾力的に応えていくため、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用していくことが重要な課題となっています。さらに、我が国が直面する様々な課題に対応した制度改正や国の「経済財政運営と改革の基本方針」への同調が求められるなど、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの課題も行財政運営をさらに難しくさせている状況にあります。

#### ■つくばみらい市ボランティア連絡協議会登録団体一覧（資料：つくばみらい市）

No	グループ名	主な活動内容
1	アイ・アイグループ	サロンの開催・小中学校の福祉体験協力・身障協会への協力
2	あおぞら	施設入所者の介助・話し相手
3	あしたばの会	配食サービスの調理
4	移送サービスグループ	移送サービスのリフト車運転
5	喜和味	配食・サービスの調理
6	さくら会	小地域会食サービス開催・配色サービスの調理・自主的料理研究
7	手話サークル すずらん	手話の普及活動・小中学校福祉授業への協力
8	食楽	配食サービスの調理・食育活動
9	シルバーリハビリ体操指導士の会	高齢者への体操指導・いきいきサロン開催
10	たんぼぼ	使用済みの切手収集と整理・配食サービスの調理
11	ボランティアけやき	配食サービス調理・いなほでの高齢者支援
12	朗読グループ かたくり	市広報誌等の音訳CD作成・テーブル利用者との交流会
13	IT普及電脳会	いきいきサロン開催（パソコンサロン）・パソコン教室開催
14	つくばみらい要約筆記の会	要約筆記の啓蒙推進・難聴者支援
15	ほうれん創	配食・会食サービスの調理・自主的料理研究
16	おもちゃ病院ピノキオ	壊れたおもちゃの修理
17	ゆりの会	小学校校庭の草刈り・読み聞かせ
18	ひばり会	施設などを慰問し踊りを披露
19	みらい研ぎクラブ	包丁研ぎ教室開催・公共施設/福祉施設/学高などの包丁研ぎ
20	木楽工房	高齢社宅などの補修・公共施設等の木工製品製作及び補修
21	かたつむり	福祉施設などの車椅子清掃・点検・修理
22	BOW ベルズ	地域の防犯パトロール
23	フレンドリーみらい	知的発達障がい児親子の支援活動
24	ほのぼの音楽隊	音楽と歌をとおして地域と交流する
25	企画・イベントの会	ボラ連・社協関連のイベント等の企画・運営
26	ブリエール	音楽と歌をとおして地域と交流、施設慰問

行政運営については、民間の経営理念や手法を参考に、行政経営の視点からの確な事務事業の見直しを行い、これに基づく不断の改革により市民サービスの質の向上と内部事務の効率化を図ってきました。「つくばみらい市公共施設等の総合管理に関する指針」を策定するとともに、既存の公共施設等の有効活用や公共施設の適正配置、指定管理者制度\*など民間活力の活用を進めるなど、効率や効果を重視した行政経営型の行政システムへと転換すべく様々に取り組んでいます。一方、財政運営については、財政基盤の安定化を図るため、市税をはじめとする自主財源を安定的に確保するとともに、補助金等を見直すなど選択と集中による施策の優先順位づけを徹底するほか、新地方公会計制度に基づく財務書類の公表や財政指標の分析により、財政状況の的確な把握と透明性の向上に努めてきました。

広域行政については、市民の日常生活圏の拡大に応じて、その重要性は高まっている状況にあります。本市では、常総地方広域市町村圏事務組合での、ごみ処理、消防、福祉センターや運動公園の運営などに取り組んでいるほか、各種の広域的行政サービスを実施しています。また、近隣自治体と各種協議会を組織し連携を図りながら、地域の活性化に向けた様々な活動を行っています。今後も、事務組合の充実・強化に努めていく必要があるほか、本市単独では解決できない行政課題に対して、効率的・効果的な解決が図れるよう、近隣自治体との連携を深めながら、新たな時代の潮流に対応した行政運営を行っていく必要があります。

**課題**

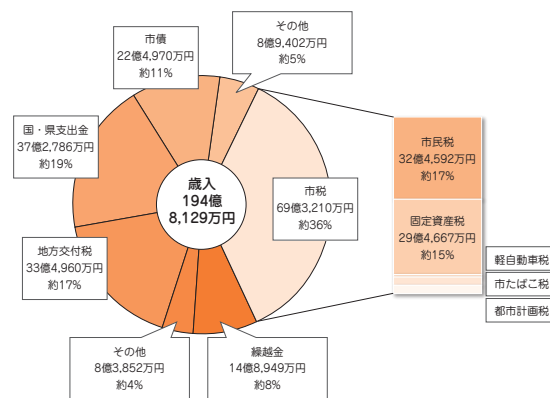
財源・人材等の行政資源に限りがある中で、多様化する行政課題に対して単独でそれらを解決していくことは年々難しくなっている状況です。

協働領域の拡大に対しては、市民の豊富な社会経験や知恵を生かしながら、市民と行政の相互信頼に基づく対等で健全なパートナーシップの形成が重要となっており、自治会等の地縁型のコミュニティ組織による地域コミュニティ\*活動のみならず、各種ボランティア団体などテーマ型のコミュニティによる公益的活動を引き続き支援するとともに、市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進める必要があります。

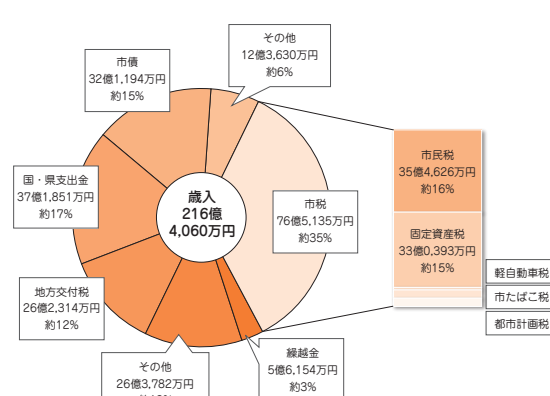
行財政運営に関しては、「行財政改革大綱\*」及び「行財政改革実施計画」に基づき、様々な経費削減や人員削減に取り組みながら、健全で効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。そして、一層の行財政改革に取り組みながら、自立性の高い持続可能な行政を目指していく必要があります。

広域行政に関しては、市民・団体・事業所など多様な主体と連携して取り組むほか、近隣自治体や茨城県との広域的な連携による協力体制を構築していくなど、お互いが協力し合う関係づくりにより、それらの解決を目指していくことが重要になってきています。

■一般会計\*歳入決算額 [2012年度 (平成24年度)]  
(資料：つくばみらい市)



■一般会計\*歳入決算額 [2016年度 (平成28年度)]  
(資料：つくばみらい市)



## 基本方針

### ■市民協働

- 市民と行政が協力し相互にその役割と責任を果たすための仕組みづくりに取り組むとともに、多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図り、協働のまちづくりを推進します。
- 市政に対する市民の理解と信頼を一層深めていくため、広報活動を充実するなど市民への積極的な情報提供に努めます。
- 行政計画をはじめ各施策の手続きや内容、過程を公開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努め、市政の透明性や公正性を確保します。

### ■行財政運営

- 「行財政改革大綱\*」に掲げる理念や「行財政改革実施計画」に基づく取組を着実に推進し、行財政運営の総合的な改革を進めます。
- 行政需要の高度化や複雑化に対応しながら、市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供と効率的で効果的な執行体制の強化に努めます。
- 自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的で効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

### ■広域行政

- 関係自治体との連携・協力を積極的に展開しながら、行政区域を超えた広域的な課題に対応します。

## 施策の方向（第3節 みんなで協力して社会を創る）

項	目
(1) 協働のまちづくりの推進	■1 市民活動の支援と活性化推進
	■2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上
(2) 効率・効果的な行財政運営	■1 適正で質の高い行政運営の推進
	■2 健全で安定的な財政運営の推進
(3) 広域行政の充実強化	■1 広域行政によるまちづくりの推進

## 施策の内容（1）協働のまちづくりの推進

### 1 市民活動の支援と活性化推進

#### ①市民参加機会の拡大 3-3-1-1-1

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを進めるため、協働に関する指針を策定し、互いの役割分担の明確化と連携の強化に努めます。
- より身近で取り組みやすい事例の実践を重ね、市民協働への市民意識の醸成を図ります。
- 市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取組を進めるため、研修会を実施するなど意識啓発に取り組みます。
- 市民協働事業の提案制度の導入などを検討し、市民のアイデアを生かした市民と協働のまちづくりを推進します。
- 行政の責任領域を見極めながら、市民サービスを効果的・効率的に提供できる事業については、積極的に地域活動団体やNPO\*等へのアウトソーシングを進めます。
- 市民が市政に関して直接意見や提案する機会や場の充実を図ります。

#### ②まちづくりの担い手の育成・支援 3-3-1-1-2

- ボランティア団体やNPO\*法人など、コミュニティ活動を進める団体等について支援を行います。
- 住民主体のまちづくりや市民のまちづくりへの参画を促進するため、魅力的な地域づくり活動団体の育成を推進するとともに、新規NPO\*法人などの立上げを支援します。
- 地域で活動する団体の情報の提供や様々な活動団体の相互交流の機会を創出することにより、多様な市民活動に対応できる組織体制の確立を図ります。
- 地域活動を担うリーダー、地域が抱える課題を解決するための人材や団体の育成を図ります。
- 地域づくり活動に関する個人やNPO\*、ボランティア団体等の情報共有が活発に行われるよう、情報を収集しデータベース化を図ります。

### 2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上

#### ①シティプロモーションの展開 3-3-1-2-1

- 本市のシティプロモーション\*の指針となるシティセールスプランに基づき、各種イベントや事業の展開など全庁的な情報広報活動を推進します。
- 新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ\*の効果的活用にも努めるなど、本市の魅力を効果的に周知・宣伝を図っていきます。
- 交通利便性や地域資源、優れた住環境などを柱に、市の魅力を外に発信し、市を知ってもらい、市を好きになってもらい、市の中へ人を呼び込むことを目的に戦略的なPRを展開します。

#### ②広報の充実、市政情報の提供の充実 3-3-1-2-2

- 市民にとってわかりやすく、読みやすく、また、市民に親しまれる広報紙づくりに努めます。
- 市のホームページに加え、SNS\*を活用した情報発信を行うなど、市政情報の提供手段の充実に努めます。

### ③情報公開の推進 3-3-1-2-3

- 市民の知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、行政情報の公開制度の充実を図るとともに、市が取り扱う情報を適切に管理します。
- 情報公開制度の円滑な運用を推進するため、職員への研修と制度についての市民へ周知を実施します。

### ④個人情報の保護 3-3-1-2-4

- 個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。また、制度の円滑な運用を推進するため、職員への研修と制度についての市民へ周知を実施します。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	市民活動団体新規登録数	新規の市民活動団体（NPO*）の設立により、市民参加や市民協働のまちの実現を目指す。	—	2団体
	■1	市民団体との協働事業数	地域住民や、NPO*、ボランティアなどの団体が主体の、コミュニティ形成を促し、地域での共助の活動を支援し、市民活動と地域の活性化を目指す。	—	3件
	■2	SNS*を利用した情報発信数	市の情報を、SNS*を利用して発信することで市内外の方たちと情報を共有する。	18回/年	100回/年
	■2	報道機関への情報提供件数	市の実施する事業やイベントを報道機関に情報提供し、新聞等に取り上げてもらうことで、市の認知度向上やイメージアップを目指す。	68件/年	72件/年

## 施策の内容（2） 効率・効果的な行財政運営

### 1 適正で質の高い行政運営の推進

#### ①効果的な行政運営 3-3-2-1-1

- 行政評価と連動した総合計画の進行管理を行い各施策・事業の適切な推進を図ります。また、計画の評価過程において市民の意見を反映する仕組みをつくります。
- 市議会がより活性化されるよう議会運営及び議会活動を補助するとともに、議会がより市民にとって身近なものとなるよう、議会の活動状況について迅速かつわかりやすい情報の提供に努めます。

#### ②効率的かつ適切な行政運営 3-3-2-1-2

- 会計書類の審査、出納検査等を通じて、会計事務の適正かつ効率的な執行を確保するとともに、公金の安全で確実かつ有利な運用を図りつつ、適正な管理に努めます。
- 行政事務の効率化のために構築した行政情報ネットワークを十分に活用することにより、情報の共有化・事務の円滑化に努めます。
- 行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、費用対効果を慎重に検討しつつ、電子自治体\*の構築を進めます。電子自治体\*の構築に当たっては、安定したサービスの提供を確保するとともに、セキュリティ対策に努めます。
- 情報セキュリティポリシー\*に基づき、安定したサービスの提供を確保するとともに、本市の保有する情報資産の管理における安全性を確保します。

#### ③職員の育成と組織の活性化 3-3-2-1-3

- 職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進するとともに、職員の自主性・積極性を重視した人事制度の活用など、職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる人事システムと組織の確立を図ります。
- 職員の能力及び資質の向上を図るため、多様な研修への参加機会を確保します。
- 高度化、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、柔軟に組織を見直します。
- 職員の健康や職場における安全・衛生面の適正な管理を行い、福利厚生を推進することで元気で意欲的に働ける環境づくりに努めます。

#### ④市民サービスの向上 3-3-2-1-4

- 高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、行政と民間の役割を見極めながら、行政が担ってきた業務について民間委託等を図るなど、効率的な市民サービスの提供を図ります。
- 窓口業務における事務手続きの迅速化及び簡素化を図るとともに、市民の生活スタイルに合わせた機能的・効率的な窓口サービスなど、市民の目線に立った、わかりやすく、やさしい窓口サービスの提供を目指します。
- マイナンバーカードの普及に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した各種手続きの利便性向上など市民サービスの充実に努めます。
- 地域・産業、福祉、健康・医療、教育などの幅広い分野においてICTの活用を図る基盤を整備します。
- 市民サービスのさらなる向上に向け、市の保有する情報のオープンデータ化の推進により、行政の透明性・信頼性の向上・官民協働の推進・経済の活性化・行政の効率化を推進します。
- 技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら、公共施設の通信基盤の段階的な整備推進を図ります。

## 2 健全で安定的な財政運営の推進

### ①計画的な財政運営の推進 3-3-2-2-1

- 中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、市税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを明らかにした中長期財政計画を策定し、健全な財政運営を図ります。
- 業務量や職員の能力・適正を考慮した職員を配置し、非正規職員の配置も含め、より効率的な事務執行ができるように適正な定員管理に努めます。
- 共同事業のための負担金の適正化などを構成自治体間で協議・検討を行いながら、広域行政の効果的な運営と市民サービスの向上を図ります。

### ②公共施設等の市有財産の有効活用 3-3-2-2-2

- 公共施設等の総合管理に関する指針に基づき、公共施設の適切な管理修繕により長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減・平準化に努めます。
- 利用率の低い公共施設の他用途への転用や未利用財産の活用などによる施設の適正配置を検討し、効率的な市有財産の管理運営を推進します。

### ③安定的な財源の確保 3-3-2-2-3

- 納税者の納付手段を拡充し、徴収率の維持向上に努め、自主財源の確保を図ります。
- 納税の公平性を確保するために、納税相談や滞納処分\*を実施し、滞納額の縮減を図ります。また、市単独での対応が困難な事案については、茨城租税債権管理機構と連携して対応します。
- 市税の公平・適正な課税により、安定的な自主財源の確保を図ります。

- 広報印刷物，ホームページ及び公共施設（建物・車両）等，市のあらゆる資産を広告媒体として有効活用し広告収入を得るほか，利用予定のない市有地など処分可能な遊休財産の売却や貸付けなどに取り組み，税外収入の確保に努めます。
- ふるさと納税等による寄附金制度やクラウドファンディング制度など，多様な資金調達手法を調査研究し，税外収入の確保に努めます。
- 公平性を確保するために，市民理解を得ながら，行政サービスの受益者負担の適正化を進めます。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	マイナンバーカードの 交付率	マイナンバーカード（個人番号カード）の普及に努め，2022年度に15%の交付率にすることを目標とする。	9.9%	15.0%
	■2	経常収支比率*	一般財源の余裕度，財政構造の弾力性を表す数値。90%未満を目標にする。	94.0%	90.0%未満





## 施策の内容（3） 広域行政の充実強化

### 1 広域行政によるまちづくりの推進

#### ①自治体間協力体制の充実・強化による地域の活性化 3-3-3-1-1

- 広域的な都市機能の整備を促進し、これらの社会資本を最大限活用した都市圏の形成を図ります。
- 公共施設の相互利用など、各種公共サービスの充実を図るため、近隣自治体間の連携を強化します。
- 近隣自治体との協力体制を強化し、広域的な行政課題の対応について調査研究を行います。

#### ②暮らしを支える広域行政の推進 3-3-3-1-2

- ごみ処理、し尿処理、消防、下水道、火葬場など一部事務組合\*で共同運営している事業については、構成自治体との連携を強化し、業務の効率化を図ります。

## 目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	近隣自治体と相互利用をしている公共施設数	行政間の連携により各種公共サービスの相互利用施設を充実させ、市民サービスの向上を図る。	2施設	4施設



■第2次つくばみらい市総合計画

# 資料編

- 1 策定経緯
- 2 総合計画条例
- 3 総合計画審議会
- 4 総合計画策定委員会
- 5 諮問・答申
- 6 用語解説

# 1 策定経緯

年月日	事 項	内 容
平成28年度		
8月17日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の策定について</li> <li>各種調査について</li> </ul>
9月3日 ～9月18日	(仮称)第2次つくばみらい市総合計画策定に係る住民意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に郵送による意向調査を実施</li> <li>回収率22.2% (回収数668票)</li> </ul>
10月18日	策定委員会補助員によるワークショップシミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ1「世代別の幸福度」</li> <li>テーマ2「世代別の“みらいシナリオ”」</li> </ul>
10月29日	市民ワークショップ①(目的型会議) (教育・福祉分野及び産業分野の市内活動団体に所属している市民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ1「世代別の幸福度」</li> <li>テーマ2「世代別の“みらいシナリオ”」</li> </ul>
10月31日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>諮問書伝達</li> <li>総合計画の策定内容と今後の進め方について</li> <li>つくばみらい市の概況について及び意見交換</li> </ul>
11月2日 ～4日	インターネットアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都、千葉県、埼玉県の近隣市・区の20歳以上の男女を対象としたインターネットアンケートを実施</li> <li>回収率20.4% (有効サンプル数1,101サンプル)</li> </ul>
11月12日	市民ワークショップ②(地縁型会議) (公募による市民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ1「世代別の幸福度」</li> <li>テーマ2「世代別の“みらいシナリオ”」</li> </ul>
11月16日	市民ヒアリング (子育て世代 個別インタビュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のイメージの変化(これまでと今後)</li> <li>子育てをする上で感じる良い点・不満な点</li> <li>暮らし続けたいまちづくりについて</li> </ul>
	市民グループヒアリング① (働く世代 商工会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のイメージの変化(これまでと今後)</li> <li>市の良い点・不満な点</li> <li>市で暮らし続けたいか</li> <li>市に期待すること</li> </ul>
11月27日	市民グループヒアリング② (若者 成人式実行委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のイメージの変化(これまでと今後)</li> <li>市の良い点・不満な点</li> <li>市で暮らし続けるために必要なこと</li> </ul>
12月12日	市民グループヒアリング③ (シニア ボランティア団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のイメージの変化(これまでと今後)</li> <li>市の良い点・不満な点</li> <li>次世代へ引き継ぎたいこと・残したいもの</li> </ul>
1月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばみらい市総合計画策定に係る基礎的調査について</li> <li>新たなつくばみらい市の総合計画策定に向けて</li> </ul>
2月7日	第2回審議会	

平成29年度		
5月1日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想（案）について</li> </ul>
5月19日	第3回審議会	
6月22日 ～7月7日	策定委員会補助員による市民及び職員インタビュー	(職員インタビュー) <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の10年間の変化</li> <li>重点的に取り組むべき施策・事業</li> </ul> (市民インタビュー) <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の魅力（つくばみらい市らしさ）</li> <li>魅力を高めるために何をすべきか</li> </ul>
7月20日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想（案）について</li> <li>前期基本計画（案）について</li> </ul>
8月10日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想（案）について</li> <li>基本計画の新体系案について</li> </ul>
10月12日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期基本計画（案）について</li> <li>基本構想について</li> </ul>
10月17日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期基本計画（案）について</li> <li>基本構想について</li> </ul>
10月23日	第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期基本計画（案）について</li> <li>基本構想について</li> </ul>
11月1日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画(案)について</li> </ul>
11月15日	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画(案)について</li> </ul>
12月4日	第9回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画(案)について</li> </ul>
12月5日	第6回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画(案)について</li> <li>答申について</li> </ul>
12月15日 ～1月13日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画基本構想（案）</li> <li>(仮称)第2次つくばみらい市総合計画前期基本計画（案）</li> </ul>
1月26日	第10回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施結果と意見対応について</li> </ul>
1月31日	第7回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施結果について</li> <li>答申書（案）について</li> </ul>
2月5日	答申	
2月21日	議会報告	

## 2 総合計画条例

つくばみらい市総合計画条例

平成27年12月24日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)第1条に規定するつくばみらい市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し(軽微なものを除く。),又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

## 3 総合計画審議会

### (1) つくばみらい市総合計画審議会条例

○つくばみらい市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日

条例第 151 号

改正 平成 24 年 3 月 31 日条例第 16 号

平成 26 年 12 月 17 日条例第 39 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、つくばみらい市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民
- (3) 識見を有する者
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長になるとともに、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室政策秘書課において処理する。

(平24条例16・平26条例39・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第39号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



## (2) 総合計画審議会名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
市議会議員	高木 寛房	つくばみらい市議会議長	
	染谷 礼子	つくばみらい市議会副議長	
市民 (公益的団体等)	浅野 光一	つくばみらい市区長会代表	会長
	吉田 多一郎	スポーツクラブ みらい代表	
	久下 伸子	つくばみらい市教育委員会委員代表	
	中島 督仁	つくばみらい市商工会青年部代表	
	菩提寺 宗子	託児ボランティア ソレイユ代表	
	白鳥 治代	つくばみらい市民生委員児童委員連合協議会代表	
	横瀬 務	つくばみらい市4Hクラブ代表	
市民 (公募)	石川 正巳		
	石村 章子		
	岡田 康一		
	樋口 日出子		
	守谷 智明		
識見を有する者	松原 康介	筑波大学システム情報系准教授	副会長
市職員	山田 俊光	つくばみらい市役所職員(副市長)	

## 4 総合計画策定委員会

### (1) つくばみらい市総合計画策定委員会要綱

○つくばみらい市総合計画策定委員会要綱

平成 18 年 6 月 30 日

訓令第 36 号

(設置)

第 1 条 つくばみらい市総合計画の策定について必要な事項を調査, 研究, 調整又は協議をするため, つくばみらい市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は, 次に掲げる事項について調査, 研究, 調整又は協議をする。

- (1) つくばみらい市総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 基本構想, 基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会の委員は, 市職員から市長が任命するものをもって構成する。

- 2 委員の任期は, つくばみらい市総合計画の策定が終了するまでとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は, 委員のうちから市長が指名する。
- 5 委員長は, 策定委員会の会務を総括し, 会議の議長となる。
- 6 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故があるとき, 又は欠けたときは, その職務を代理する。
- 7 委員長は, 策定作業状況及び会議の経過を市長に報告しなければならない。

(平 28 訓令 8 ・一部改正)

(部会)

第 4 条 策定委員会に次の部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 市民経済部会
- (3) 保健福祉部会
- (4) 都市建設部会
- (5) 教育部会

2 部会は、第2条第2号及び第3号に掲げる事項のうち、専門的事項について調査、研究、調整又は協議をする。

3 部会の構成員は、委員長が指名する。

(平23訓令3・一部改正)

(補助員)

第5条 策定委員会の計画策定に係る資料の収集及び計画立案作業のため補助員を置く。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、策定委員会にあっては委員長が、部会にあっては当該部会長が、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平24訓令5・平27訓令4・一部改正)

(補則)

第8条 この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## (2) 総合計画策定委員会名簿

氏名	職名	備考
山田 俊光	副市長	委員長
石塚 眞典	教育長	副委員長 平成 29 年 3 月まで
福田 敏男	教育長	副委員長 平成 29 年 4 月から
石神 栄	市長公室長	
木村 明夫	総務部長	平成 29 年 3 月まで
斉藤 一	総務部長	平成 29 年 4 月から
中山 和広	市民経済部長	
斉藤 一	保健福祉部長	平成 29 年 3 月まで
吉田 弘之	保健福祉部長	平成 29 年 4 月から
奈幡 優	都市建設部長	
井波 進	教育部長	
中村 将	会計管理者	

## 5 諮問・答申

### (1) 諮問

みらい政第 65 号

平成 28 年 10 月 31 日

つくばみらい市総合計画審議会  
会長 浅野 光 一 様

つくばみらい市長 片庭 正 雄

第 2 次つくばみらい市総合計画（仮称）について（諮問）

つくばみらい市総合計画審議会条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 151 号）第 2 条及びつくばみらい市総合計画条例（平成 27 年つくばみらい市条例第 39 号）第 6 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

第 2 次つくばみらい市総合計画（仮称）の策定に関する審議

#### 2 諮問理由

本市は、計画的かつ安定的な行財政運営を行っていくため、「つくばみらい市」として発足して以降、「つくばみらい市総合計画（基本構想・前期基本計画）」（平成 20 年 3 月）、「つくばみらい市総合計画新基本計画」（平成 24 年 3 月）を策定し、各種施策・事業等を実施してきました。

近年、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少・少子高齢化への対応、様々な社会的なニーズの多様化、東日本大震災や関東・東北豪雨等の経験を踏まえた新たな自然災害への対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

本市においては、新たな子育て世代の転入増などを背景に順調に人口が増加していますが、市全体の人口分布や年齢構成では偏りがみられ、少子高齢化が進み今後も厳しい社会経済情勢が続くと予想される中、様々な変化に的確に対応したまちづくりを進め、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

そのため、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動計画となる「第 2 次つくばみらい市総合計画（仮称）」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

## (2) 答申

平成30年2月5日

つくばみらい市長 片庭 正雄 様

つくばみらい市総合計画審議会  
会長 浅野 光 一

### 第2次つくばみらい市総合計画（仮称）について（答申）

平成28年10月31日付けみらい政第65号で諮問のあった「第2次つくばみらい市総合計画（仮称）」について、本審議会で慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程及び市民ワークショップ・各種ヒアリングなどを通して寄せられた多くの市民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請します。

#### 記

1 本市は首都近郊にあって豊かな自然を有し、都市的環境と自然環境が調和したまちであり、それが本市の魅力の一つとなっている。このため、市民の交流などを通して、先人から受け継いできた豊かな自然環境や歴史、文化など、本市の資源を「個性」として大切に守り育てながら、市民の幸福度を高めるまちづくりの推進に努められたい。

2 本総合計画が、市民のための計画として円滑に推進されるためには、市民が当該計画の内容を理解し、かつ、その協力のもとで行うことが不可欠である。市民に対する周知においては、あらゆる機会を通じてこれを行うとともに、各種施策・事業の実施について、市民自らが積極的に参画する機会の充実を図りながら、協働のまちづくりの実践に努められたい。

3 本市では、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める必要があることから、市民生活の向上に繋がる本総合計画の諸施策が計画的に実施できるよう、その基礎となる中長期の堅実な財政計画の構築に努められたい。

4 本総合計画に掲げる施策の実施に当たっては、社会・経済情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応することが求められる。そのため、PDCAサイクルを活用した事業の進捗管理や評価、検証など、必要に応じた見直しを行い、事業の優先順位を考慮した上で、効率的かつ効果的な施策の展開に努められたい。

5 本総合計画の実現に当たっては、総合的に推進していく必要があるため、各分野の相互の関連性に留意しながら、分野横断的に目標を実現する体制を整え、関係各課の壁を越え全市をあげて取り組まれるよう努められたい。

## 6 用語解説

### アルファベット

用語	解説
IoT 技術	あらゆるものがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念・コンセプトのことである。
NPO (法人)	NonProfit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
OECD	経済協力開発機構、1961 年 OEEC を改組し、アメリカ・カナダなども参加して発足した西側の経済協力機構。貿易・資本の自由化、発展途上国の援助、経済政策の調整などを目的とする。
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。東南アジア諸国連合 (ASEAN) 10 か国と日本・中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・インドの計 16 か国が交渉に参加する、広域的な経済連携構想。
SNS	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
TPP	環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定とは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定である。2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016 年 2 月、ニュージーランドで署名された。後に日本は 2017 年 1 月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP 協定を締結し、2017 年 1 月の米国による離脱表明を受けて、現在、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行っている。

### あ 行

用語	解説
アグリビジネス	農業生産とそれに関連する資材供給や加工分野における企業活動。また、農業関連企業や農業関連産業総体ともいう。
イノベーション	それまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで既存の仕組みや在り方を一変させること、といった意味で使われる。技術開発、商品開発、新たな販路やビジネスモデル、あらゆる分野・文脈において用いられる。
オーダーメイド方式	立地を予定する企業の希望を取り入れた工業用地の整備をする方式のこと。

用語	解説
一般会計	国又は地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと。
一部事務組合	地方自治法に基づき、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合のこと。

## か行

用語	解説
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと。要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
開発許可制度	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的として設けられた制度のこと。
開発行為	都市計画法上の開発許可の対象となる行為のこと。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
行財政改革大綱	地方分権に対応し、創意工夫が発揮できるよう、行財政組織運営全般について、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に向けた計画。
区域指定制度	市街化調整区域内でも指定された区域内であれば誰でも住宅や共同住宅などを建てることのできる制度のこと。（平成14年3月に県条例によって制度が決定された。）
グリーン・ツーリズム	農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル化	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。
ケアプラン	要介護又は要支援と認定された人が介護サービスを利用するときに、作成する介護サービスに関する計画のこと。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標のこと。
ゲートキーパー	自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材のこと。
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家のこと。



用 語	解 説
県西広域水道用水供給事業	良質な水道水を安定的に供給できるよう、県内を「県中央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の4つに分類した広域水道用水供給事業の一つ。霞ヶ浦・利根川・鬼怒川を取水河川とし、11市2町を対象としている。
広域幹線道路	幹線道路のうち、広域的な都市間の連絡を主に担う道路のこと。
工業専用地域	都市計画法で定められた用途地域の一つで、工業の利便を増進させるため定める地域のこと。主に工業以外の用途の建築物は厳しく制限される。
洪水ハザードマップ	河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとにして、浸水想定区域や洪水予報等の伝達方法、避難場所などを住民に分かりやすく示した地図のこと。
高齢クラブ	地域のおおむね60歳以上の人生きがづくりの一環として、多世代交流や地域貢献などを目的として行うクラブ活動を行う自主組織のこと。
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	「壮年期からの健康基盤の確立と高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり」を基本方針として高齢者施策を総合的・計画的に体系付けた計画のこと。
コミュニティ・プラント事業	下水道区域外の集落や団地などに設置された、地域し尿処理施設のこと。
コミュニティセンター	地域住民が交流、活動する場として、また、生涯学習を实践する場として設置された施設のこと。
コミュニティバス	地域の交通空白地域や不便地域の解消等、地域住民の利便性向上のために、地方公共団体などが主体となって、一定地域を運行するバスのこと。車両仕様や運賃、ダイヤ、バス停の位置等が工夫されている。

## さ 行

用 語	解 説
里親制度 (道路・公共施設等)	一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度のこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域のこと。建築行為や開発行為が制限されることになる。
指定管理者制度	地方公共団体が設置した公共施設を、民間企業や団体等を指定して管理・運営を委託する制度のこと。利用者の利便性の向上、地方公共団体の負担の軽減などを目的としている。

用語	解説
シティプロモーション	都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確立し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。
自動体外式除細動器 (AED)	AEDは、Automated External Defibrillatorの略。突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置のこと。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動のこと。
障がい者計画	障がい者施策の基本的方向性と具体的な取組を示した計画のこと。
情報セキュリティポリシー	地方自治体における情報セキュリティに関する基本方針を指す。大切な「情報資産」をどのような脅威から、いかにして守るのかについて、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたもの。
人権教育・啓発推進法	人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。
スマートIC	主にETC技術を活用した自動料金收受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジのこと。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営するスポーツクラブのこと。種目・世代・技術レベルに応じて、それぞれのスタイルでできるのが特徴。

## た 行

用語	解説
滞納処分	租税が滞納されたときに、国又は地方公共団体が滞納者の財産を差し押さえ、公売に付してその売上金から徴収する行政処分のこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
地域幹線道路	幹線道路のうち、市内の各地域間の交通を主に担う道路のこと。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。

用語	解説
地域コミュニティ	「コミュニティ」とは、一般的に共同体又は地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結び付きが強く、地域性を持った集団のことを指す。
地域福祉計画	地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるための仕組みをつくる計画。
地域包括支援センター	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応する機関。
地域密着型サービス	認知症やひとり暮らしのお年寄りが住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスのこと。（平成18年4月の介護保険法の改正で導入。市区町村が事業者の指定・監督をする。）
地区計画制度	地区の特性に応じ、一定の区域において公園、道路等の地区施設の配置・規模・建物の用途・敷地・形態などの制限などについて、規制・誘導する都市計画法に定められた制度の一つ。
地籍調査	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するもの。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全などに活用されるほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに利活用されている。
昼夜間人口比率	常住人口（夜間人口）当たりの昼間人口の割合のこと。
綱火	愛宕神社の例祭日に奉納され、火難を払い五穀豊穡を祈願する。市内には二流派（小張松下流綱火・高岡流綱火）の綱火が伝承され、いずれも国の重要無形民俗文化財に指定されている。
低炭素	温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出を抑えること。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる「低炭素社会」を目指す取り組みが活発化している。
電子自治体	自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組を指す。
動物指導センター	茨城県動物指導センターを表す。犬猫の保護及び管理、動物愛護の普及啓発、動物取扱業の監視・指導などを行っている。
道路台帳	道路の幅員、延長、構造その他道路管理上の基本的事項を記載した図面と調書で構成されたもの。
都市計画区域	都市計画法の規定が適用される区域のこと。一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域。都市計画を策定する区域の単位。

用語	解説
都市計画道路	都市計画において定められた都市施設の一つで下記の4種類に分類される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車専用道路：都市高速道路等専ら自動車の交通の用に供する道路</li> <li>幹線街路：都市内のまとまった交通を受け持つとともに、骨格を形成する道路</li> <li>区画街路：地区における宅地の利用に供するための道路</li> <li>特殊街路：歩行者、自転車等、自動車以外の交通の用に供する道路</li> </ul>
都市計画マスタープラン	都市計画法に位置付けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき策定されるもの。おおむね20年後の将来を目指し、具体的なまちづくりの方針を明らかにする計画。
都市軸道路	つくばエクスプレス沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これら市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る埼玉県三郷市から茨城県つくば市に至る延長約30kmに及ぶ主要幹線道路のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

## な行

用語	解説
認定農業者	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者のこと。
農業生産法人	農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

## は行

用語	解説
パブリシティ	企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動。
パラダイムシフト	思考や概念、規範や価値観が、枠組みごとに移り変わること。
バリアフリー	歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障がい者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
フィルムコミッション（FC）	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。

用語	解説
ペアレントトレーニングリーダー	発達障害者支援体制整備事業（ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング）に基づくもの。子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレントプログラムを保育士等が実施する経費及び保護者が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを行う。
ボーダーレス化	境界がない社会になること。国境を始め、業種、業態、時間、組織、人格、仕事や性別などの線引きを消してしまうこと。
圃場基盤整備	圃場（ほじょう）とは作物を栽培する田畑のこと。生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。
放課後児童クラブ（数）	仕事や病気などで昼間、保護者のいない留守家庭の児童を放課後等に預かり、遊びや集団生活の場を提供して、子どもたちの健全な育成を図る事業のこと。

## ま 行

用語	解説
埋蔵文化財（包蔵地）	文化財保護法では、土地に埋蔵されている文化財が埋蔵文化財と定義される。また、埋蔵文化財包蔵地とは埋蔵文化財（遺跡・遺構・遺物）が埋まっている土地を指す。
マジョリティ	英語表記：Majority、多数、多数派、過半数。

## や 行

用語	解説
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
有収率	供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。 有収率（％）＝ 年間総有収水量 / 年間総配水量 × 100
ユニバーサルデザイン	障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・空間などをデザインすること。
よつわ大学	高齢者の学習を通じた自己実現と技能の地域還元を目指し、公民館を中心として行っている高齢者学級のこと。

## ら行

用語

解説

ライフライン

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステムのこと。

## わ行

用語

解説

ワンストップサービス

一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

ワープステーション  
江戸

ワープステーション江戸（ワープステーションえど）は、日本の茨城県つくばみらい市南太田にあるロケ施設。ロケ実施中は通行制限されるが、施設は有料で一般公開されている。敷地内につくばみらい市立歴史館を併設(2017年9月13日閉館)し、同市立歴史公園と隣接する。

## つくばみらい市民憲章 平成18年11月1日制定

わたくしたちは、豊かな自然環境に恵まれた郷土を愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎ、世界に羽ばたく住みよいつくばみらい市をみんなで作るために、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人にやさしい、緑ゆたかな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を深め、歴史と文化のかおり高いまちをつくりましょう
- 1 豊かな心を育て、体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう
- 1 若い力をはぐくみ、働く喜びをもち、活力に満ちたまちをつくりましょう
- 1 地域活動に参加し、心のかよいあう、生きがいのあるまちをつくりましょう

## 市の花・木・鳥 平成18年11月1日制定



●市の花…なのはな

早春のおだやかな日差しを浴びて、小貝川沿い一面を黄色に染める様は、人に元気を与え、明るく未来に伸びるつくばみらい市にふさわしい花である。



●市の木…さくら

身近な樹木で、特に福岡壺の桜並木は、「茨城百景」にも選ばれており、美しく咲く風景は人の心を和ませる力があり、自然豊かなつくばみらい市にふさわしい木である。



●市の鳥…ひばり

天高く元気にさえずる姿は、のどかな中にも明日への夢と希望をふくらませる力強さがあり、発展・躍進するつくばみらい市にふさわしい鳥である。



## みらいをつくるば

つくばみらい市

「みらいをつくるば つくばみらい市」は、つくばみらい市に住む人々はいつも前向きに、自らでよりよい「みらい」をつくろうと暮らしている、そうした人々のエネルギーにあふれるまちを表現したものです。ロゴマークは、一人ひとりがみらいを想像する様子を、指でフォーカスする（焦点をあてる、着目する）ポーズで表現し、「太陽のように明るいみらい」をイメージさせるイエローでデザインしました。



## 第2次つくばみらい市総合計画

発行 平成30年10月  
発行者 つくばみらい市  
編集 つくばみらい市市長公室政策秘書課  
〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195(伊奈庁舎)  
TEL 0297-58-2111(代表) FAX 0297-58-5611  
<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>